

第 2 期高知市子ども・子育て支援事業計画 (令和2~6年度)

(案)

**令和2年3月
高知市**

第2期高知市子ども・子育て支援事業計画（案）

目 次

I 序 論

1 計画策定の背景	3
2 計画策定の目的	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	7
5 計画策定への取組	7
6 計画の点検・評価	7

II 本 論

1 子どもと子育てを取り巻く現状	11
2 基本理念	25
3 基本方針	26
4 施策体系	27
5 重点施策	28

III 各 論

1 子どもの誕生と健やかな成長への支援の充実	33
2 幼児期における教育・保育の充実	47
3 子育てしやすい環境の整備	54
4 専門的な知識及び技術を要する支援の充実	65
5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備	88
○数値目標	97
○子どもの貧困対策に関する指標	114

I 序 論





1 計画策定の背景

我が国では少子化が進行し、本格的な人口減少が始まりつつあります。

少子化の要因や背景は、妊娠・出産・子育て、家庭、学校、地域、職場など、私たち一人ひとりの生活や考え方と深く関わるものであり、その影響は個人や世帯のみならず、社会経済、国民生活全体に及ぶと考えられています。

国においては、子育て支援社会の構築を目指して平成6年12月に策定した「エンゼルプラン」を始め、様々な対策を実施してきましたが、平成17年には、明治32年に人口動態統計をとり始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率^{※1}は1.26と、いずれも過去最低を記録しました。

こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な改革を図るため、平成18年には少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、平成22年1月には今後5年間の国としての子育て支援策や数値目標をまとめた「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。

また、女性の社会進出やこれに対応した保育ニーズの増大、あるいは家庭や地域における子育て力・教育力の低下など、子どもや子育て家庭をめぐる数多くの課題を解決していくため、平成22年1月以降新たな子育て支援の制度の検討が行われ、国会において「子ども・子育て関連3法^{※2}」が平成24年8月に成立し、公布されました。

これら子ども・子育て関連3法に基づいて、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から実施されました。

新制度においては、市町村が実施主体となり、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけており、この計画をもとに、子ども・子育て支援を計画的に実施していく必要があります。

※1 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。自然増と自然減との境目は2.08程度とされている。

※2 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。

2

計画策定の目的

本市では、平成10年3月に「高知市子育て支援計画～すこやか安心エンゼルプラン～」を策定し、これをもとに、子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して、子育てを支援するための様々な施策・事業を推進してきました。

平成17年には、次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画に対応し、市町村保育計画と母子保健計画を内包した計画として改定し、平成17年度から平成21年度までは「高知市子ども未来プラン～すくすくとさっこ21～」によって、また平成22年度から平成26年度までは「高知市子ども未来プラン2010～すくすくとさっこ21～」によって、「すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支えるまちづくり」を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成27年には、子ども・子育て支援法に定める市町村事業計画などに対応した本市における子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進するための計画として「高知市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めるとともに、引き続き「すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支えるまちづくり」を目指して、総合的かつ計画的に推進してきました。

このたび、「高知市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で計画期間を終了することから、これまでの取組の成果、課題などを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応しながら、引き続き施策を推進するため「第二期高知市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



3

計画の位置付け

本計画の位置付けは次のとおりです。

〈法令等の根拠〉

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の4の2第1項
※保育所、幼保連携型認定こども園^{※3}の整備に関する計画
- ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項

〈総合計画等との関連〉



※3 認定こども園

保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、また、地域における子育て支援を行う機能（子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定したもの。平成18年10月から開始された制度。



4

計画の期間

本計画の期間を、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

5

計画策定への取組

計画策定の事務局体制として、関係各課の職員で構成する庁内検討会を設置し、現行施策の評価や課題の分析を行いました。

また、就学前児童（0～5歳）のいる世帯を対象とした「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を平成30年度に実施しました。

これらの結果や意見をもとに、事務局において計画原案を作成し、「高知市子ども・子育て支援会議」における審議を経て本計画を策定しました。

6

計画の点検・評価

本計画における各施策等の達成状況について、定期的に点検・評価を行います。特に、各施策を推進するために設定する数値目標については、達成が可能かどうかの評価を行います。

これらの点検・評価の結果については、高知市子ども・子育て支援会議に報告するとともに、同会議の議事録や提出資料を本市のホームページで公開し、市民への周知や意見の聴取に努め、その後の計画の実施や見直し等に反映していきます。

Ⅱ 本論





1

子どもと子育てを取り巻く現状

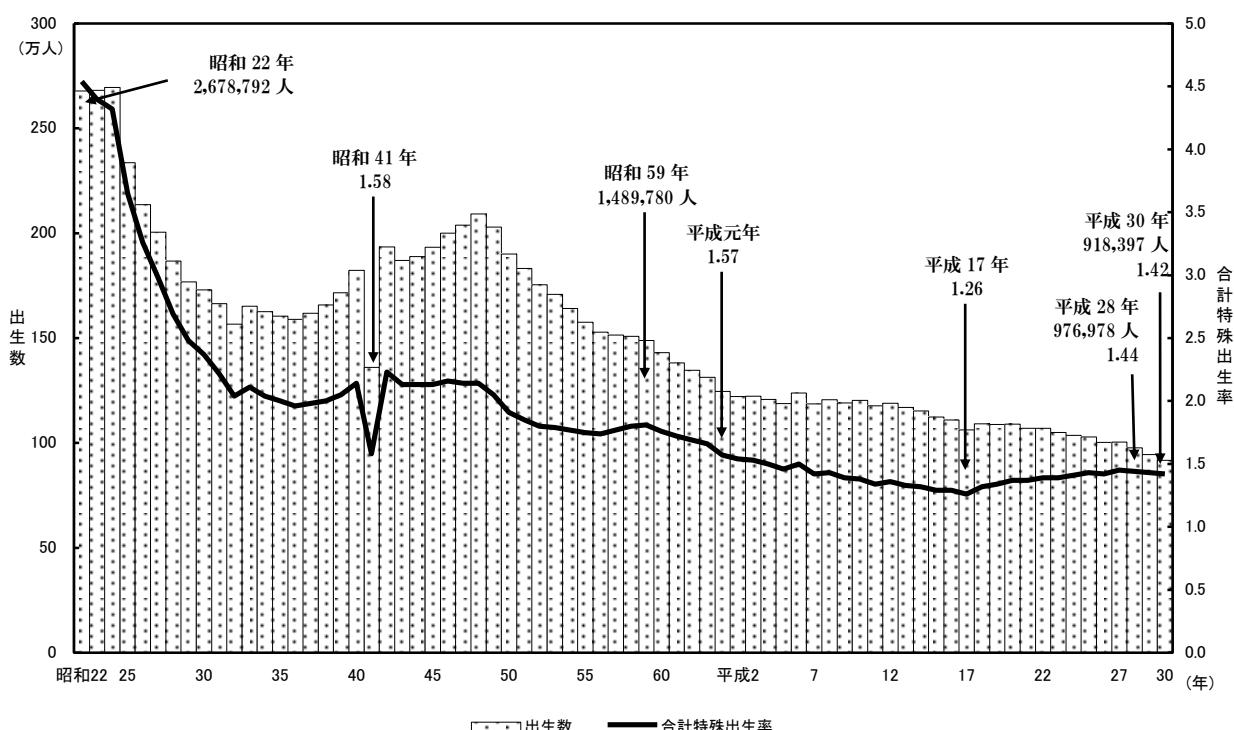
1-1 我が国における少子化の現状

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

我が国の出生数は、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっており、平成28年には100万人を割り込んでいます。

合計特殊出生率は、平成元年にそれまで最低であった昭和41年の数値を下回る1.57を記録し、さらに、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込みました。平成30年は、1.42となっており、平成17年以降は微増傾向ではあるものの、依然として低い水準にとどまっています。

出生数と合計特殊出生率の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 人口構造の変化

出生数の減少のみならず、我が国の人団構造そのものが大きく変化していく見通しです。

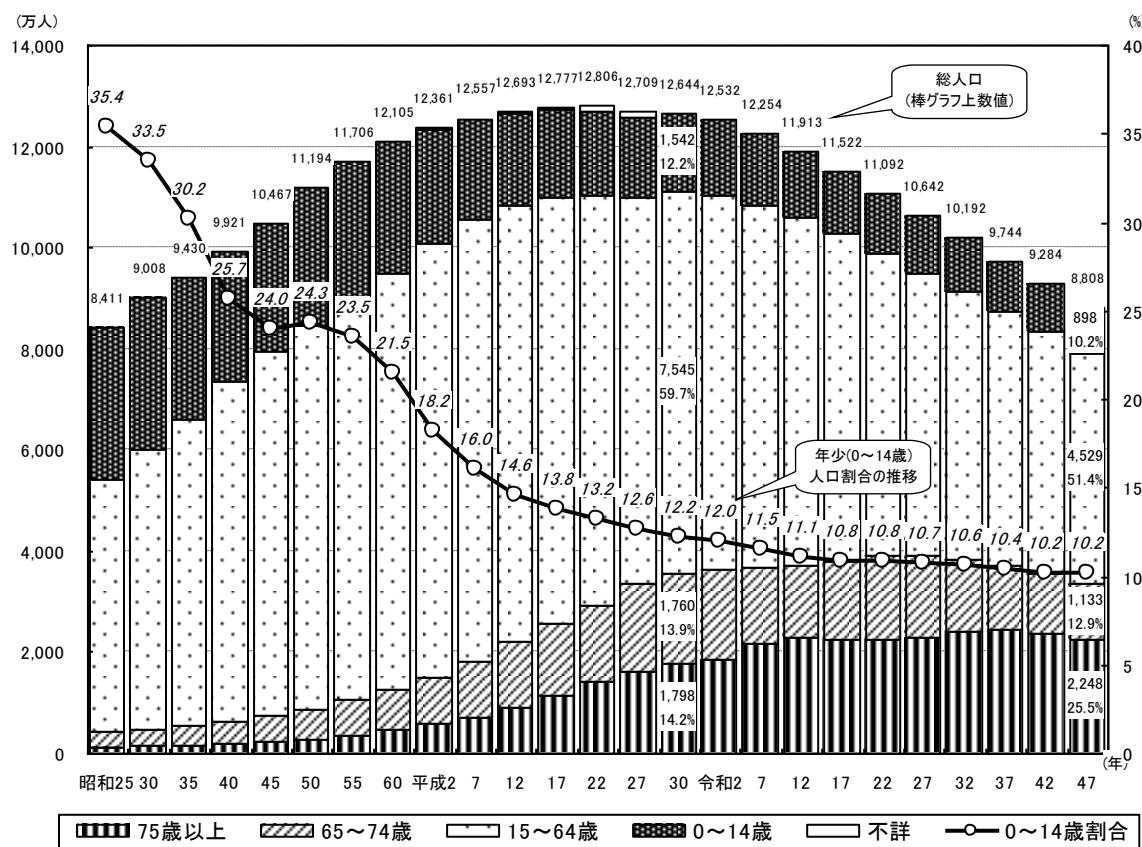
年少人口（0～14歳）では、総人口に占める割合は、平成30年の12.2%から低下を続け、令和7年に11.5%となり、令和47年には10.2%となります。

生産年齢人口（15～64歳）については、総人口に占める割合は、平成30年の59.7%から低下を続け、令和47年には51.4%となります。

高齢者人口（65歳以上）については、総人口に占める割合は、平成30年の28.1%から上昇を続け、令和47年には38.4%に達します。

人口構造の変化は、今後の社会保障制度や経済成長へ大きな影響を与えることが懸念されています。

我が国の人団構造の推移と見通し



資料：内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」

平成27年までは総務省「国勢調査」、2018年は総務省「人口推計」（平成30年10月1日現在確定値）、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

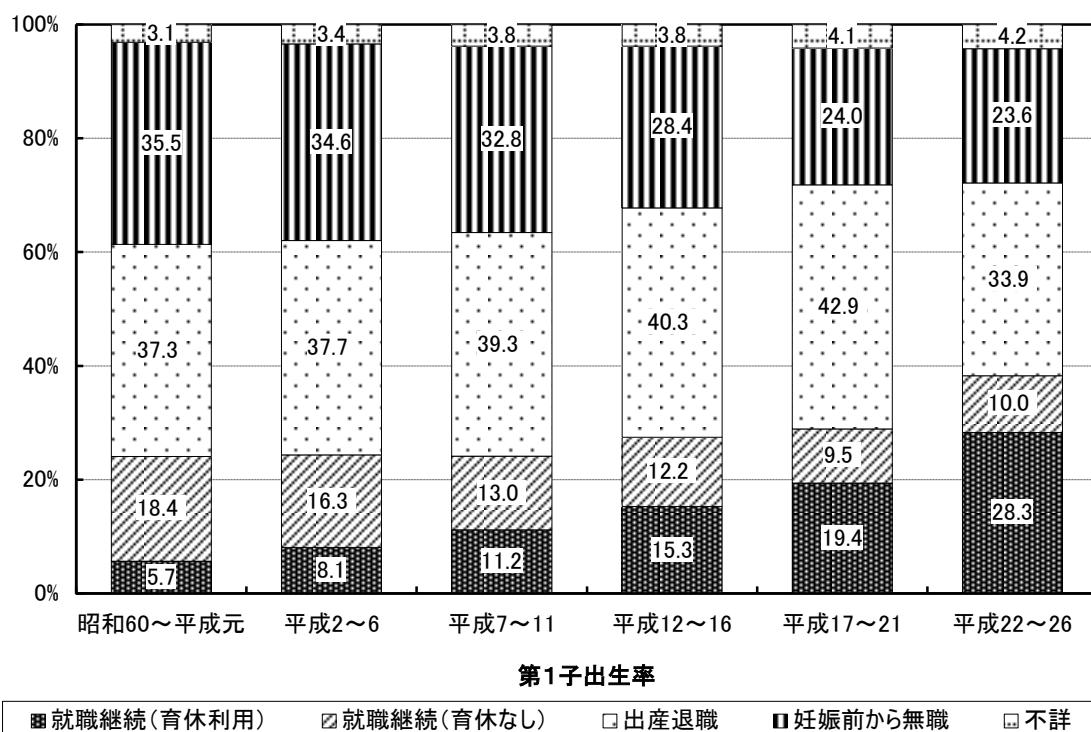


(3) 依然として厳しい女性の就労継続

国立社会保障・人口問題研究所が平成28年に公表した「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」によると、第1子を出産した前後に女性が就業を継続する割合は上昇しています。また、就業を継続している人の状況を見ると、育児休業制度を利用して就業を継続している者の割合が28.3%と大きく上昇しています。

一方で、第1子出産を機に離職する女性の割合はなお33.9%あり、就業を継続する割合は上昇しているものの、離職という道を選択する女性の割合も依然として高い状況になっています。

出産前有職者に係る第1子出産前後の就業状況



第1子出生率

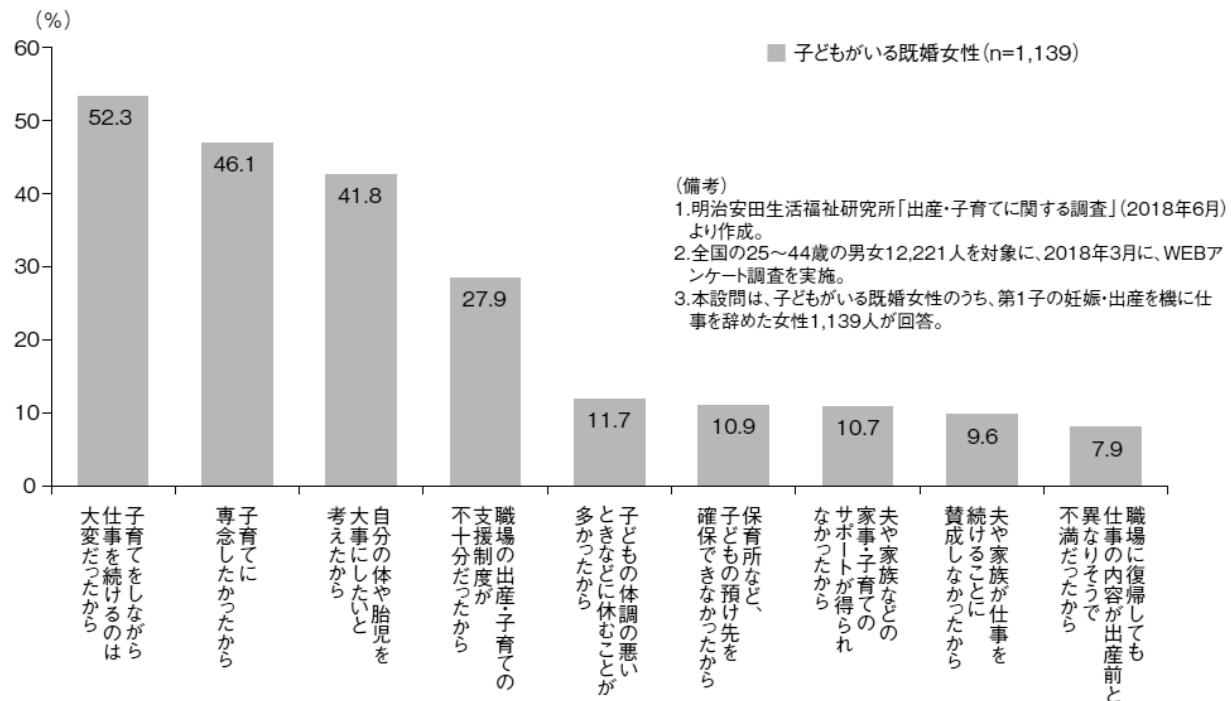
■就職継続(育休利用) □就職継続(育休なし) □出産退職 □妊娠前から無職 □不詳

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(平成28年)。
第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚同士夫婦について集計。
出産前後の就業経歴

就業継続(育休利用) 一妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
就業継続(育休なし) 一妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
出産退職 一妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
妊娠前から無職 一妊娠判明時無職～子ども1歳時無職

第1子の妊娠・出産を機に仕事をやめた理由としては、「子育てをしながら仕事を続けるのは大変だったから」が52.3%で最も高く、「子育てに専念したかったから」、「自分の体や胎児を大事にしたいと考えたから」が続いています。仕事と子育ての両立への負担感が女性の離職の大きな理由となっていることがわかります。

第1子の妊娠・出産を機に仕事をやめた理由（子どもがいる25～44歳の既婚女性：複数回答）



資料：内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2018」

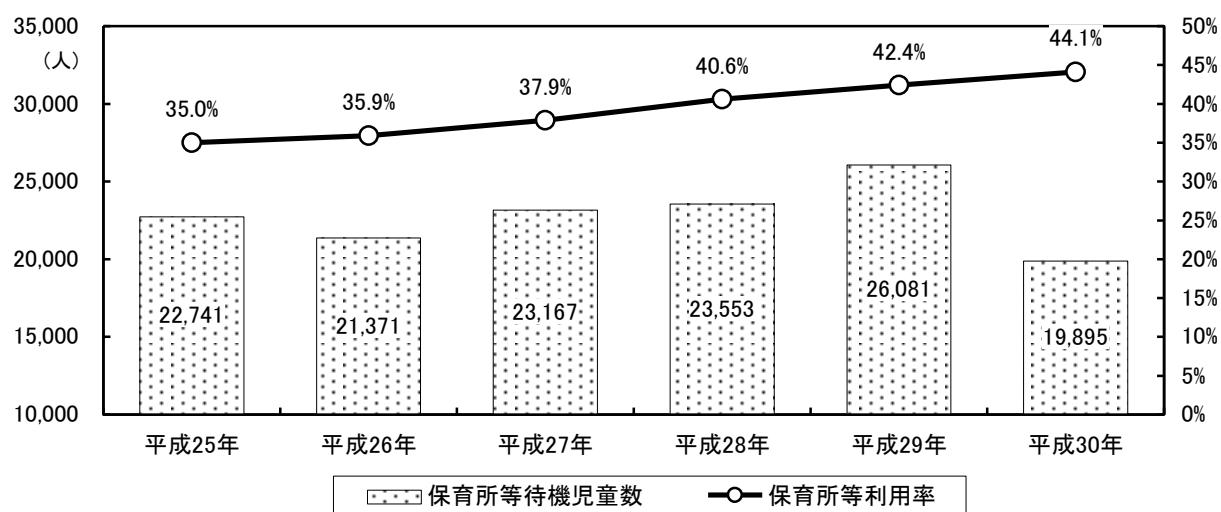


(4) 保育所等待機児童に関する問題

女性の就労継続が厳しい要因の一つとして、利用希望があっても空きがないなどの理由によって保育サービスを利用することができない状況が挙げられます。

保育所等（認定こども園、地域型保育事業を含む）の待機児童数については、平成26年以降増加傾向が続いていましたが、保育所数の増加とともに利用児童数も増加し、平成30年には19,895人と前年より6,186人減少しました。一方、小学校就学前の児童に占める保育所等利用率は年々高まっており、引き続き保育ニーズへの対応が必要です。

保育所等待機児童数の推移

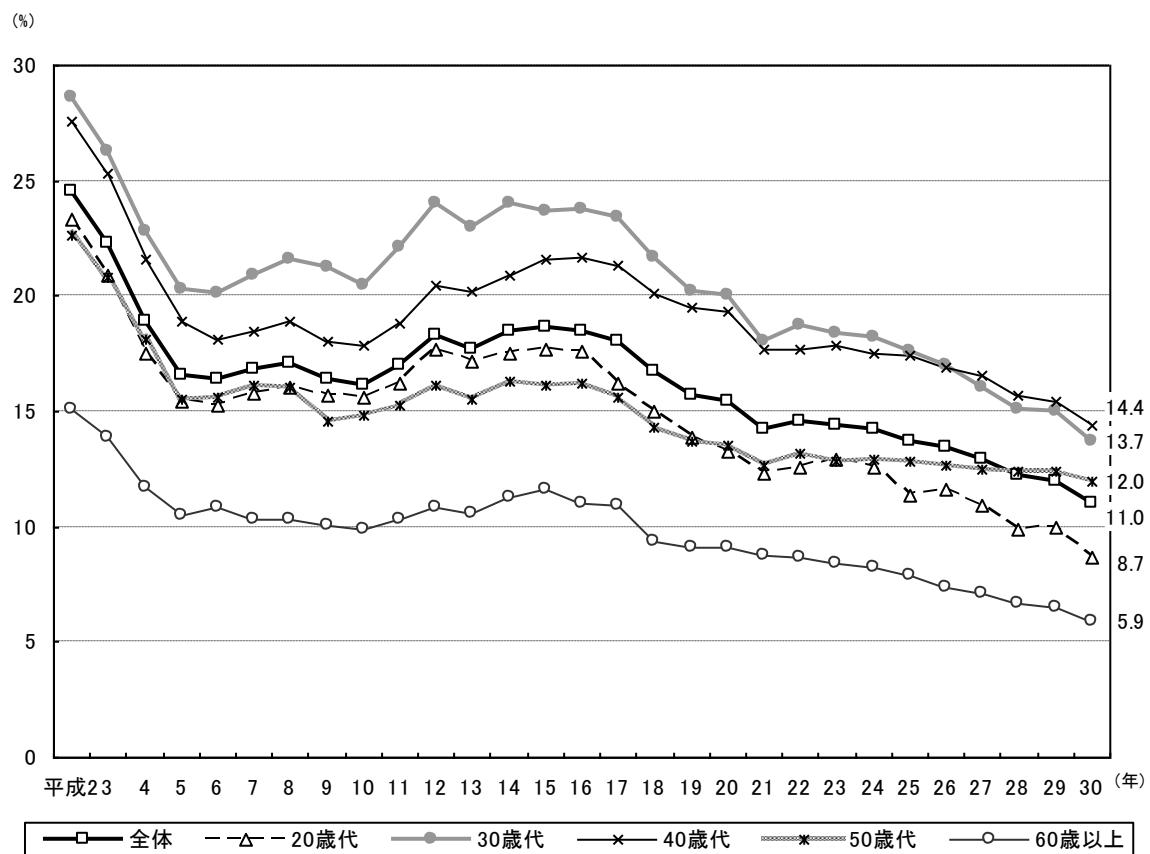


資料：厚生労働省、各年の数値は、4月1日現在

(5) 子育て世代の男性の育児参加

週60時間以上の長時間労働をしている男性は、どの年代においても、平成17年以降減少傾向にあります。しかしながら、子育て期にある30歳代や40歳代の男性については、約5人に1人が週60時間以上の就業となっており、他の年代に比べ最も高い水準となっています。

週労働時間60時間以上の就業者の割合（男性・年齢別）

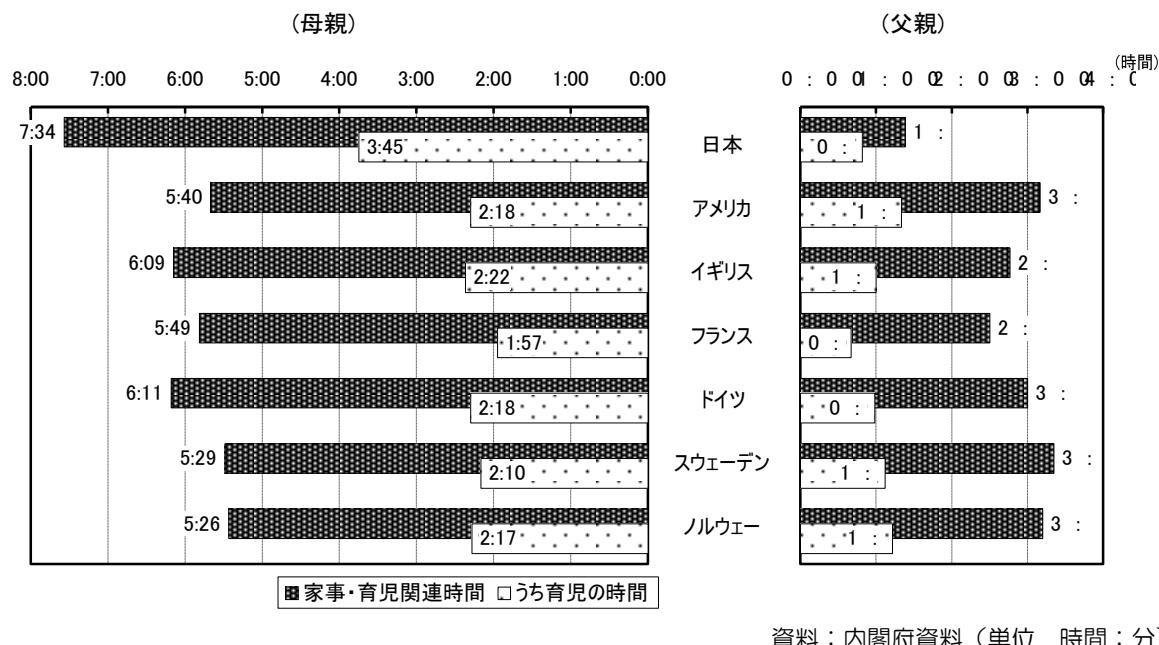


資料：総務省「労働力調査」



加えて、育児時間を国際比較してみると、6歳未満の子どもを持つ夫の育児時間は、1日平均約50分程度しかなく、多くの欧米諸国が1時間以上であるのと比較すると短くなっています。家事の時間を加えても、我が国の子育て期の夫の家事・育児にかける時間は1日平均1時間20分程度となっており、欧米諸国と比べて3分の1程度となるなど、男性の育児参加が進んでいないことがわかります。

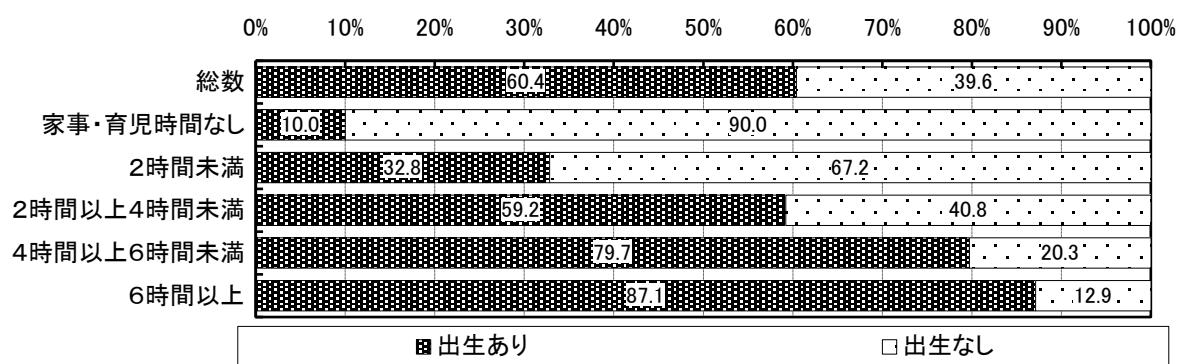
6歳未満児のいる夫婦の1日あたり家事・育児時間の国際比較



資料：内閣府資料（単位 時間：分）

厚生労働省が行った調査によると、夫の育児参加が多いほど第2子の出生が起きやすい傾向があるとされており、男性が育児において積極的な役割を果たすことが望まれます。

夫の育児頻度と第2子出生の関係



資料：厚生労働省「第14回21世紀成人者縦断調査（平成14年成人者）」（平成27年）

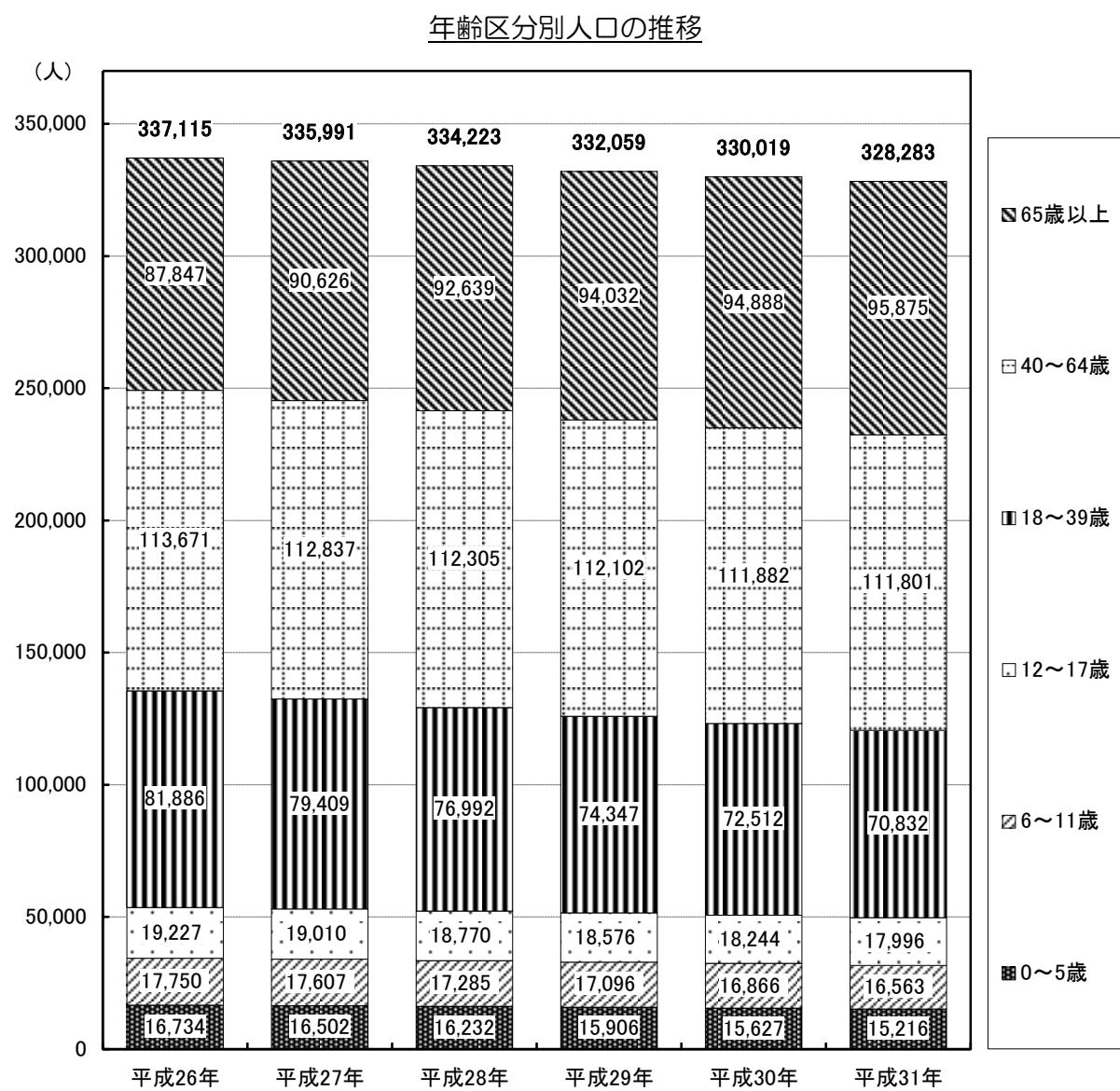
1-2 高知市における子どもと子育て家庭を取り巻く現状

(1) 人口の動向

本市の平成31年4月1日現在の人口総数は328,283人です。

人口については、旧春野町と合併した平成20年以降、減少傾向が続いています。

また、少子高齢化が進んでおり、平成31年4月1日現在、0歳～17歳の子どもの数は49,775人（住民基本台帳人口、人口総数比15.2%）と減少傾向にあり、親世代に相当する18～39歳も同様の状況にあります。



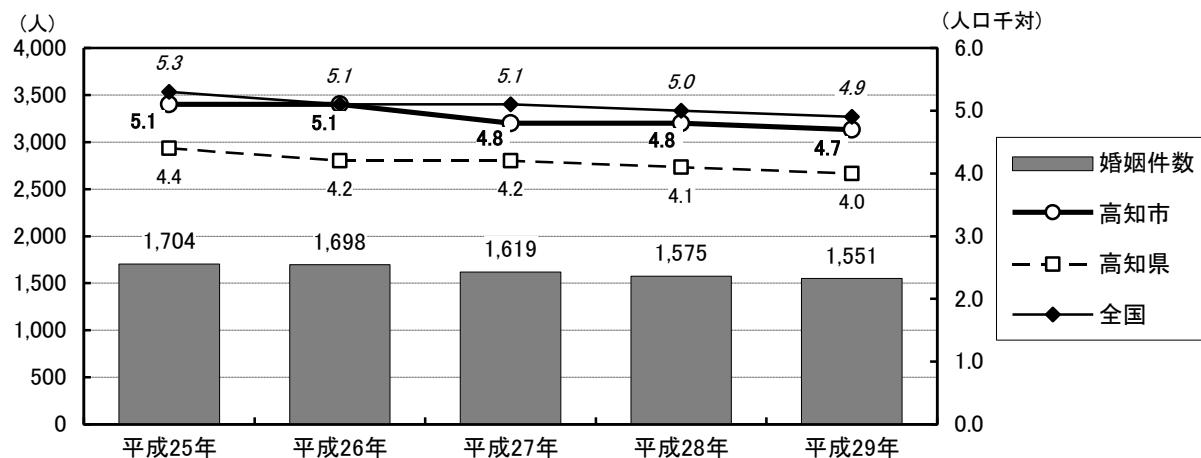
資料：住民基本台帳人口(各年4月1日現在)



(2) 婚姻・出生の動向

平成 29 年における本市の婚姻件数は 1,551 組で、平成 28 年より 24 組の減少となりました。婚姻率（人口千対）は 4.7 で、全国平均を 0.2 ポイント下回っています。

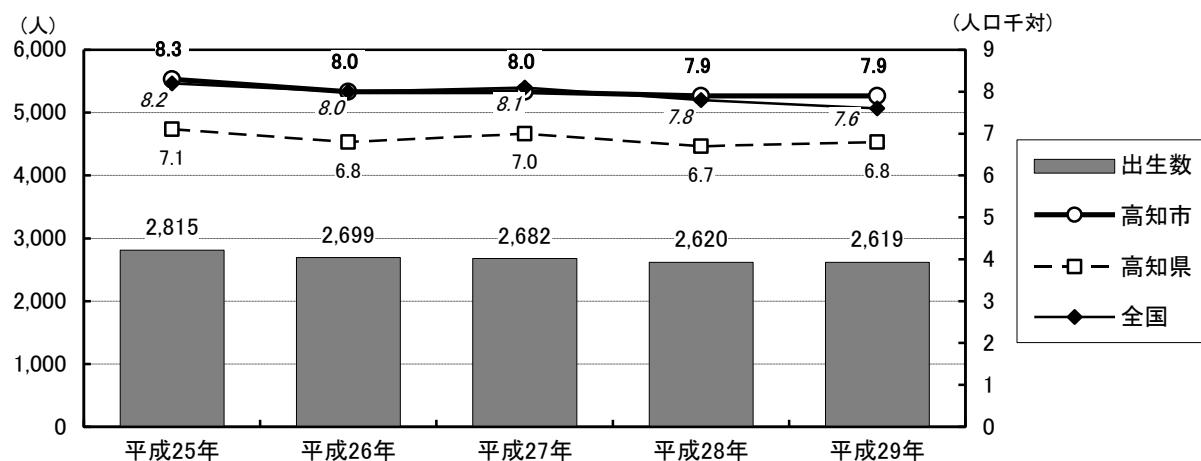
高知市における婚姻件数の推移と婚姻率の全国・高知県との比較



資料：厚生労働省 人口動態調査

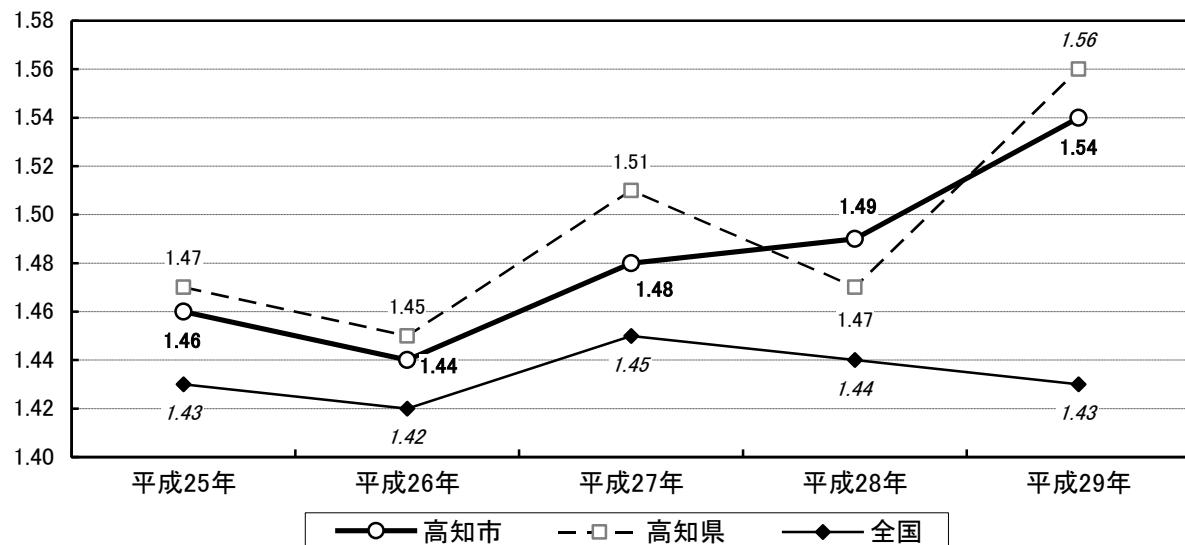
本市の平成 29 年における出生数は 2,619 人で、平成 28 年より 1 人の減少となっているものの、平成 25 年の 2,815 人と比較すると 196 人の減少となっています。また、平成 29 年の合計特殊出生率は 1.54（前年 1.49）となっています。

高知市における出生数の推移と出生率の全国・高知県との比較



資料：高知市HP 高知市の統計より

合計特殊出生率の推移

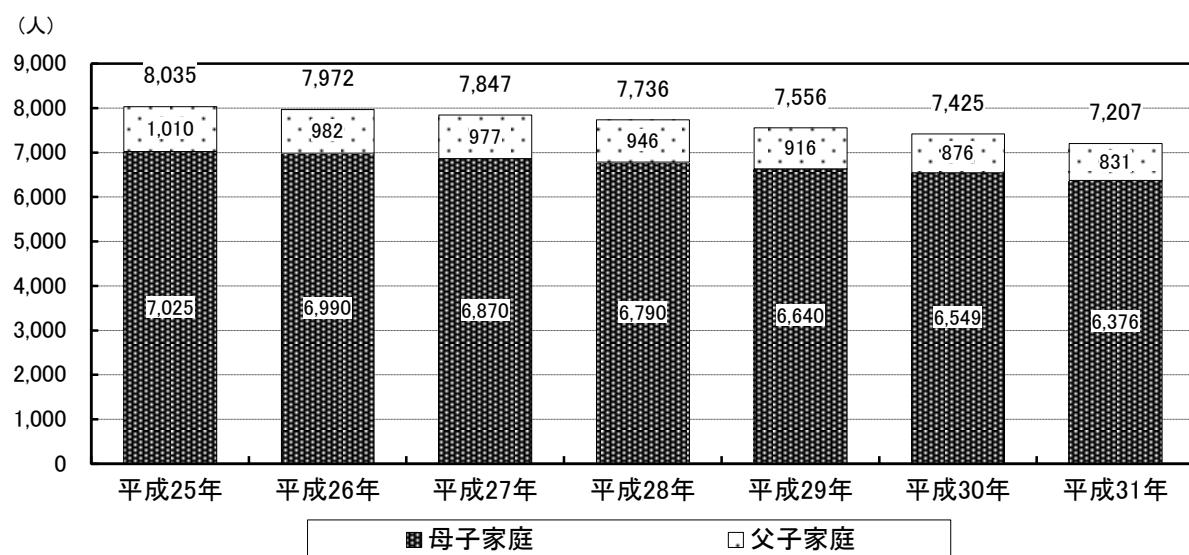


資料：高知市集計

(3) ひとり親家庭の状況

本市のひとり親家庭の世帯数は平成 31 年 4 月 1 日現在で 7,207 世帯と前年より 218 世帯減少しています。

母子家庭・父子家庭の世帯数



資料：高知市福祉事務所「高知市の福祉行政」(各年とも 4 月 1 日現在の推計値)

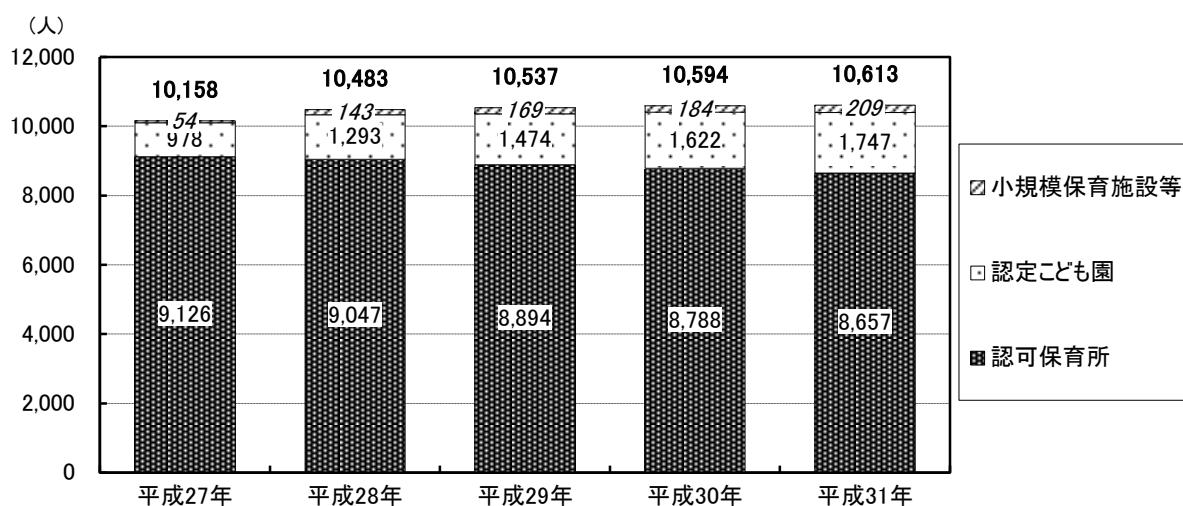


(4) 幼児期の教育・保育施設の状況

保育所等（認可保育所、認定こども園、小規模保育施設等）の入所状況の推移を見ると、子ども・子育て支援新制度が始まった平成27年度より利用児童数が毎年増加する傾向にあります。

また、施設種類別には、認定こども園への移行が進んだことに伴い、認可保育所の利用児童数が減少する傾向にあります。

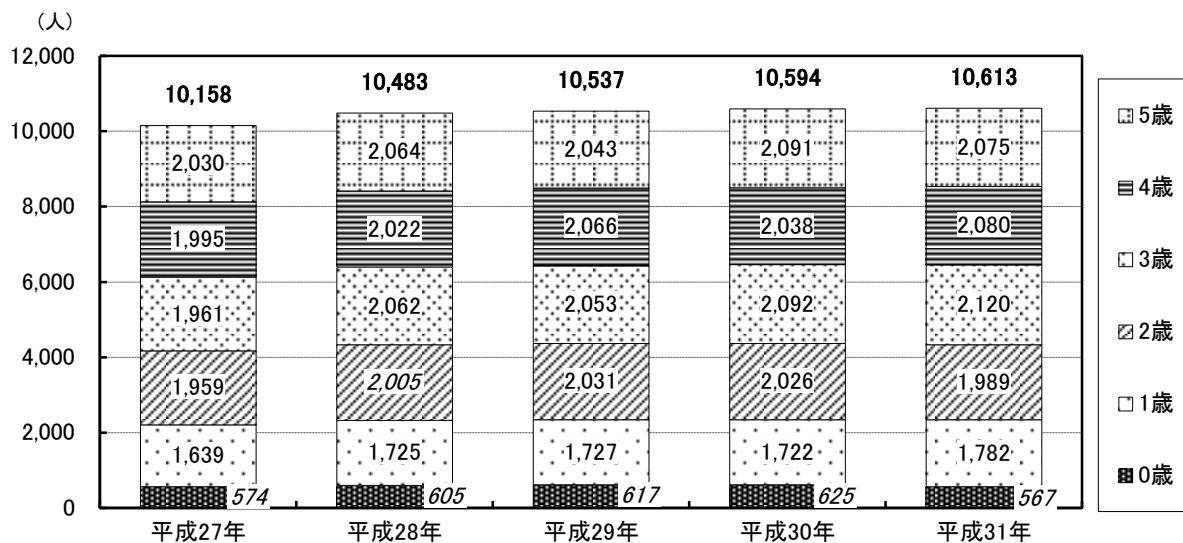
施設種類別保育所等入所状況の推移（2号・3号認定の子ども）



資料：高知市保育幼稚園課（各年とも4月1日現在）

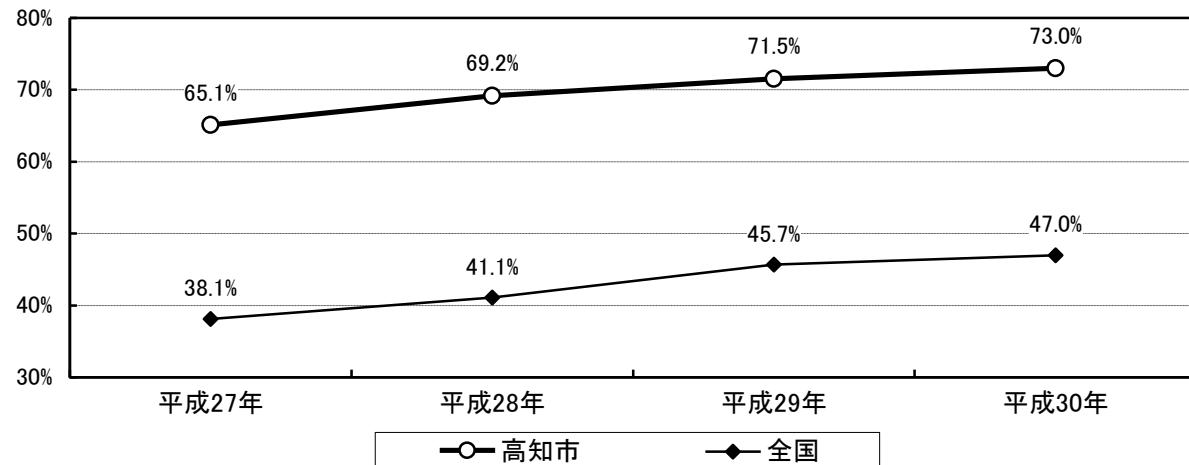
保育所等の年齢別入所児童数は、平成27年以降、概ね同じような割合で推移しています。また、1・2歳児の利用率は毎年高まっているほか、全国平均と比べて非常に高い水準で推移しています。

年齢別保育所等入所状況の推移（2号・3号認定の子ども）



資料：高知市保育幼稚園課（各年とも4月1日現在）

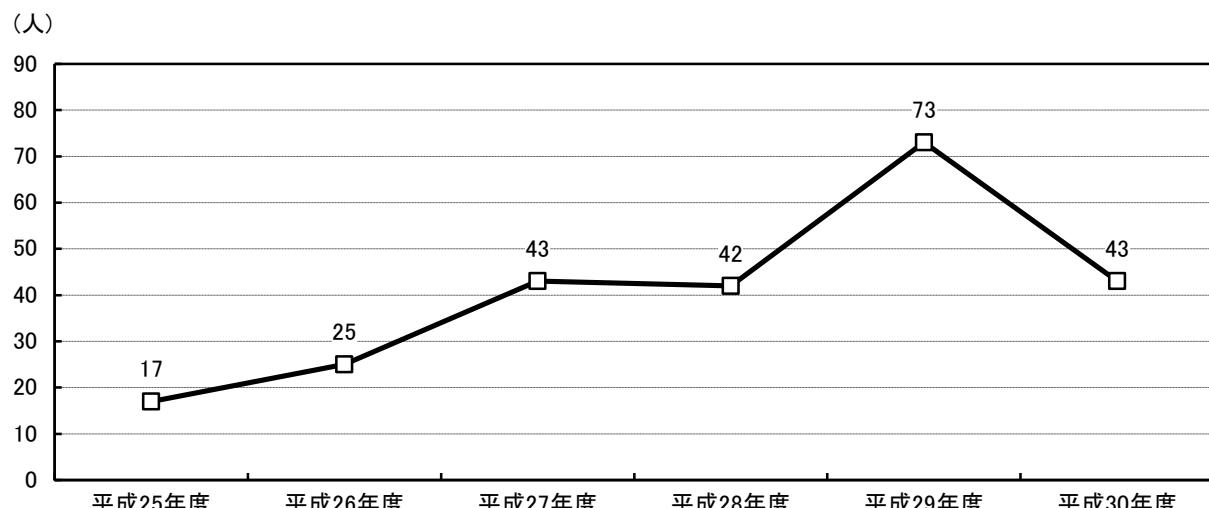
1・2歳児利用率の全国との比較



資料：高知市保育幼稚園課

保育所待機児童数は、年によって増減を繰り返していますが、長期的には横ばい状況にあります。平成30年度の保育所待機児童数は、4月1日時点で43人となっています。

保育所待機児童数の推移



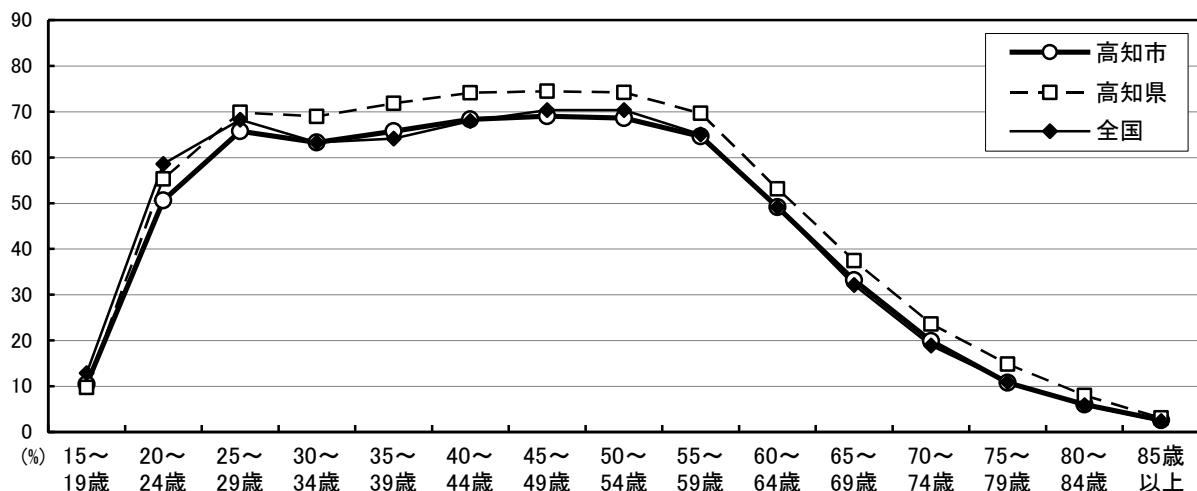
資料：高知市統計（各年度とも4月1日現在）



(5) 女性の就業状況

女性の年齢別就業状況をみると、就業者割合は各年代とも高知県平均を下回り、30歳以上の女性は全国平均とほぼ同じ割合となっています。とりわけ、20歳代の女性については全国・高知県の平均を大きく下回る状況です。

年齢階層別女性の就業者割合の比較

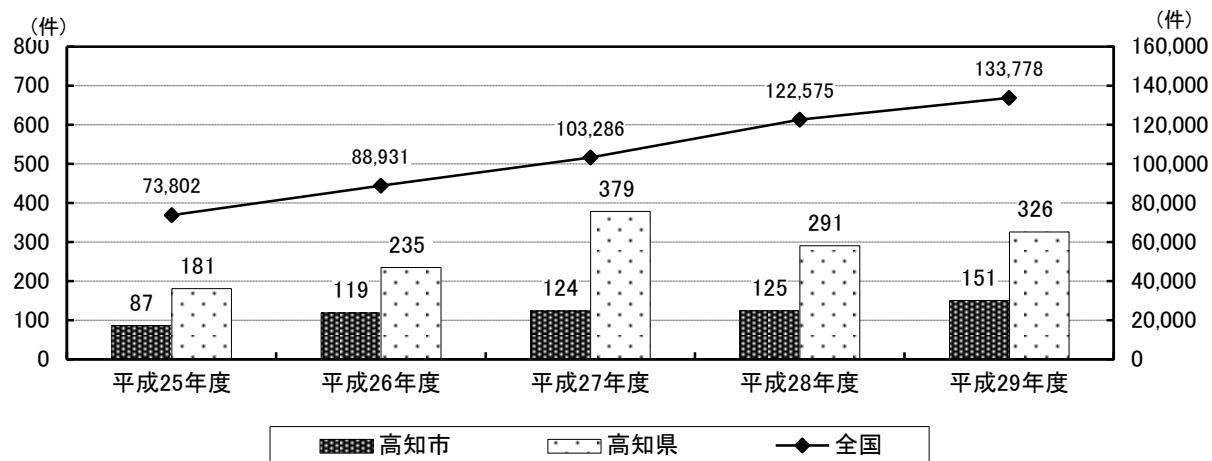


資料：平成 27 年国勢調査

(6) 要保護児童等に関する状況

児童虐待相談の対応件数については増加傾向にありますか、要保護児童等の管理ケース数については、平成29年度以降減少傾向にあります。

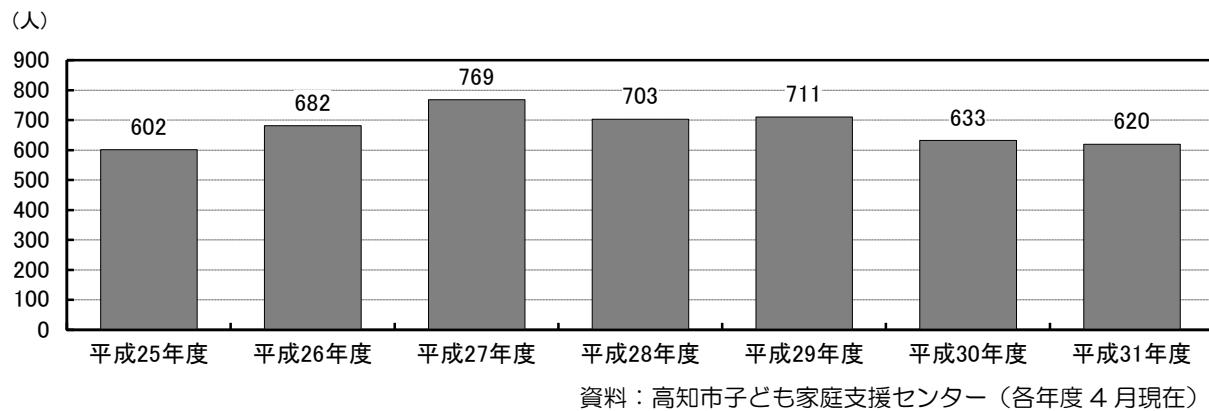
児童虐待相談の対応件数の年次推移（高知市、高知県、全国）



資料：厚生労働省、高知市子ども家庭支援センター

※高知市の件数は、高知市子ども家庭支援センターにおいて受け付けた相談数である。また、高知県の件数は、高知県の中央児童相談所と幡多児童相談所において受け付けた相談数である。

高知市要保護児童対策地域協議会の管理ケース件数



資料：高知市子ども家庭支援センター（各年度4月現在）



2

基本理念

子どもたちは、社会に希望を与え、未来をつくっていく大切な存在です。

子どもたちが、主体性を持って考え、行動し、調和のとれた心豊かな責任ある大人に成長していくことが、健全で活力ある社会を実現することにつながります。

そのためには、保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもにとっての最善の利益を常に意識し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちづくりを進めていく必要があります。

全ての子どもが健やかに育ち、子どもの誕生と成長に喜びを感じ、そして、子育て家庭が地域社会と手を携えながら共に育っていくまちを目指し、次のように基本理念を定めます。

希望あふれる未来に向けて
みんなで支え育ちあう
子ども・子育て支援のまちづくり

3

基本方針

○ 全ての子どもがすくすくと健やかに育つまち

子どもたちが未来に夢や希望を抱き、それに向かって自ら学び考え行動し、心身ともにすくすくと育つよう支援します。

また、子ども一人ひとりの成長や発達に応じ、適切な支援を行います。

○ 子どもの誕生と成長に喜びを感じるまち

妊娠、出産、子育てのそれぞれのライフステージにおいて、切れ目のない子育て支援サービスや保育サービス等の充実に努めます。

また、多様な家族形態に配慮しながら、それが安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。

さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{※4}）の概念について普及・啓発に努めます。

○ みんなで子どもと子育てを支えるまち

子どもと子育てに関わる関係機関との連携を行うとともに、地域ぐるみで子どもを見守り、子育て家庭が孤立せずに地域社会と手を携えながら共に育っていく仕組みづくりを進めています。

また、あらゆる機会を通じて、広く市民や地域、企業等に、子どもと子育てを社会全体で支えていくことの必要性を発信していきます。

※4 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。



4

施策体系

基本理念

基本方針

◇は重点施策

希望あふれる未来に向けて

みんなで支え育ちあう子ども・子育て支援のまちづくり

全ての子どもがすくすくと
健やかに育つまち子どもの誕生と成長に
喜びを感じるまちみんなで子どもと子育てを
支えるまち

1 子どもの誕生と健やかな成長への支援の充実

- 1-1 ◇妊娠期からの切れ目のない支援
- 1-2 子どもの健康管理
- 1-3 思春期の健康づくり
- 1-4 食育の推進
- 1-5 小児救急医療体制の確保

2 幼児期における教育・保育の充実

- 2-1 利用希望に沿った教育・保育の提供
- 2-2 ◇より質の高い教育・保育の推進

3 子育てしやすい環境の整備

- 3-1 ◇地域ぐるみの子育て支援のまちづくり
- 3-2 ◇子育て支援体制の充実
- 3-3 多様な保育サービスの充実
- 3-4 男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり
- 3-5 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

4 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

- 4-1 ◇児童虐待の発生予防
- 4-2 要保護児童の早期発見と迅速・適切な対応
- 4-3 ◇障害など特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実
- 4-4 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 4-5 厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援

5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

- 5-1 生きる力の育成に向けた教育
- 5-2 子どもの健全育成
- 5-3 家庭や地域の教育力の向上

5

重点施策

重点施策① 妊娠期からの切れ目のない支援

《概要》 妊娠期の適切な母体管理のため、若い女性の健康への意識を高め、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行うとともに、妊娠期からの関わりにより出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくため、必要な情報の提供や支援を行う体制を整備します。

重点施策② より質の高い教育・保育の推進

《概要》 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った教育・保育の実施に取り組むとともに、研修の実施などによる職員の資質向上、教育・保育施設と地域型保育事業者の連携や、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携・交流に取り組みます。

重点施策③ 地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実

《概要》 子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りや地域での支え合い活動、地域における連携体制の仕組みづくりを推進するとともに、地域子育て支援センター^{※5}の整備や相談機能の充実、子育てに関する重層的な相談支援体制の構築により子育て支援体制の充実を目指します。

重点施策④ 児童虐待の発生予防

《概要》 子育て家庭の育児力の向上、育児の負担感や孤立感の軽減のため、保健指導の必要な家庭への母子保健活動の実施や、相談支援などの取組の重層的な実施により児童虐待の発生予防につなげていくとともに、虐待予防に関する広報・啓発活動の実施、関係機関との連携強化などに取り組みます。

重点施策⑤ 障害など特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実

《概要》 障害など特別な支援を必要とする子どもの健やかな成長・発達のため、将来を見通した切れ目のない支援となるように、早期発見・早期療育システムの充実やサポートファイル^{※6}を効果的に活かした関係機関との連携に取り組むとともに、子ども一人ひとりの発達や障害の特性に応じた支援の充実に取り組みます。



※5 地域子育て支援センター

地域の子育て家庭を対象に、親子同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する悩みや育児相談、育児講座等の開催、子育てに関する情報の提供、子育てサークルの活動支援など、各センターがそれぞれ特色ある取組を行っている。

※6 サポートファイル

障害を持つ子どもの特徴や日常生活における関わり方、医療機関や相談機関での記録、学校・施設での支援計画などをファイルにつづったもので、子どもが生活や学習をしていく上で、支援者に理解をしてもらうために役立てるもの。ファイルは保護者が管理し、支援者と一緒に作成する。

III 各 論

1

子どもの誕生と健やかな成長への支援の充実

1-1 妊娠期からの切れ目のない支援【重点施策①】

現状と課題

妊娠・出産・産じょく期^{※7}は、生まれてくる子どもの健やかな成長や、母親、家族などの健康な生活のために大切な時期です。この時期を安全に過ごすためには、妊娠前から母体の健康管理の重要性を理解し、健康な生活習慣を身につけるとともに、妊娠早期から医学的管理と保健指導を受けることが大切です。

本市では妊娠期の健康管理として、妊婦一般健康診査^{※8}の公費助成（14回）を実施しており、その中で早産予防を目的とした子宮頸管長測定及び細菌検査を導入しています。しかし、妊娠20週以降の届出が1.4%（平成30年度）、飛び込み出産の事例は1件（平成30年度）と、妊娠早期からの適切な健康管理や支援に至っていない事例があります。

また、本市の平成29年の低出生体重児出生率（出生百対）は10.0と全国の9.7と比べて高い水準にあります。低出生体重児出生や早産のリスク要因としては、妊娠に関する要因（早産・流産歴、若年・高齢出産、多胎妊娠等）や感染症、生活習慣（喫煙・飲酒・食習慣等）などが挙げられます。これらのリスクを妊婦自身が理解し、早産予防のために自らの健康管理に努めるとともに、適切な時期に医学的管理と保健指導が受けられる体制が必要です。

このような現状を踏まえ、平成27年度から母子保健課内に母子健康手帳交付時の面接を専任で行う母子保健コーディネーターを配置した子育て世代包括支援センター^{※9}を設置しました。妊娠届出に来所した妊婦とその家族に対し面接を行い、妊婦の健康管理・養育環境のリスクや支援ニーズを把握し、必要な情報提供や保健指導、相談支援を行うとともに、必要に応じて医療機関や関係機関との連絡調整を行い支援につなげています。平成30年度は届出全体の47.2%の妊婦との面接を実施し、そのうち19.2%を継続支援につなげています。令和元年度には2か所目となる子育て世代包括支援センターを西部地域に設置しましたが、今後は、全妊婦との面接により支援が必要な妊婦を早期に把握できるよう、子育て世代包括支援センターのさらなる増設など相談支援体制の整備が急務となっています。

出産後は、乳児家庭全戸訪問事業として生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、発育の確認や育児の相談とともに子育て支援に関する情報提供等を行っています。家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、子育て家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育児環境の確保に努めています。

乳児家庭全戸訪問事業の訪問率は96.9%であり、里帰り出産など訪問ができないケースもありますが、訪問率の向上や訪問不成立者へのフォローが課題となります。



また、出産後の母親が育児への不安などにより精神的に不安定になる産後うつ病は、10人に1人が経験するといわれており、深刻化すると産婦の自殺、新生児への虐待や育児放棄につながる恐れがあるとされ、近年その対策が求められています。本市では、乳児家庭全戸訪問事業において全産婦を対象に、エジンバラ産後うつ病質問票（E P D S）※¹⁰を実施し、自傷の可能性があるなど対応が急がれる産婦については、精神保健担当部署と連携して危機介入する仕組みを作り、医療機関につなげるなどの支援を行っています。平成30年の質問票実施者のうち産後うつの要注意と判断される産婦は7.3%おり、産婦の心身不調や育児不安、養育困難等のケースを含め、訪問実施者の19.1%を継続支援につなげています。

産後の心身の回復や不安を軽減するための施策として、平成28年度から助産師などの専門職による心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を受けることができる産後ケア事業の訪問型を開始し、平成30年度からは宿泊型も開始しました。今後は、妊娠婦の家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようにサポートすることを目的とする地域の仲間づくりやサービスの提供等が課題となります。

また、支援が必要な産婦を早期に発見し、適切な医療や支援につなげるため、産婦健康診査の実施に向けた体制整備が課題となっています。

妊娠前からの母体の健康管理が重要ですが、女性の生活習慣の現状では、平成30年に実施した「高知市食育※¹¹に関するアンケート（一般用）」によると、20～30歳代女性の朝食をほとんど毎日食べる人の割合は72.2%とほかの年代と比べて低く、栄養バランスに配慮した食生活についてほぼ毎日実践している割合は28.9%と、全国平成28年食育に関する意識調査の43.4%と比較して低い状況でした。体型に関する主観的見方については、平成29年「高知市健康づくりアンケート（3歳児健診）」によると、体重と身長から算出したBMI※¹²で“普通”に判定される人のうち、自分の体型をどのように思っているかの質問には「少し太っている」「太っている」と答えた割合が半数を超えており、近年の若い女性の“やせ志向”による無理なダイエットや偏った食生活による「低栄養※¹³」が課題となっています。若い女性や妊婦の「低栄養」は、低出生体重児出生のリスクになり、次世代の子どもの生活習慣病のリスクを高めるといわれていることから、子育て世代へつながる若い女性の低栄養予防の取組が重要です。

喫煙について平成29年「高知市健康づくりアンケート」では、女性の喫煙率は20歳代7.1%、30歳代17.4%となっています。妊娠中の喫煙は早産や低出生体重児出生のリスクになります。妊娠がわかつてもなかなか禁煙できない妊婦も少なくないことから、禁煙の啓発だけでなく、たばこを吸い始めない取組を推進していくことが必要です。

また、歯周病が与える早産や低出生体重児出生などの妊娠への影響についての周知率は、健康づくりアンケート（3歳児健診）では、66.6%であり、出産した母親においても低いことから、妊娠期における歯周病予防に取り組むため、平成28年度から妊婦歯科健診事業に取り組んでいます。

不妊等で悩んでいる夫婦への経済的な負担の軽減のための不妊治療費助成事業^{※14}について、平成16年度からは医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療のうち、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成しています。制度改正を重ねながら市独自の上乗せも含め、現在は年齢制限なく通算6回まで助成しています。

平成27年度からは男性不妊治療への上乗せ助成を開始し、平成30年度には431件（うち、男性不妊治療9件）の申請があり、制度の活用は増加傾向にあります。

また、平成29年度からは一般不妊治療（人工授精）に要する費用の一部助成も開始し、平成30年度には110件の申請がありました。

今後の方針

- ① 早産予防のため、妊娠中の健康管理の重要性についての啓発及び保健指導の充実に取り組むとともに、医療機関との連携を強化していきます。
- ② 妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援を実施するために、母子健康手帳交付時に全妊婦と面接し、妊婦やその家族に必要な情報の提供や相談・支援が行える体制の拡充に努めています。
- ③ 出産し退院後間もない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施し、産後も安心して子育てができる体制を構築します。
- ④ 喫煙、飲酒、歯周病などの知識の普及や啓発を行うことにより、若い女性の健康への意識を高め、早産予防などにつなげていきます。
- ⑤ 不妊に悩む人への支援については、今後も国の動向を見ながら不妊治療費助成事業を継続します。

[主な関連事業等]

- ・利用者支援事業（母子保健型）（子育て世代包括支援センター）
- ・こうちし子育てガイドばむ^{※15}
- ・早産リスク要因や予防についての啓発（食習慣、喫煙、飲酒、歯周病など）
- ・妊婦一般健康診査
- ・妊婦歯科健康診査
- ・パパママ教室
- ・子育てひろば（妊娠中の悩み事などの相談への支援を含む。）
- ・継続看護連絡票
- ・保健指導
- ・産前・産後サポート事業^{※16}
- ・産後ケア事業
- ・産婦健康診査



- ・乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業）
- ・不妊治療費助成事業

[施策関係課]

母子保健課、健康増進課、子ども育成課

※7 産じょく期

産じょく（産褥）とは、「妊娠及び分娩を原因として、発生した性器並びに全身の変化が、妊娠前の状態に戻る期間」の事で、その期間とは一般に6週間から8週間とされる。

※8 妊婦一般健康診査

妊娠健診は母子保健法に基づいて実施され、全ての妊娠がこれを受けることが推奨されている。妊娠健診では、妊娠が正常に経過していることを確認し、ハイリスク妊娠の早期抽出、妊娠中に発症する各種合併症の発症予防、各種保健指導などを行う。

※9 子育て世代包括支援センター

妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援をしていくための総合的相談支援拠点。平成29年4月の母子保健法の改正により、センター（法律における名称は「母子健康包括支援センター」。）を市町村に設置することが努力義務とされた。主な機能・役割としては、①妊娠婦・乳幼児等の実情を把握すること、②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、③支援プランを策定すること、④保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

※10 エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

産後うつ病のスクリーニングを目的として、1987年にCoxらが開発した自己記入式質問紙。各質問項目の回答に0点から3点までの得点をつけて評価し、合計点は最小0点、最大30点となる。9点以上で産後うつ病の可能性が高いとされている。

※11 食育

平成17年に成立した食育基本法において、食育とは「生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの」と位置付けられている。

※12 BMI

体格指数。body mass index。体重（キログラム）を身長（メートル）の二乗で割った数値。日本肥満学会では、18.5未満を「やせ」、18.5以上～25.0未満を「ふつう」、25.0以上を「肥満」とし、数値によって肥満Ⅰ度～Ⅳ度に分ける。

※13 低栄養

健康的に生きるために必要な量の栄養がとれていない状態のこと

※14 不妊治療費助成事業

法律上の婚姻夫婦に対して、医療保険が適用されず、高額の医療費のかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び一般不妊治療（人工授精）に要する費用の一部を助成し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減させるための制度。所得制限あり。

※15 こうちし子育てガイドばら

妊娠から出産・育児までの様々なサービスや相談窓口、交流の場など、子育て支援施策等をまとめた本市発行の情報誌。母子健康手帳交付時や転入者などに配布。

※16 産前・産後サポート事業

家庭や地域での妊娠婦等の孤立感の解消を図るため、妊娠婦等に対して、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」または助産師等の専門家等による相談支援を実施する事業。



1-2 子どもの健康管理

現状と課題

乳幼児期の健康管理の取組として、発育・発達の確認や育児の相談ができる乳児家庭全戸訪問事業や各種健診等があります。平成 28 年度からは、難聴を早期発見し早期療育につなげることを目的に、新生児聴覚検査の公費負担を開始しました。

乳児期の健診としては医療機関委託による個別健診方式で乳児一般健康診査を2回実施しています。平成 30 年度の受診率は、1 回目 95.1%，2 回目 80.3% となっており、今後は望ましい月齢での受診の勧奨と合わせて受診率向上に向けた取組が必要です。

幼児期には集団健診方式で 1 歳 6 か月児健診と 3 歳児健診を実施しています。日曜日健診の実施、保育園での受診勧奨や健診未受診児への家庭訪問による受診勧奨などの取組により、平成 30 年度の受診率は 1 歳 6 か月児健診 98.0%，3 歳児健診 98.3% と全国レベルまで改善しています。

また、令和元年度から 3 歳児健診の視力検査において、弱視を早期発見し治療につなげることを目的に、他覚的屈折検査^{※17} を導入し、早期治療となる実績を挙げています。

健診により、児童の疾病や、発育、発達面の課題の早期発見につながっていますが、専門医療機関の受診までに期間を要する場合があり、子ども発達支援センター等での支援に加え、健診後の支援体制の充実が課題となっています。

また、歯科健診においては、むし歯保有者が 1 歳 6 か月児 1.9%，3 歳児 12.6%（平成 30 年度）であり、むし歯保有者の割合は減少しているものの、一人のむし歯保有者がたくさんの中のむし歯を持っている状況にあります。むし歯の格差を縮小するために平成 25 年度からむし歯予防フォローアップ事業^{※18} を開始し、3 歳児で 5 本以上むし歯がある児童が減少しています。

乳幼児期は基本的な生活リズムや食習慣が確立する重要な時期です。平成 29 年に実施した「高知市健康づくりアンケート（3 歳児健診用）」によると、「就寝時間が 22 時以降」の割合が 16.7% を占め、就寝時間が遅いほど「朝食を必ず食べる」とする割合が低くなっています、望ましい生活習慣が身についていない傾向にあります。

食事の困りごと・食べ方について、「偏食・むら食い」46.0% 「食べるのに時間かかる」40.2%，「食事より甘いものを欲しがる」37.6% などの項目も全国平成 27 年度乳幼児栄養調査より多く、また「食べ物を口から出す」「食べ物を口にためる」の項目は全国に比べて割合が 3 倍以上となっています。離乳食の時期から発達に応じた食事についての啓発や基本的な生活リズム、食習慣の確立が課題です。

乳幼児期の発育・発達の確認と合わせて、発達段階に応じた育児について相談したり学べる機会としては、子育てひろばや離乳食教室などを実施しており、平成 28 年度からは地域子育て支援センターでの育児相談や離乳食教室の開催が増えています。しかし、これらの事業は一部の親子の利用に限られています。乳児期に全ての乳幼児と保護者に関わる機会として、生後 4 か月までに実施する乳児家庭全戸訪問事業がありますが、以降は 1 歳 6 か月児健康診査まで機会がなく、この間の支援が手薄となっています。切れ

目ない支援という視点からも、発達段階に応じた育児についての啓発や相談・支援を効果的な時期に実施できるよう、既存事業の見直しや新たな事業の創設について検討していくことが必要です。

また、子どもの健康管理において、予防接種は重要です。乳幼児期は特に接種の種類や回数が多く、未接種となっている子どもも少なくありません。麻しん・風しん接種率は、未接種者への接種勧奨ハガキの送付や保育園での接種勧奨の取組により、平成30年度は96.6%と向上していますが、水痘など接種率の低い予防接種もあり、継続して接種勧奨に取り組む必要があります。

今後の方針性

- ① 乳幼児期に基本的な生活リズムや食習慣を身につけるなど、発達段階に応じて相談したり、学べる機会が切れ目なく提供できるように、関係機関と連携しながら啓発の機会や方法等について検討し、取り組んでいきます。
- ② 乳幼児期における健康診査や予防接種の重要性について啓発を行い、受診率・接種率の向上を図り、子どもの発達段階に応じた適切な健康管理ができるように支援します。
- ③ 子どもの成長や発達に関する相談窓口の周知を図るとともに、心身の成長発達に支援の必要な子どもについては、保護者の不安を軽減し、必要な情報を提供するなど適切な支援を行います。

[主な関連事業等]

- ・新生児聴覚検査事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業）（再掲）
- ・乳児一般健康診査
- ・1歳6か月児健康診査
- ・3歳児健康診査
- ・むし歯予防フォローアップ事業
- ・フッ化物応用推進事業^{*19}
- ・子育てひろば（育児相談）（再掲）
- ・離乳食教室
- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ・予防接種
- ・子ども発達支援センター^{*20}相談事業

[施策関係課]

母子保健課、子ども育成課、保育幼稚園課



※17 他覚的屈折検査

弱視のリスクがあるかどうかを高精度で判定できるスクリーニング検査機器を使用した検査。約1メートル先から子どもに点滅する画面をのぞきこませ、眼球を反射する赤外線の屈折率を調べ、弱視の可能性があるかどうかを数秒で判定できる。

※18 むし歯予防フォローアップ事業

1歳6か月児健診において、問診や歯科診察の結果からむし歯ハイリスクであった子どもを対象とした歯科のフォロー事業。健診の2、3か月後に歯科保健指導と予防処置を行う。

※19 フッ化物応用推進事業

むし歯予防のためにフッ化物の応用を推進する事業。学校・保育所・幼稚園等でフッ化物洗口を実施するための啓発及び支援、1歳6か月児健診において希望者にフッ化物塗布体験などを行っている。

※20 子ども発達支援センター

障害のある子どもに関する相談に対応し、関係機関と連携をとりながら支援する。また、発達に何らかの心配がある子どもの相談・通園事業も行う。

1-3 思春期の健康づくり

現状と課題

思春期は、身体的・精神的発達が最もめざましく、心身に様々な変化が生じるとともに、社会的な環境要因に左右されることの多い時期です。

児童・生徒の肥満や思春期のやせ症、運動不足も増えてきており、また、平成30年に実施した「高知市食育に関するアンケート調査」によると、朝食を「ほとんど毎日食べる」とする割合が中学2年生では78.6%となっており、朝食を食べずに登校する児童・生徒が多く存在します。

また、平成30年度の高知市立学校歯科保健調査では、歯肉に所見のあるものの割合は小学5・6年生で25.2%，中学生で32.4%と、依然多い現状です。小中学校において、生活習慣を身につけ、歯肉炎を予防する目的で、学校保健と連携して取り組む、口からはじめる食育推進事業^{※21}は平成30年度には小学校32校、中学校8校で実施し、その取組は広がっていますが、口呼吸の増加や生活習慣全般の影響も大きいことから、長期的な視点で関係団体等と連携した取組が必要です。

高知県における十代の人工妊娠中絶数は平成13年度の490件をピークに、平成29年度には87件と大幅に減少はしています。しかし、人工妊娠中絶全体に対する割合では、平成29年度高知県では人口千対5.4%であり、全国4.8%に比べると依然として高く、子どもたちへの思春期教育を継続して行う必要があります。

思春期保健への取組については、学校の授業において保健所が人的・物的に支援しています。また、高知県(思春期相談センター^{※22}・高知県性教育推進検討委員会の設置等)、助産師会のいのちの教室などの取組が広がりを見せています。

今後の方向性

① 子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、実践できる力を養うとともに、大切にされてきた生命であることを理解し、自分自身を大切にして自分の健康は自らが守るという意識を持つことができるよう、学校、保健所などの関係機関が連携を深めながら、基本的な生活習慣に関する指導や相談体制の充実などに継続して取り組みます。

[主な関連事業等]

- ・思春期保健指導・相談事業
- ・口からはじめる食育推進事業

[施策関係課]

母子保健課、健康増進課、教育環境支援課



※21 口からはじめる食育推進事業

食育の視点から歯肉炎予防の健康教育を実施し、生活習慣の改善を目指す事業。市内小・中・義務教育・特別支援学校で実施。

※22 思春期相談センター

主に中学生、高校生を対象として、性に関する情報提供や性に関する悩みなどの相談に応じる施設。PRINK。

1-4 食育の推進

現状と課題

市民自らの健康づくりを支援し、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成21年3月に「高知市食育推進計画」を策定し、5年ごとに計画を改定し、関係者・関係団体が連携して食育の推進に取り組んでいます。

平成30年度に実施した「高知市食育に関するアンケート調査」によると、食に関する実践について、全ての世代で5年前より実践する割合が増加しており、特に小中学生では「家族や友人と楽しく食べる」「食べ物を大切にする」「食事のマナーに気をつける」などの多くの項目で5年前に比べて大幅に実践する割合が増加し、学校での取組の成果が表れています。

しかしながら、朝食を「ほとんど毎日食べる」と答えた割合は、幼児や幼児の保護者で増加しているものの、小中学生や20歳代で減少しており、「朝食や夕食を一人で食べる」とする小中学生の割合も5年前に比べ増加していることなどから、多様な暮らしに配慮した食育の推進が必要となっています。

平成31年3月に策定した「第3次高知市食育推進計画」では、「健康なこころと身体のための食育」と、「豊かな食を実現するための食育」の2つを取組の柱とし、子どもから高齢者まで生涯を通じた取組となるように関係者の連携・協働により食育の推進を展開するとしています。保育所・幼稚園等^{※23}、学校においては、基本的な食習慣を身につけるための取組を進めるとともに、様々な体験活動を通して食の循環^{※24}を学ぶ機会を作っています。「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健康的で心豊かな食生活を実践できる人を育てることを目標とし、発達段階に応じた「食育」に取り組んでいます。

また、歯・口の健康は「食べる」機能を果たすために不可欠であり、生活の質に大きく寄与する食育の基礎となるものです。幼児のむし歯は減少していますが、食べる機能の発達が不十分な幼児が多い現状です。学童期はむし歯と合わせて歯肉炎が多発する時期でもあり、歯肉炎や食べ方に影響する口呼吸の児童もみられるため、改善のための働きかけも必要です。この時期に「自分の健康は自分で守る」という視点を育て、口腔の健康管理を身につけることが大切であることから、学校歯科医等関係機関と連携し、歯科口腔指導等に取り組んでいます。

今後の方向性

- ① 第3次高知市食育推進計画に基づき、次世代を意識し、多様な暮らしに配慮した食育を推進します。
- ② 家庭、保育所・幼稚園等、学校での取組を核にし、他の世代へと食育の環を広げます。
- ③ 関係課がつながり、地域や企業等関係者と連携・協力して食育を推進します。
- ④ 乳幼児期や学童期の子どもや保護者に対し、日常の食に関する経験を通して、朝ご



はんの大切さやバランスのとれた食生活, かむことの大切さなどの健康づくりを啓発します。

⑤ 学校においては, 学校給食を生きた教材として活用するとともに, 食育体験学習等を通して, 自身の健康づくりのための自己管理能力の向上を目指します。

[主な関連事業等]

- 離乳食教室（再掲）
- 子育てひろば（再掲）
- 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（再掲）
- 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査（再掲）
- ヘルスマイト^{※25} 地区活動
- 口からはじめる食育推進事業（再掲）
- 小中学校食育・地場産品活用推進事業

[施策関係課]

母子保健課, 教育環境支援課, 健康増進課, 保育幼稚園課, 子ども育成課

※23 保育所・幼稚園等

認可保育所及び幼稚園, 認定こども園などの特定教育・保育施設, 家庭的保育事業所及び小規模保育事業所, 事業所内保育事業所などの地域型保育事業所のこと。

※24 食の循環

食物の生産・加工・流通・消費・再生に至る循環, 食物の身体の中での循環, 食に関する知識や習慣などの世代間の循環を表現したもの。

※25 ヘルスマイト

食生活改善推進員の通称。「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に地域で活動を進めている, 食を通じた健康づくりボランティアのこと。

1-5 小児救急医療体制の確保

現状と課題

本市では、一般診療体制が手薄となる休日及び平日の夜間（20～23時まで）の初期救急医療体制を確保する目的で、休日夜間急患センター・平日夜間小児急患センター（以下「急患センター」という。）を設置し、市医師会に運営を委託しています。平成22年3月に供用開始した総合あんしんセンター内に移転し、調剤薬局機能を統合したことにより、利便性が向上しました。

また、小児の二次救急及び深夜帯（23時以降）の初期救急は、5つの公的病院のいずれかが当番になる輪番制度をとっています。

近年、特に急を要しない患者の深夜帯の二次救急輪番病院への受診増加により、輪番病院の小児科医の負担が増し、限界の状態に達しています。このため、急患センターでは、二次救急輪番病院の負担軽減のために、平成20年度からは土曜日の診療時間を翌朝8時まで延長し、平成22年10月からは、祝日の前日の診療時間を翌朝8時まで延長しています。

高知県においては、「こうちこども救急ダイヤル（#8000）※26」の設置、「小児医療体制検討会議※27」の開催、「小児医療啓発事業（保護者に対して小児の急病時の対処方法等について啓発を行う）」の実施等、小児救急医療体制維持に向けた取組を行っています。

今後の方向性

- ① 高知県、医師会等の関係団体とともに、休日及び平日夜間の小児救急医療体制（初期救急・二次救急）の維持・確保を図ります。
- ② 高知県が開催する小児医療体制検討会議、高知県の小児医療啓発事業（保育所・幼稚園等・子育てサークル等での講演会開催）等に積極的に協力します。
- ③ 安易な救急医療の受診（コンビニ受診）の増加が懸念されており、真に医療を必要とする患者が適切に受診できるように、「こうちこども救急ダイヤル」の周知等により、救急時の対処方法に関する啓発を図ります。

[主な関連事業等]

- ・休日夜間急患センター運営事業
- ・平日夜間小児急患センター運営事業
- ・休日夜間急患センター調剤薬局運営事業補助金交付
- ・平日夜間小児急患センター調剤薬局運営事業補助金交付
- ・小児救急医療支援事業



[施策関係課]

地域保健課

※26 こうちこども救急ダイヤル（#8000）

高知県では、休日・夜間の子どもの急な病気の際に保護者からの相談に応じることにより、保護者の不安を解消し、適正受診を図るために、看護師による電話相談を実施している（高知県看護協会に委託）。午後8時～午前1時まで。

電話番号は#8000 または 088-873-3090。

※27 小児医療体制検討会議

小児医療提供体制の充実を図るために、初期救急医療機関と二次救急医療機関の連携強化など小児救急医療体制の整備に関する検討、第7期保健医療計画に基づく取組に関する検討・評価などを行っていくために高知県が設置している会議。構成メンバーは、小児医療に携わる医師、学識経験者、関係団体及び関係機関等の代表者。

2

幼児期における教育・保育の充実

2-1 利用希望に沿った教育・保育の提供

現状と課題

〈教育・保育施設〉

本市の保育所は、令和元年度当初で市立23園、民立61園の計84園、定員9,314名で保育を実施しています。

本市の幼稚園は、令和元年度当初で国公立2園、私立6園の計8園、定員1,140名であり、幼児教育を実施するとともに、保護者ニーズに応じて、預かり保育、早朝保育、子育て相談などの子育て支援を実施しています。

本市の認定こども園は、令和元年度当初で幼保連携型5園、幼稚園型9園、保育所型5園、地方裁量型2園の計21園、定員2,910名で、保護者の就労の有無に関わらず、教育・保育を実施しています。

また、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供など、子育て支援を実施しています。

〈地域型保育事業^{※28}〉

本市の地域型保育事業は、令和元年度当初で、小規模保育事業の市立3か所・民立11か所、事業所内保育事業所4か所、定員229名で保育を実施しています。

地域型保育事業は、3歳未満児を対象とする定員19人以下の事業であり、本市においては高知市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める連携施設を適切に確保できており、少人数保育における質の確保や低年齢児の待機児童対策等に一翼を担っています。

〈幼児教育・保育の無償化〉

子ども・子育て支援法の改正により、総合的な少子化対策を推進する一環として保護者の経済的負担軽減を図るため、令和元年10月から幼児教育・保育無償化が実施され、3歳以上児及び0～2歳児までの住民税非課税世帯の利用料が無償となりました。これにより教育・保育施設の保育ニーズの変化にも影響が出てくることが考えられ、無償化実施以降は、施設等の利用実態を適切に把握し、需給体制を整えていく必要があります。

〈待機児童対策〉

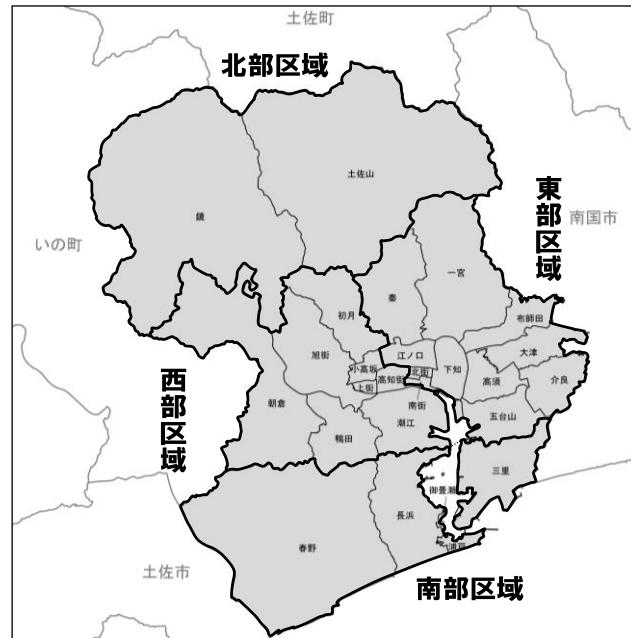
本市の待機児童対策としては、平成22年度に待機児童解消「先取り」プロジェクト^{※29}、平成25年度に待機児童解消加速化プラン^{※30}平成29年度に子育て安心プラン^{※31}に参加し、内閣府の採択を受け、保育所改築時の定員の拡大を実施しているほか、定員の弾力運用、潜在保育士の就労支援等の取組を実施しておりますが、待機児童数は令和元年度当初で34名であり、質の向上とともに待機児童対策は重要課題となっています。



今後の方針

① 〈提供区域の設定〉 本市は、南に土佐湾、北に中山間地域が位置し、市街地は東西方向に広がりがあり、幹線道路や路面電車は中心市街地から東西方向に伸びています。

幼稚園や認定こども園は広域から通園している現状がありますが、保育所や地域型保育事業所を利用する場合の施設の立地条件としては、自宅または勤務先に近い場所、若しくは自宅から勤務先への通勤途上を選択するケースが多く、中心市街地は勤務先となる事業所が一定集積していることから、中心市街地から東西に区域を分割することは、利用実態に即した区域設定になると考えられます。



このため、教育・保育の提供区域は、三里、長浜、御畠瀬、浦戸、春野の沿岸地域を南部区域、鏡、土佐山の中山間地域を北部区域とし、市街地を東部と西部に2分して、南街、北街、下知、江ノ口、五台山、高須、布師田、一宮、秦、大津、介良を東部区域とし、上街、高知街、小高坂、旭街、潮江、初月、朝倉、鴨田を西部区域とする区域設定とします。

② 〈確保方策〉 増改築などの施設整備による定員増や、待機児童の発生している0歳から2歳までの低年齢児の受け入れのための小規模保育事業所の公募、さらに、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ認定こども園では、幼児教育・保育の無償化の影響による保育ニーズの変化に対応し、認定区分によらず柔軟な受け入れを行うなど、質の確保された教育・保育の受け皿を整え、令和2年度末までに待機児童を解消するとともに、各提供区域における量の見込みに対して、提供体制を確保していきます。

③ 〈適切な情報提供など〉 多様な教育・保育ニーズに対応できるように、教育・保育の利用についての選択の幅を広げるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業に関する情報集約を行い、利用者からの問い合わせや相談に応じ、必要な情報提供・助言をします。特に、産後の休業や育児休業後に利用する場合など、施設等を円滑に利用できるようにしていきます。

④ 〈教育・保育の提供体制の確保〉 障害児や外国につながる幼児^{※32}等、特別に配慮が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、利用調整等を行うなど、教育・保育の提供体制を確保していきます。なお、特別に配慮が必要な子どもが教育・保育施設

を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等や関係機関と連携するなどして、子どもやその保護者に配慮するなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組んでいきます。

- ⑤ 〈子育てのための施設等利用給付の円滑な実施〉 幼児教育・保育の無償化により子ども・子育て支援施設等^{※33}の利用者に対し支給される子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、給付方法について検討を行い、円滑に実施していく必要があります。認可外保育施設等を利用する保護者に対して、直接支給する償還払いによる給付の実施回数については、年4回を目安として支給体制を整えることとします。また、私学助成の幼稚園では、無償化に伴い就園奨励費の制度が廃止され、利用者からの利用料収入がなくなるため、給付が法定代理受領となることから、資金繰りに支障をきたすことのないよう、施設への給付を毎月実施するなどの対応をしていきます。

[主な関連事業等]

- ・待機児童解消対策
- ・低年齢児保育の充実
- ・利用者支援事業^{※34}（特定型）
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業^{※35}
- ・多様な事業者の参入促進事業^{※36}

[施策関係課]

保育幼稚園課

※28 地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4類型により構成される。多様な施設や事業の中から利用者が希望する保育を選択できる仕組みづくりを目的として、平成27年度から新たに創設された。（対象は原則0～2歳）

※29 待機児童解消「先取り」プロジェクト

都市部で深刻な問題となっている待機児童の解消を図るために、待機児童がいるから保育所を整備する「後追い」発想を転換し、潜在的な保育ニーズも「先取り」して積極的に待機児童解消に取り組む自治体と組んで、「子ども・子育て新システム」に向けて検討している新たな取組などを「先取り」して行うものとして、平成22年11月に国がとりまとめたもの。



※30 待機児童解消加速化プラン

待機児童の解消に向けて、自治体が行う保育所の整備や保育士確保などの取組に対する国の支援計画。

※31 子育て安心プラン

待機児童解消のための取組を一層強化、推進していくため、保育提供区域ごとの保育の受け皿整備や保育士確保などの取り組みに対する国の支援計画。

※32 外国につながる幼児

国際化の進展に伴い、増加が見込まれる海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、教育・保育施設等の利用に際して特別な配慮が必要な子どものこと。

※33 子ども・子育て支援施設等

子ども・子育て支援法第7条第10項に規定する幼児教育・保育の無償化の対象となる施設及び事業（新制度未移行幼稚園（国立大学附属幼稚園含む）、幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）。

※34 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業。

※35 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所・幼稚園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用等への助成、または私学助成の幼稚園に対して保護者が払うべき食事（副食に限る）の提供に係る費用を助成する事業。

※36 多様な事業者の参入促進事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や特別支援保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業。

2-2 より質の高い教育・保育の推進【重点施策②】

現状と課題

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、保護者が家庭において子どもと十分な関わりを持ち、より良い親子関係を形成していくことが重要ですが、特定教育・保育施設を利用する子どもの割合が5歳児では全体の約9割を超えており、家庭における関わりだけでなく、これらの施設等が果たしている役割も大変重要です。

一方、少子化の進行など子育てを取り巻く環境の変化による家庭や地域の養育力の低下が指摘されており、保育所・幼稚園等においては、教育や保育を行うだけでなく、保護者の子育てに対する不安や孤立感などを和らげ、子どもと向き合う環境づくりを支援していく役割も求められています。

また、幼児期においては、遊びや生活を中心とする教育や保育が展開されていますが、小学校に入学すると、子どもたちは環境や生活の違いにとまどいや不安を感じ、もっている力を十分発揮できないことがあります。子どもたちの学びと育ちを豊かにつなぎ、児童が主体的に学びに向かい、幼児期に育まれた力をさらに伸ばしていくことができるようになるためには、幼児教育と小学校教育に携わる教職員が、それぞれの役割を果たしつつ、連携することが不可欠です。そこで、本市では「幼児教育推進協議会^{※37}」を設置し、保育所・幼稚園等・小学校・中学校・義務教育学校・行政が連携の在り方等について協議を行っています。また、平成25年1月に策定した「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム^{※38}」をもとに、「人・組織・教育をつなぐ」取組を進め、保・幼・小連携推進地区の先進的な取組を全市的に広げています。

また、教育・保育の質の向上のため、従来の研修について、研修方法や対象者の拡大など、見直しを行うことで、全体の質の向上を図る必要があります。認可外保育施設では、指導監督の指針に基づく立入調査の実施により指導監督基準を適切に満たすよう指導を行い、保育の質の確保につなげる必要があります。

今後の方針

- ① 幼稚園教育要領や保育所保育指針、また幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、幼児期の教育・保育が行われるように取り組みます。幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を意識した計画を立て、教育・保育の質の向上を目指します。また、家庭環境や保育を行う上で特別な配慮が必要とされる児童や家庭への支援については、全ての子どもの育ちを社会全体で応援していく考えに立ち、幼児教育・保育に関する専門的知識や経験を有する子ども・子育て相談支援員を配置し、園訪問での巡回相談により助言等を行うなど、家庭や関係機関と連携を図りながら継続的に取り組むとともに、家庭環境や発育状況に配慮した、よりきめ細かな保育の推進に努めます。



- ② 〈教育・保育施設及び地域型保育事業者の連携の推進に関する内容〉 家庭的保育事業者等の連携施設（教育・保育施設）については、高知市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第7条に、事業者が適切に確保する義務を規定しています。確保が著しく困難な場合等で、一定の条件を満たす場合は、条例附則第3条で10年間の経過措置を設けており、経過措置期間中に市による調整を実施します。
- ③ 〈幼稚園教諭・保育士等の研修に対する支援に関する内容〉 幼稚園教諭・保育士等の研修については、これまでの積み重ねも踏まえ、高知県教育センター主催等の研修とも連携を図りながら取組を推進します。
- ④ 〈保育所・幼稚園等、小学校等との連携の推進に関する内容〉 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領などに基づき保育所・幼稚園等と小学校との積極的な連携・交流を図ります。また、保育所・幼稚園等における「アプローチカリキュラム」※39、小学校における「スタートカリキュラム」の普及と質の向上に努めます。
- ⑤ 〈子ども・子育て支援施設等の保育の質の確保・向上〉 幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等の子ども・子育て支援施設等は一定の基準を満たした施設を無償化の対象としており、施設の申請による確認審査の際に基準の適合状況を確認することになります。このうち認可外保育施設については、国の指導監督基準を満たした施設が無償化の対象となります。子ども・子育て支援法附則第4条第1項で5年間の経過措置を設けています。経過期間中は認可外保育施設の設置届があれば無償化対象施設となります。基準を満たしていない施設については年1回の立入調査の際などで施設との関与をさらに深め、適切に指導監督するなど、これまで以上に保育の質の確保・向上に努めていきます。

[主な関連事業等]

- 職員に対する研修
- 家庭支援推進保育事業
- 私立幼稚園運営等に関する補助金
- のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム
- 保・幼・小連携推進地区事業

[施策関係課]

保育幼稚園課、学校教育課

※37 幼児教育推進協議会

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の代表が校種の違いや管轄の違いを乗り越えて子どもたちの学びと育ちを健やかにつなぐための会議

※38 のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム

保・幼・小をつなぐ取組として、「人をつなぐ」・「教育をつなぐ」・「組織をつなぐ」の3つのアプローチを提案したもの。

※39 アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム

アプローチカリキュラムとは、保育所・幼稚園等において行われる幼児の学びを小学校生活に円滑につないでいくための年長期に実施するカリキュラム。保育所保育指針等に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を手がかりにしながら、幼児期にふさわしい生活を通して、この時期ならではの資質・能力を育み、小学校の生活や学びにつながるように工夫している。

スタートカリキュラムとは、遊びを中心とした保育所・幼稚園等の生活から、教科学習や時間割による小学校の学習生活になめらかに接続できるよう工夫された指導計画。児童が幼児期に体験してきた遊び的要素と小学校生活の中心をなす教科学習の要素の両方を組み合わせた、合科的・関連的な学習プログラムである。



3

子育てしやすい環境の整備

3-1 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり【重点施策③】

現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景として、子育てに悩みや不安を抱え、地域から孤立した子育て家庭が増えています。

少子高齢化・人口減少社会の進行に伴い、地域生活課題は多様化し、ダブルケアなどの複合課題に直面している子育て世帯が顕在化しています。こういった課題解決にあたっては、行政サービスのみでは対応が困難であり、サロンや見守り活動など地域の社会資源の活用が欠かせません。

平成16年度から地域の子育て支援の拠点として「地域子育て支援センター」の設置を開始し、令和元年度は14か所において、親子のふれあいの場を提供しながら、育児への支援を通して、保護者の孤立化を予防するとともに、育児相談等の幅広い活動を行っています。乳児家庭全戸訪問事業から地域の民生委員・児童委員による赤ちゃん訪問につなげている地区も9地区あります。子育て家庭を地域で支えていく観点から、今後も身近な地域の子育て支援の拠点として保健所等の関係機関との連携を深め、活動を拡充していくことが必要です。

地域の中には、地域子育て支援センターを始め、保育所・幼稚園等での「園庭開放」や「子育て相談」、地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会・ボランティア等が実施している「子育てサロン※40」、保護者同士が自主的に交流する「子育てサークル」等の子育てを支える資源が豊富にあります。しかしながら、子育て中の保護者が、実際にこれらの中から自分に合った支援や活動を選び、活用できていない現状があると考えられます。自ら子育てに関する情報収集をして活用できる保護者ばかりではなく、誰かの声かけや後押しが必要な保護者もいることから、それぞれの保護者の実情に応じたきめ細やかな支援が求められています。

本市では、平成25年3月に「地域福祉活動推進計画」を策定し、住民主体の支え合い・助け合いの活動の推進に取組、地域ではサロン活動や見守り活動など様々な住民主体の活動が増えてきています。

平成31年3月には、第2期計画を策定し、「だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」を基本理念として、地域共生社会の実現に向け、地域の宝（社会資源）を活かした「つながりのあるまちづくり」を目指し、住民・多様な主体・行政がそれぞれの役割を果たしながら協働して、様々な取組を進めています。

今後は、地域における子育てに関する様々な資源を、保護者がそれぞれのニーズに合わせて積極的に活用することができるような仕組みづくりを行うとともに、地域ぐるみの見守りや声かけ、あるいは関係機関や地区組織、当事者を含めた地域の人々等とも連

携してまちづくりに取り組む必要があります。今後、複数化される予定の子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センター等を核としながら、地域の実情に応じた子育て支援体制の構築が期待されています。

今後の方向性

- ① 子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、「地域ぐるみの見守り」と地域での支え合い活動を推進します。
- ② 地域子育て支援センターなど地域の中で核となる民生委員・児童委員、保育所・幼稚園等、サークルやボランティア等が効果的な連携体制がとれるような仕組みづくりを地域密着の視点で進めます。
- ③ 抱える課題が悪化しないよう、住民に身近な圏域で日常生活の困り事を気軽に相談できる環境を整え、住民主体の見守り活動など課題解決に向けた地域（住民や社会福祉法人・NPO・企業など多様な主体）力の強化（ネットワークづくり）を進めます。
- ④ 子ども・子育て、高齢、障害や地域活動を含めた各分野の社会資源情報を、一括して、市民のみなさまや支援者向けに提供できる仕組みを構築します。

[主な関連事業等]

- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（再掲）
- ・子育てサークル支援事業
- ・子育てパートナー^{※41}支援
- ・ファミリー・サポート・センター事業^{※42}
- ・乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- ・利用者支援事業（母子保健型）（子育て世代包括支援センター）（再掲）
- ・産前・産後サポート事業（再掲）
- ・「ほおっちょけん相談窓口」の設置
- ・社会資源情報収集提供体制の構築

[施策関係課]

子ども育成課、保育幼稚園課、母子保健課、健康福祉総務課



※40 子育てサロン

子育て家庭の親子が地域の様々な世代と気軽に自由に集える交流の場。

※41 子育てパートナー

市内の公立保育所の子育て相談や地域子育て支援センターにおいて、市に登録している無償ボランティア（子育てパートナー）が絵本の読み聞かせや事業実施時の託児、子育て相談の事業補助等を行うもの。

※42 ファミリー・サポート・センター事業

仕事と育児の両立を支援するため、育児援助サービスを受けたい依頼会員と育児援助サービスを提供できる援助会員の両方を募集し、相互に援助活動を行う有償ボランティア事業。

3-2 子育て支援体制の充実【重点施策③】

現状と課題

子育て支援は、子どもや子育て家庭の置かれている状況によって、求められている内容が異なります。このため、それぞれの状況に応じた子育て支援を受けることができるよう、切れ目なく安定的に提供できる体制が必要となってきます。

妊娠期から子育て期の相談が身近な場所においてできるよう、子育て世代包括支援センターの複数化設置を進めています。また、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育てに関する相談・援助等を行う子育て支援の拠点としての「地域子育て支援センター」は、平成30年度までに14か所設置しました。地域別^{※43}には、西部5か所、南部4か所、東部3か所、北部2か所となっており、東部・北部地域での整備が必要となっています。

絵本の読み聞かせなどを通じて親子のふれあいを深める「親子絵本ふれあい事業」は、平成30年度は地域のふれあいセンターなど21か所で実施しています。そのほか、保護者の就労等の理由により、子どもを一時的に施設等で預かる体制の充実も必要となっています。

相談支援については、気軽に相談できる場として市内2か所で保健師、栄養士等による子育てひろばを実施しているほか、子どもの発達に関する相談支援や子ども家庭相談員による児童家庭相談等を行っています。

これらの子育て支援に関する情報の入手方法については、本市が実施した「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（平成30年度調査）によると、高知市広報や保育所・幼稚園の先生からという回答が多くを占めています。また、本市発行の子育てに関する刊行物から情報を入手したという回答が5年前の調査と比較して増加しています。しかし、子育て中の保護者の情報の入手方法は多様化していると考えられるため、ニーズに対応した情報発信方法については、今後も検討が必要となっています。

今後の方向性

- ① 子育て支援の拠点整備については、東部・北部地域における地域子育て支援センターの設置を視野に入れた検討を行うとともに、情報提供機能や相談機能の充実に向けた取組を進めます。
- ② 子育てに関する情報発信については、切れ目のない支援を行うために、既存の刊行物について妊娠期から子育て期までの情報を整理するなど、今後も、効果的かつ効率的な発信方法に取り組みます。
- ③ 相談支援については、個別の支援だけではなく、保護者同士の交流の場を設け、地域の子育て関係機関と協働しながら、ノウハウを蓄積するとともに重層的な支援体制の構築を目指します。



[主な関連事業等]

- ・利用者支援事業（母子保健型）（子育て世代包括支援センター）（再掲）
- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（再掲）
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
- ・親子絵本ふれあい事業
- ・児童家庭相談
- ・一時預かり事業（幼稚園）
- ・一時預かり事業（その他）
- ・子育てひろば（再掲）
- ・こうちし子育てガイドばむ（再掲）

[施策関係課]

子ども育成課、保育幼稚園課、母子保健課、子ども家庭支援センター

※43 地域別

この項における地域別の区分は、教育・保育提供区域ではなく、高知市第7期介護保険事業計画の日常生活圏域による次の大街区分による。

東部：布師田、大津、三里、五台山、高須、介良、南街、北街、下知

西部：朝倉、鴨田、鏡、旭街、初月

南部：潮江、長浜、御畠瀬、浦戸、春野

北部：一宮、秦、江ノ口、上街、高知街、小高坂、土佐山

3-3 多様な保育サービスの充実

現状と課題

保育所や認定こども園、地域型保育事業所における延長保育事業は、開所時間 11 時間を 30 分以上超えて保育を行う事業であり、令和元年度当初で 82 施設が実施しています。

また、保育所における一時保育事業（一時預かり事業（一般型））は、令和元年度当初で 9 施設が実施しており、平成 30 年度の利用実績は延べ 11,058 人、認定こども園や地域型保育事業所における一時預かり事業（余裕活用型）は令和元年度当初で 20 施設が実施しており、平成 30 年度の利用実績は延べ 170 人となっています。

一方、幼稚園や認定こども園においては、教育時間を超える時間の預かり保育や早朝保育を国立幼稚園を除く 26 園が実施しています。

また、認定こども園 4 施設、地域型保育事業所 5 施設（令和元年度当初）において、休日保育事業を実施しています。

病児保育事業^{※44}は、保育所などに在籍している子どもで、病気の回復期などにあるが、感染等の恐れから集団生活が難しく、保護者の勤務等の都合で家庭保育が困難な場合に、医療機関や保育所に併設された施設で、保育士や看護師が医師との連携を図りながら一時的に預かり保育を実施するものであり、医療機関併設施設 3か所、保育所併設施設 2 か所で実施しており、平成 28 年度からは保育所等において体調不良児対応型を開始し、令和元年度当初で 55 か所が実施しています。また、令和元年度より、非施設型（訪問型）を 1 事業者で実施しています。

小学校の放課後児童クラブについては、令和元年度当初には 35 校で 92 クラブを開設しておりますが、待機児童が発生しています。そのほとんどが高学年であることから、高学年の利用への対応が必要になっています。

これらの保育サービスは、その多くが平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業に位置付けられており、保育ニーズの多様化に対応した実施体制等を確保していくことが必要です。

今後の方針

- ① 時間外保育事業、一時預かり事業、病児保育事業については、保育ニーズに対応した事業の実施に取り組みます。
- ② 小学校の放課後児童クラブの待機児童解消に向けた取組としては、国が平成 30 年 9 月に策定した「新・放課後子ども総合プラン^{※45}」に基づき、新たに整備する場合には学校の余裕教室等の十分な活用を図ったうえで、不足する場合には小学校の敷地外の施設などを含めて必要な放課後児童クラブ数を確保していきます。また、高知県等と連携して放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の研修の充実を図り、さらなる質の向上を目指します。



[主な関連事業等]

- ・時間外保育事業（延長保育事業）
- ・休日保育事業
- ・一時預かり事業（幼稚園）（再掲）
- ・一時預かり事業（その他）（再掲）
- ・病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）
- ・病児保育事業（体調不良児対応型）
- ・病児保育事業（非施設型）
- ・放課後児童健全育成事業^{※46}

[施策関係課]

保育幼稚園課、子ども育成課

※44 病児保育事業

保護者が仕事等の都合によって、子どもが病気の際に自宅での保育ができない場合、保育士や看護師が、病院・保育所・自宅等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童に対して保健的な対応を行う事業。

※45 「新・放課後子ども総合プラン」

「小1の壁」の打破と待機児童を解消するため、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び地域住民等の参画を得た放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるために平成30年度に策定された。

※46 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

3-4 男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり

現状と課題

本市の産業構造は、事業所数、従業員数の約8割以上が小売・飲食・サービス業などの第3次産業を中心とした産業構造となっています。このような産業構造は景気の影響を大変受けやすく、また経営環境を安定させるのが難しいことから、事業者が雇用に対して積極的な行動がしづらい傾向にあります。加えて、経済のグローバル化、顧客ニーズの多様化、経営の効率化などへの対応を求められていることや、生産年齢人口の減少に伴い、長時間労働の増加、有期雇用労働者や短時間労働者が増加する傾向にあるなど、就業環境において、若年層が家庭を築く上での困難な問題が顕在化しています。

例えば、有期雇用であることや短時間の雇用であることによる低い所得水準を理由として、結婚を先送りする若者の増加や、長時間労働を伴う就業環境にある者にあっては、子どもを生まないことを選択する傾向にあることなどが推察され、こうした就業環境の結婚、出産、子育てへの影響が懸念されています。

これらの状況の下、男女に関係なく、育児や介護などの家庭生活や地域活動、学習など、労働者が自分の生活の状況に合わせた職業生活が営めるよう、効率的かつ柔軟な働き方ができる環境を整えることが企業にとっても働く人にとっても重要となってきています。

平成28年9月に内閣府が行った「男女共同参画^{※47}社会に関する世論調査」において、「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思うかを聞いたところ、以下の回答が上位を占めました。(複数回答)

- (1) 子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する 59.3%
- (2) 子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する 56.5%
- (3) 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する 54.2%

このように、男女共同参画の視点からも、仕事と育児の両立への支援が行政の役割として求められています。

本市が実施した「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(平成30年度調査)によると、父親の育児休業の取得割合は極めて低く、また、「仕事が忙しい」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気がある」「収入減となり、経済的に苦しくなる」など、育児休業を取得するに当たっての職場環境の整備が進んでいない状況にあります。また、母親の就労割合や就労希望がいずれも5年前より増加しており、就労中の子育て家庭が増加している状況にあります。

今後の方向性

- ① 若年者の経済的自立のための環境づくりとして、雇用の場を確保するための地場産業振興や企業誘致の推進はもとより、就職支援活動を通して職業観の醸成や就職力の向上を展開します。



- ② 育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着を図るため、ワーク・ライフ・バランスを国・高知県と連携して普及・推進します。
- ③ 男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性などについて、企業等を始め社会への浸透を図ることにより、男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくりに取り組みます。

[主な関連事業等]

- 就職応援セミナー
- 無料職業紹介事業
- 妊娠出産しても安心して働く環境づくり
- 事業主行動計画の推進
- 男女共同参画推進のための広報・啓発活動

[施策関係課]

産業政策課、人権同和・男女共同参画課

※47 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うこと。

3-5 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

現状と課題

子どもたちや子ども連れの保護者、そして妊産婦にとって、不安やストレスを感じることのない、安全・安心な子育てしやすい生活環境が整備されていることは、子どもたちの健全な成長につながっていきます。

高知市子ども・子育て支援事業計画において各種の取組を行ってきましたが、平成30年度に実施した「高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、地域における子育ての環境や支援に関する10項目の満足度を尋ねたところ、「公共施設や道路が子育てに配慮されている」と「気軽に利用できる遊び場が整っている」の項目について「不満」と答える人の割合が、全体の1番目と2番目に多くなっており、今後も子育て家庭にやさしい生活環境の確保に向けて取り組んでいく必要があります。

一定の要件を満たす公共的施設（特定施設）については、平成9年4月に、高知県は誰もが住みよいまちづくりを実現するため「ひとにやさしいまちづくり条例」（以下「ひとまち条例」という。）を施行し、建築物、公共交通機関の施設、道路、公園及び路外駐車場の新築などの際に、人の移動に配慮が必要な場所ごとに、安全かつ快適に利用できる基準を満たすよう求めています。本市においては、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」やひとまち条例に基づき、配慮が必要と想定される場所ごとに整備内容を審査し、誰もが安全かつ快適に利用ができるよう指導及び助言を行っています。今後も、「オムツ替えのスペースや授乳スペースが確保されている」「建物や道路の構造がベビーカーでの移動に配慮されている」など、子どもや子ども連れの家族、妊産婦にとっても利用しやすい施設等が増えていくように取り組む必要があります。

また、子どもたちが気軽に利用できる代表的な遊び場である公園については、バリアフリーに配慮した整備を行ってきていますが、遊具などの多くの公園施設が老朽化しており、安全に公園が利用できる整備が必要となっています。

子どもたちが安全な日常生活を送る上で、交通安全教育等の推進は欠かせません。本市では、昭和47年から交通安全教育指導員を配置し、交通安全に関するルール、マナー等の普及と交通安全意識の高揚を図ってきました。交通安全教育は、特に園児・児童に重点を置き、保育所・幼稚園等、学校と連携を図りながら、校区交通安全会議、交通安全指導員、警察等関係機関の協力を得て、子どもたちの交通安全意識の向上に向けて取り組んでいます。また、平成31年4月に「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、18歳までの子どもを持つ保護者の方は、子どもの命を守るためにヘルメットを着用させること、全ての自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めることなどが規定されました。子どもや子ども連れの家族が安全に自転車を利用できるよう、交通安全教育等を通じて広く啓発することが必要です。



今後の方向性

- ① ひとにやさしいまちづくりを推進し、子育て家庭や妊産婦にとって安全かつ快適に利用できるように、特定施設の整備が適正に行われ、子育て家庭や妊産婦等、配慮が必要な方が安全かつ快適に利用できるよう、事業者に対し条例の主旨や計画段階において事前協議を行うこと等の周知に努め、ひとにやさしいまちづくりの推進に取り組みます。
- ② 子どもたちの身近な遊び場である公園を、安全に利用できるように整備に取り組みます。
- ③ 子どもを交通事故から守るため、市民一人ひとりが交通安全のルールを正しく理解し、マナーが向上するよう、今後も保育所・幼稚園等、学校における交通安全教育を推進するとともに、各学校や地域における交通安全指導や啓発、通学路の安全点検等に取り組みます。

[主な関連事業等]

- ・高知県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく適合性審査
- ・高知市交通バリアフリー基本構想
- ・都市公園整備事業
- ・公園遊園整備改良事業
- ・公園施設長寿命化整備事業
- ・交通安全活動の推進
- ・住宅改造助成事業

[施策関係課]

建築指導課、障がい福祉課、みどり課、くらし・交通安全課

4

専門的な知識及び技術を要する支援の充実

4-1 児童虐待の発生予防【重点施策④】

現状と課題

児童虐待は、虐待を受けた子どもの一生を左右するものであり、その子どもの将来の子育てにまで影響を与えると言われています。

虐待を引き起こす要因としては、親自身の被虐待歴、望まない妊娠・出産、親としての自覚が十分でないことによる知識や行動等の不備、子育てに対する不安・ストレス、育児力の低さなどの「親の要因」、子ども自身の発達の遅れや疾病、障害等の「子どもの要因」、また、経済的困窮、DVなどによる夫婦関係の不安定さ、相談相手や支援者の不在、地域からの孤立などの「家庭の要因」があると考えられています。

これらの要因があるからといって、必ずしも虐待につながるわけではありませんが、虐待の発生を予防するため、これらの要因を抱える養育者を早期に把握し、適切な支援につなげ、できる限り子どもの身体・知的発達や情緒的発達等への影響を防いでいくことが重要です。

厚生労働省が発表した『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』の第3次報告から第15次報告までの推移で見ると、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」「妊婦健診未受診」「母子健康手帳の未交付」「若年（10代）妊娠」については、継続的に高い水準で虐待死事例が発生しています。

特に、「若年（10代）妊娠」について見ると、我が国における全出生数のうち母親の年齢が若年（10代）の割合は約1.3%前後で推移していますが、一方で、心中以外の虐待死事例における「若年（10代）妊娠」の平均割合は17.8%であり、その割合の高さは顕著です。

本市では、子育て世代包括支援センターでの母子健康手帳交付時の面接により、若年妊娠やシングル（未婚）、経済的困窮、被虐待歴など養育環境にリスクを持つ妊婦を早期に把握し、関係機関との連絡調整を行い妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援につなげています。

また、出産後は、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査等において支援が必要と思われる母子について、医療機関や子ども家庭支援センター等と連携をはかっており、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対しては、指導・助言等により養育能力を向上させるための支援を行う養育支援訪問事業^{※48}により、虐待の発生を予防する取組を行っています。

また、専門的な知識及び技術を有する職員の計画的な確保・育成を図り、令和2年度を目指し、子ども家庭支援センターに、「子ども家庭総合支援拠点^{※49}」の機能を整備して、地域の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、必要な支援を行います。



行政機関の関与に拒否的な家庭、保健・福祉サービス等を合理的な理由なく利用しない家庭、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭などは、虐待発生のリスクが高いと考えられており、子育て世代包括支援センターや児童相談所をはじめ、子どもに関する機関と連携して、早期の把握に努め、適切な支援に結び付けていく必要があります。

また、体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行うほか、保護者や地域住民が、児童虐待についての正しい理解と認識を深めることができます。講演会や研修会の開催など広報・啓発活動を実施し、地域社会全体で子育て家庭を見守る支援体制の強化が必要です。

今後の方針性

- ① 妊娠・出産・子育ての過程において、母子保健活動や、各種子育て支援事業などを重層的に実施することにより、子育て家庭全体の育児力を高め、育児の負担感や孤立感の軽減を図り、児童虐待の発生予防につなげていきます。
- ② 子育てに関する相談支援体制の整備を進めるとともに、保健・福祉サービス事業や医療機関との連携強化、職員の資質や実践力の向上などを図り、支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し支援を行います。
- ③ 体罰によらない子育て等の推進や、虐待予防に関する正しい理解に向けた広報・啓発活動を継続実施するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心とした地域における虐待予防のネットワークづくりを進めます。
- ④ 学校は、子どもたちが生命の尊さや生きることの素晴らしさを知ることにより、自分自身を大切にし、自分のことや自分を支えてくれる人々について考え、多くの人々とよりよい関係を築いていけるよう、子どもたちへの指導・支援を行います。併せて、幼児期の子どもの発達と生活の特徴や、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解できるよう、指導を工夫します。

[主な関連事業等]

- ・園庭開放・子育て相談事業
- ・一時預かり事業（幼稚園）（再掲）
- ・一時預かり事業（その他）（再掲）
- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）（再掲）
- ・児童家庭相談（再掲）
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ）（再掲）
- ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）（再掲）
- ・児童虐待予防推進事業

- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業※50
- ・養育支援訪問事業
- ・親子絵本ふれあい事業（再掲）
- ・利用者支援事業（母子保健型）（子育て世代包括支援センター）（再掲）
- ・継続看護連絡票（再掲）
- ・保健指導（再掲）
- ・産前・産後サポート事業（再掲）
- ・産後ケア事業（再掲）
- ・産婦健康診査（再掲）
- ・乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- ・子育てひろば（再掲）
- ・離乳食教室（再掲）
- ・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査（再掲）
- ・思春期保健指導・相談事業（再掲）

[施策関係課]

子ども育成課、保育幼稚園課、母子保健課、子ども家庭支援センター、学校教育課、
教育環境支援課

※48 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、専門的な相談や援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

※49 子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家族及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークを中心とした機能を担う。

※50 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組などを実施する事業



4-2 要保護児童の早期発見と迅速・適切な対応

現状と課題

本市では、児童虐待の相談・通告を受理した後、安否確認や調査等の初期対応から支援・見守りを実施し、関係機関との連携を図りつつ継続的に家庭への支援を行っています。

養育困難家庭や児童虐待の疑いのある家庭への直接的な支援を行うため、平成18年度から育児支援家庭訪問事業（現：養育支援訪問事業※平成21年度に事業名変更）を開始し、養育困難家庭等へのきめ細かい支援と、虐待等の問題の予防や改善につなげています。

虐待が発生している家庭に対しては、保護者の悩みや育児の困難性を把握した上で、援助方針や関係機関の役割分担などを決定し、継続的な支援を行い、虐待の深刻化や再発の防止に取り組んでいます。

これらの家庭に対して効率的・効果的に対応していくために、平成25年度に児童相談システムを導入し、適切なケース進行管理を行っています。

また、虐待予防・対応ネットワークとして、平成19年度に高知市要保護児童対策地域協議会^{※51}を設置し、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な支援を図っています。同協議会はにおいて、子ども家庭支援センターが要保護児童対策調整機関^{※52}を担っており構成員の代表者による会議（代表者会議）、実務担当者による会議（実務者会議）、個別の事例について担当者レベルで具体的な支援策等を検討する会議（個別ケース検討会議）の三層構造で運営しています。

同協議会では毎月実務者会議を開催し、ケースの進行管理、支援方針や役割分担の見直し等を行っています。個別ケース検討会議においては、子どもの置かれた状況やアセスメントの情報共有、関係機関の具体的な役割を適宜確認し、実際の支援につなげています。

転居ケース等においては、支援やサービスが途切れることがないように、転居先自治体とケース情報の共有や引継ぎを行っています。また、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅延なく相談を行うとともに、必要な助言を求めていきます。

今後の方針

- ① 子どもの安全・福祉を守るために、相談支援体制の整備と強化、関係機関との連携体制の強化、職員の資質や実践力の向上を図り、要保護児童等への適切な支援を実施します。
- ② 要保護児童及びその保護者に対して、速やかに適切な支援を実施することにより、子どもの安全の確保を図るとともに虐待の深刻化や再発の防止に努めます。
- ③ 子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、身近な圏域で困りごとを気軽に相談できる環境を整えるとともに、住民主体の見守り活動など課題解決に向けた地域力の強化を進めます。

[主な関連事業等]

- ・養育支援訪問事業（再掲）
- ・児童家庭相談（再掲）
- ・児童虐待予防推進事業（再掲）
- ・要保護児童対策地域協議会
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ）（再掲）
- ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）（再掲）
- ・「ほおっちょけん相談窓口」の設置（再掲）

[施策関係課]

子ども家庭支援センター、健康福祉総務課

※51 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見並びに適切な保護並びに要保護児童及びその保護者への適切な支援を図るため設置された協議会。市、児童相談所、学校、警察等、児童に関わる団体等をもって組織され、情報交換や支援内容の協議等を行う。

※52 要保護児童対策調整機関

支援ケースの進行管理と評価、関係機関間の調整等を行う。平成28年児童福祉法改正により、調整機関の役割を中心として担う専門職員（調整担当者）の配置が義務化された。調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。



4-3 障害など特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実 【重点施策⑤】

現状と課題

昭和 23 年に施行された児童福祉法において障害のある子どもに対する支援が位置付けられ、その後、昭和 40 年代半ばには通園の制度化があり、最近では、平成 15 年度施行の支援費制度、平成 18 年度施行の障害者自立支援法や平成 24 年度施行の児童福祉法等の改正により各種制度の整備が行われてきました。このような中、本市の障害児支援については、障害のある子どもと家族への支援体制の充実を掲げて取組を行ってきました。

障害のある子どもの将来を見通した切れ目のない支援を行うために、子ども発達支援センターでは、総合相談窓口として相談支援、関係機関との連携などに取り組んでいます。また、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査において早期に支援が必要と思われた場合には、関係機関への紹介・各種支援のつなぎを行っています。これらの取組により発達障害のある子どもの早期発見・早期療育支援体制を一定整備してきましたが、さらなる取組や体制強化が求められています。

親子通園施設ひまわり園では、発達の緩やかな乳児や医療的ケア^{※53}の必要な子どもと保護者を対象とした「ゆったりっこクラス」を平成 27 年度から実施しており、日中活動や発達支援の機会となっています。

サポートファイルについては、研修会や連絡会などの機会に、その活用方法について、関係機関や保護者への周知を図ってきました。切れ目のない支援を行うために、今後も保護者と関係機関の双方が効果的に活用できる取組が必要です。

平成 27 年度からは障害者相談支援事業として、市内東西南北4か所に障害相談センターを身近な相談窓口として設置しています。また、障害のある子どもへのサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成体制が一定整ってきており、今後は障害のある子どもの多様なニーズや生活状況に沿った支援を実践できる人材を育成し、質の向上を図ることが重要です。

保育・教育における集団生活の中での一人ひとりの発達に応じた支援については、小学校就学前の支援、学校教育における支援、放課後や休日・長期休業時の支援、学校卒業後に向けた支援に取り組んできました。

小学校就学前においては、障害のある子どもや発達面で支援の必要な子どもの保育所・幼稚園等への入所・入園が増加しており、これまで以上に子どもに関わる職員、関係する部署・機関が連携して課題を共有するとともに、保護者の気持ちに寄り添いながら適切な支援につなげていく必要があります。また、障害児通所支援を提供する児童発達支援事業所^{※54}の利用児童は増加しており、就学前の大切な時期に早期療育が受けられるよう、それぞれの子どものニーズに応じた事業所の確保が必要です。小学校、中学校等においては、就学時の移行支援の仕組みや校内の支援体制が一定整備されてきていますが、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する相談件数が増加するとともに、

その相談内容が複雑化・多様化してきています。通常の学級の児童生徒も含めた特別支援教育に対応していくための支援体制や、より適切な支援の充実が求められています。

放課後や休日・長期休業時の支援としては、放課後等ディサービスや日中一時支援事業などがあり、サービスを行う事業所数は増加してきていますが、家族のニーズに応じた利用ができる事業所等の増加が求められています。また、放課後児童クラブでは、障害特性について理解を深める研修や学校との連携を行っていますが、今後も一人ひとりの特性に応じた支援に取り組む必要があります。

卒業後に向けた支援については、個別支援会議や各特別支援学校^{※55}で開催される進路相談会に、指定相談支援事業所が参加するようになったことで、具体的な支援について話ができるようになってきています。また、平成27年度からは就労に関する適性を確認するため、就労移行支援事業所によるアセスメントが必須化されたため、特別支援学校高等部2年生を対象に就労アセスメントを実施しています。就労アセスメントの結果を進路に活かすとともに卒業後は新たな支援機関が加わることから、支援を途切れることなくつないでいくことが重要です。

近年、医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする子どもが増えており、平成28年の児童福祉法改正によりその支援体制の整備が必要とされています。本市においては、重度の障害のある子どもへの支援を含め、様々な課題があることから、令和2年1月に「高知市医療的ケア児および重度の障害のある子どもの支援検討会」を設置しました。

今後の方向性

- ① 幼児期の健康診査について受診率向上や従事者の資質向上に取り組むとともに、子どもの障害や発達の遅れに対する保護者の受容過程に配慮しながら、子ども発達支援センター・保育所・幼稚園等、専門医療機関などの関係機関の連携のもと、子どもの障害や発達の遅れの状態に合わせて、必要な支援につながることができる体制を目指します。
- ② 子ども発達支援センターの早期療育教室やひまわり園を始めとする発達支援の取組を通じて、きめ細かい支援を行うとともに、関係機関と連携し、児童発達支援サービス等へのスムーズな移行を目指します。
- ③ サポートファイルの機能を十分に活かすために、内容なども工夫しながら、入手できる機会を拡充して、関係各課及び関係機関での活用を推進します。
- ④ 指定障害児相談支援事業所の確保に取り組むとともに、相談支援機能の強化に資する研修を実施します。
- ⑤ 小学校就学前の子どもに対する早期支援の観点から、保育所・幼稚園等が教育研究所や子ども発達支援センターなどの関係機関と連携して、一人ひとりの発達に応じた支援活動が行えるように取り組みます。また、児童発達支援事業所の確保に取り組むとともに、児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所^{※56}と子どもの就園先・就学先との連携が図られるように取り組みます。



- ⑥ 学校教育における支援については、各学校からの「特別支援教育支援員^{*57}」の配置希望の増加、「LD^{*58}・ADHD^{*59}通級指導教室」への通級希望や相談ニーズの増加に対応するとともに、研修等を通じて校内支援体制や指導の充実に取り組みます。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、就学・進学時のスムーズな移行支援に取り組み、個別の教育支援計画や指導計画などに基づく支援の充実を図ります。
- ⑦ 放課後や長期休暇を支援する日中一時支援事業や放課後等デイサービス等の支援内容の充実に取り組みます。放課後児童クラブについては、障害特性に関する研修等を充実するとともに、学校や関係機関との連携を進め、一人ひとりの特性に応じた支援を行います。
- ⑧ 卒業後に向けた支援については、特別支援学校進路相談会を効果的に開催するとともに、就労アセスメント力の向上を図り、関係機関との連携強化に取り組みます。
- ⑨ 「高知市医療的ケア児および重度の障害のある子どもの支援検討会」での協議を通して、医療的ケア児及び重度の障害のある子どもが地域で安心して生活できるための支援の充実に取り組みます。

[主な関連事業等]

- ・子ども発達支援センター相談事業（再掲）
- ・教育相談、就学相談
- ・早期療育教室
- ・就学への移行支援
- ・親子通園施設ひまわり園
- ・市立学校教職員研修
- ・専門医相談・心理士相談
- ・特別支援学級等における指導
- ・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査（再掲）
- ・特別支援教育支援員配置事業
- ・サポートファイルの活用推進
- ・放課後等デイサービス
- ・障害児相談支援事業
- ・日中一時支援事業
- ・保育所、幼稚園等への技術支援
- ・短期入所事業
- ・特別支援加配保育士雇用費補助金
- ・放課後児童クラブ（再掲）
- ・特別支援保育に関する研修会
- ・特別支援学校進路相談会
- ・児童発達支援事業

- ・自立支援協議会・就労検討会
- ・保育所等訪問支援事業
- ・就労移行支援事業
- ・高知市医療的ケア児および重度の障害のある子どもの支援検討会
- ・新生児聴覚検査事業（再掲）

[施策関係課]

子ども育成課、母子保健課、保育幼稚園課、教育研究所、学校教育課、障がい福祉課

※53 医療的ケア

家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為

※54 児童発達支援事業所

児童福祉法に規定する児童発達支援（施設に通所する障害児に対して行う、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援）に係る障害児通所支援事業について、指定を受けた事業者が当該児童発達支援に係る事業を行う事業所。

※55 特別支援学校

障害の重複化や多様化を踏まえ、以前の「盲・聾・養護学校」を改め様々なニーズに柔軟に対応できるよう制度化された、障害種別にとらわれず設置することができる学校。併せて、地域の特別支援教育のセンター的機能を担うことが求められている。

※56 保育所等訪問支援事業所

児童福祉法に規定する保育所等訪問支援（保育所等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援）に係る障害児通所支援事業について、指定を受けた事業者が当該保育所等訪問支援に係る事業を行う事業所。

※57 特別支援教育支援員

小中学校等において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする支援員。

※58 LD

学習障害。Learning Disorders, Learning Disabilities。単一の障害でなく、様々な状態が含まれる。医学、心理学、教育学の分野にまたがって研究が進められ、それぞれが若干概念が異なっているが、基本的には全般的な知的発達に遅れないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。



※59 ADHD

注意欠陥多動性障害。Attention Deficit Hyperactivity Disorder。アメリカ精神医学会の診断基準第4版（DSM-IV）にある診断名。ADHDは「不注意」「多動性」「衝動性」の3つの症状を特徴とした症候群で、脳に何らかの原因があると考えられている。

4-4 ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

ひとり親家庭は、就業や収入に関する問題を抱える傾向にあります。離婚率の高い本市では、ひとり親家庭の世帯数は依然として多い状況にあり、生活の安定と自立促進のため、就業に関する支援と経済的な支援の充実が必要です。

就業に関する支援については、母子家庭等就業・自立支援センター無料職業紹介所^{*60}で就業相談や就業情報の提供等を行うとともに、就業に係る技能等の取得のために母子家庭等自立支援教育訓練給付金制度^{*61}による給付金の支給を行っています。

経済的な支援については、児童扶養手当の支給、医療費の助成、母または父の就労や子どもの修学・修業等に係る母子父子寡婦福祉資金^{*62}の貸付を行っています。

また、子育てや生活上の様々な悩みや不安の相談に、母子・父子自立支援員^{*63}や子ども家庭相談員^{*64}が対応・助言を行い、関係機関や保健師等との連携を図りながら、自立に向けた支援を行っています。

今後の方針

- ① ひとり親家庭の自立に向けて、関係機関等と連携しながら、支援内容及び相談機能の充実を図ります。
- ② 母子家庭に加えて父子家庭にも拡充してきたひとり親家庭に関する各種支援制度の周知を積極的に行い、制度を利用しやすい環境整備を図ります。

[主な関連事業等]

- ・子ども医療費助成制度
- ・ひとり親家庭医療費助成制度
- ・児童扶養手当
- ・児童家庭相談（再掲）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金制度
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・母子・父子・寡婦家庭の生活相談

[施策関係課]

子育て給付課、子ども家庭支援センター



※60 母子家庭等就業・自立支援センター無料職業紹介所

ひとり親家庭の保護者を対象に、相談員による就業相談や就業情報の提供を行う。また、司法書士による養育費や慰謝料、親権等の法律相談等の専門相談（父子家庭も対象）を行っている。

※61 母子家庭等自立支援教育訓練給付金制度

経済的に弱い立場にある母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定と就職の促進を図るため、資格取得の際の受講料の一部助成や生活費の給付を行う。

※62 母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭や寡婦の自立の助長と、福祉の向上を図るために、各種資金を貸し付けるもの。資金には、児童の進学のためのもの、母子・父子家庭の母・父や寡婦が技能や資格を得るためのもののほか、生活に関する様々な資金がある。

※63 母子・父子自立支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する、主に母子・父子家庭や寡婦が抱えている就業、生業、住宅等生活上の悩みや子どもの養育等の相談業務に従事する者。民生委員・児童委員、児童相談所、女性相談支援センターその他関係機関と常に密接な連携を図り、母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、平成15年4月に設置された。

※64 子ども家庭相談員

家庭における児童の養育及び療育相談、児童虐待及び養育困難ケースにおける相談及び指導並びに通告に関する事、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談及び指導等の業務に従事する者。市、児童相談所、学校、警察等、児童に関わる団体等との連携を図り、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図ることを目的として、平成17年4月に設置された。

4-5 厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援

現状と課題

子どもの貧困対策については、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下この項で「法」という。）が平成25年6月に成立、平成26年1月に施行され、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱（以下この項で「大綱」という。）」が閣議決定され、平成27年10月からは「子供の未来応援国民運動」により子供の未来応援基金が造成され、社会全体で子どもの貧困対策に取り組む運動が進められています。

この間、子どもの貧困率は、厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成24年の16.3%から平成27年には13.9%と若干改善したものの、依然としてOECD加盟国では高い水準にあります。

国では、子どもの貧困対策のさらなる強化のため、法改正（令和元年6月19日公布、9月7日施行）を行い、法の目的・基本理念の充実や、大綱の記載事項の拡充を図るとともに、市町村の貧困対策計画の策定を努力義務とし、市町村計画は、大綱及び都道府県計画を勘案して定めることとされました。

令和元年11月29日に改定された大綱では、基本の方針として「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援」、「支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮」、「地方公共団体による取組の充実」を掲げ、貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てる社会を目指すこととしています。

また、高知県では、平成28年3月に「高知家の子どもの貧困対策推進計画」を策定し、他の行政計画にも「厳しい環境にある子どもたちへの支援策」を登載するなど、子どもの貧困対策の推進に取り組んでおり、令和元年度は、法改正や大綱の改定を踏まえ、高知県の「日本一の健康長寿県構想」や「教育等の振興に関する施策の大綱」等と連動させながら、次期計画の策定を進めることとしています。

本市では、従来から、福祉、保健、教育などの多くの施策において、経済的・社会的に厳しい環境にある子どもや家庭の支援に取り組んできましたが、子どもの貧困対策をより効果的に推進するため、法第9条第2項に規定する市町村計画を子ども・子育て支援事業計画の中に位置付けることとします。

1 教育の支援

○幼児教育・保育における支援

教育・保育においては、これまで生活保護世帯、住民税非課税世帯、ひとり親世帯や多子世帯等への保育料軽減を実施してきましたが、令和元年10月1日からは、3歳以上児と住民税非課税世帯の3歳未満児を対象に幼児教育・保育の無償化を実施しました。

また、幼稚園・保育所等では、3歳以上児の年収約360万円未満相当世帯や同時在園の第3子を対象に副食給食費の減免を実施し、さらに、本市では同時在園第2子の



副食給食費についても、月額 4,500 円を上限に独自軽減を実施しています。

要保護児童や生活保護世帯、ひとり親家庭等の子どもを対象児童とする家庭支援推進保育事業においては、国基準を市単独で拡充上乗せすることにより、子育て支援を拡充しています。

実費徴収に係る補足給付を行う事業では、生活保護世帯を対象に、教材等の実費徴収の費用について、保護者負担の軽減を図っています。

○就学援助制度

経済的理由によって小学校または中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費・医療費等の助成を行っています。

就学援助制度の周知は、入学時及び毎年度の進級時などに各学校から全家庭を対象に制度の書類を配布しているほか、高知市のホームページをはじめ各種広報でも行うようにしています。

○高知チャレンジ塾運営事業

平成 23 年 11 月から、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切ることを目指し、教育委員会と福祉事務所の連携の下、「高知チャレンジ塾運営事業」を開始し、教員OBで構成されるNPO法人への委託により、生活保護世帯及び生活困窮世帯等の中学生に対し、居場所の提供と併せて無料の学習支援を行っています。

現在は市内 10 会場で運営しており、各会場では、教員OB、大学生、地域住民等のボランティアの方々により、子どもの悩み相談や、個々の学力に応じた学習支援を行っています。

平成 30 年度の登録者数は 382 人（うち生活保護 91 人・生活困窮等 291 人）となっており、登録を行った中学3年生 136 人のうち 135 人の子どもが高校等への進学を達成し、事業利用者の高校進学率は 99.3% となっています（うち生活保護受給世帯の中学生 55 人は全員進学を達成）。

○幼児教育・保育の質の向上

子育てを取り巻く環境の変化による家庭や地域の養育力の低下が指摘されている中、保育所・幼稚園等においては、教育や保育を行うだけでなく、保護者の子育てに関する不安や孤立感を和らげ、子どもと向き合う環境づくりを支援していく役割も求められています。本市では、幼児教育・保育に関する専門的知識や経験を有する子ども・子育て相談支援員を配置し、園訪問での巡回相談により子育て支援に関する助言のほか、保護者からの子育てに関する悩み相談も窓口や電話対応等にて行っています。

また、質の向上につながる研修では、高知県教育センターと連携し、研修方法や研修の対象者を拡大するなど、見直しを行うことで、全体の質の向上を図る必要があります。

○学校支援地域本部事業

「学校・家庭・地域」が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを行い、学校の教育活動や行事に参画・協力するとともに、地域の教育力の向上を図り

ます。令和元年度において、高知市立学校 22 校で実施されており、子どもたちの学習支援、学校行事支援見守り活動、環境整備等、学校の教育活動の様々な場面で、多くのボランティアが支援しています。

○コミュニティ・スクール推進事業

学校運営協議会を設置し、学校、家庭及び地域が連携し、一体となって学校運営に参画し、魅力ある教育に取り組みながら「地域とともにある学校づくり」を目指します。令和元年度において、高知市立学校4校に、学校運営協議会を設置しており、学校毎に、年間6回程度の協議会を開催しており、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんのが参画することで、学校を支援する取組が進められています。

○放課後子ども教室

PTAや地域住民等で運営委員会を設置していただき、市立の全ての小学校で放課後子ども教室を実施しています。地域の各種団体やボランティア等住民の参画を得ることで、学習支援や遊び体験・文化・スポーツ・交流活動など、地域の特色を活かして、子どもの安心な居場所づくりに取り組んでいます。

2 生活の安定に資するための支援

○妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

子育て世代包括支援センターでの母子健康手帳交付時の面接をはじめ各種母子保健事業等において、養育環境のリスクや支援ニーズを把握し、養育支援が必要であると判断される家庭に対しては養育支援訪問事業を導入したり、保護者の疾病や都合等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合は、子育て短期支援事業や一時保育を導入するなどして家庭での養育を支援しています。母子家庭で専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている場合は、母子生活支援施設を活用しながら地域での生活を支援しています。また、経済的に困窮している家庭の出産にあたっては、助産制度による支援も行っています。

○生活困窮者自立支援法に基づく支援事業（高知市生活支援相談センター）

平成 25 年 11 月に、生活困窮者の自立支援を目的として、高知市、高知市社会福祉協議会、高知公共職業安定所及びこうち若者サポートステーションと連携した運営協議会方式により「高知市生活支援相談センター」を開設し、「ことわらない、あきらめない、なげださない」の3つのモットーを掲げ、国のモデル事業として自立相談支援事業を展開しました。

平成 27 年 4 月からの生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）の施行を受け、一時生活支援事業及び住居確保給付金の運営を順次開始し、平成 28 年度から運営方式を高知市社会福祉協議会への委託事業に切り替え、認定就労訓練事業所の新規認定も進めてきました。また、平成 30 年度からは家計改善支援事業を、同年 10 月から



は就労準備支援事業を開始したことにより、高知チャレンジ塾運営事業と併せると、法に定める全ての事業を展開している状況です。

平成30年6月の法改正において、「生活困窮者」の定義が「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と改められることにより、経済的困窮のみならず、発達障害、ひきこもり、長期失業、住居確保の困難等、これまで制度の狭間に位置してきた様々な課題を抱えた方々に対し、きめ細かな支援を行うよう、制度の方向性が明確化されました。

高知市生活支援相談センターに寄せられる相談件数は年々増加しており、平成30年度は699件の相談がありました。このうち、450件について、自立に向けたプランを策定し、伴走型の支援を行っています。今後は、地域に潜在する生活困窮者の早期発見（アウトリーチ）と、各機関の専門性を活かした課題解決に向け、行政・民間の専門機関同士の連携のさらなる強化・円滑化が必要となっています。

○住宅に関する支援

市営住宅の募集においては、特定目的住宅として（ア）母子・父子世帯向（イ）子育て世帯向として別枠での募集を実施しています。この住戸は（ア）は母子・父子世帯のみ、（イ）は中学生以下の児童がいる世帯のみが応募できます。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度では、ひとり親家庭の父母・寡婦が現に居住している住宅の補修のための住宅資金や、転宅資金の貸付を行っています。

○口腔保健の推進

保育所・幼稚園等、学校などの歯科検診においては、未処置のむし歯を放置している子どもや複数のむし歯を持つ子どもが見られ、その背景には貧困、保護者の厳しい就労状況などがあるといわれています。本市では永久歯のむし歯予防として保育所・幼稚園等、学校などの集団の場でのフッ化物洗口を支援しています。

○食の支援及び食育の推進

朝食の欠食や孤食などの小中学生が増加しており、多様な暮らしに配慮した食育の推進が必要です。保育所・幼稚園等、学校においては基本的な生活習慣を身につけるための取組を実施しています。また、市内各所で実施されている子ども食堂では子どもに限らず様々な世代が利用し、食を通した世代間交流の場として食育につながる取組が展開されています。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

○親への就労支援と学び直しの支援

ひとり親家庭の親が指定の資格を取得するために長期間の職業訓練講座を受講する場合や、職業に関する教育訓練講座を受講する場合に、修業中の一定期間について生活費の一部、入学時の負担の一部を助成しています。

また、母子家庭、父子家庭、寡婦の方の自立の助長と、子どもの福祉の向上を図る

ために、母または父の就労や子どもの修学・修業等に係る母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っています。

○生活保護受給者への就労支援

生活保護受給者に対する就労支援については、福祉管理課に、就労支援を専門に担当する「就労促進員」を10名配置し、ケースワーカーやハローワークと連携しながら、日常生活リズムの改善、身だしなみや挨拶など社会生活に必要な知識・能力の向上、就労意欲の喚起などを図りつつ、伴走的に支援を行っています。

また、高知労働局との協定の下、生活保護受給者、生活困窮者及び児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワークのナビゲーターによる重点的な支援を行う専門の窓口（高知市福祉事務所就労支援窓口）を設置し、対象者の意向に沿った求人情報の提供や、就労に向けた助言・指導を行っています。

経済的な面では、生活保護制度と併せ、就労による自立を達成した方に一定の給付金を支給する「就労自立給付金」制度を実施しており、生活保護受給者の早期自立に向けたインセンティブとして活用を促進しています。

○生活困窮者への就労支援

生活困窮者への就労支援については、高知市生活支援相談センターにおいて、様々な生活上の課題を総合的に受け付け、課題解決に向けた支援を行う「生活困窮者自立相談支援事業」を通じた支援を行っているほか、上記の高知市福祉事務所就労支援窓口での支援も行っています。また、就労経験の不足や、長期失業状態にある方など、すぐに一般就労に結びつくことが困難な方に対しては、「生活困窮者就労準備支援事業」において、日常生活・社会生活レベルの向上や、就労体験などの機会を提供し、一般就労に必要な準備を支援しています。同様に、就労に課題を抱えた生活困窮者に対して、必要な体験や訓練を提供する機関として、高知市の認定を受けた4つの事業者が、「認定生活困窮者就労訓練事業」を運営しており、高知市生活支援センターとの連携の下、就労や社会参加に向けた支援を行っています。

4 経済的支援

○生活保護

高知市における生活保護の受給世帯は、令和元年7月時点で9,005世帯、受給者数は11,493人となっており、保護率は34.9%と全国平均の16.4%を大きく上回っています。このうち、19歳未満の子どもは1,209人となっており、福祉事務所のケースワーカー及び就学促進員を中心に、教育扶助や高等学校等就学費を含む生活保護費の支給と併せ、家庭訪問、電話連絡、来所面談等を通じ、子どもの悩み相談を受けつつ、学校、教育研究所、子ども家庭支援センター、児童相談所、高知チャレンジ塾、医療機関、こうち若者サポートステーション等の関係機関と連携し、必要な助言・指導を行っています。

また、平成30年10月から、大学への進学が決まった生活保護世帯の子どもに一



時金を支給する進学準備給付金制度が創設されたことから、対象となる世帯や子どもへの周知を行い、将来への希望を持って学習に取り組めるよう支援しています。

○子ども医療費の助成

健康保険に加入している小学生までの子どもが病気などで医療機関を受診したときに、保険診療の自己負担額を助成しています。

また、18歳までの子どもがいるひとり親家庭や、両親のいない子どもとその養育者の医療費のうち保険診療分の一部負担金について助成を行っています。

○児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

児童を養育している家庭等における生活の安定と次代を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、児童手当の支給を行っています。また、父母の離婚などで、ひとり親等となった家庭の生活安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当の支給を行っています。これらの制度の改正にも対応し、制度運営について着実に実施します。

また、交通事故・海難・労働災害などにより、生計の中心となる方を失った義務教育修了前の児童を養育されている方に支給される災害遺児手当の支給を行っています。

○養育費の確保に関する支援

母子家庭等就業・自立支援センターでは、就業相談や就業情報の提供等を行うとともに、ひとり親の支援制度のこと、子どもの学費のこと、親権や養育費のことなど様々な相談に応じており、司法書士・弁護士による無料相談を定期的に実施しています。

今後の方針性

1 教育の支援

① 幼児教育・保育における支援

幼稚園・保育所等においては、保護者の子育てに対する不安や孤立感などを和らげ、子どもと向き合う環境づくりが行えるよう、幼稚園・保育所等の施設に対し、子ども・子育て相談支援員が助言を行うなど、家庭や関係機関と連携を図りながら継続的に取り組むとともに、家庭環境や発育状況に配慮した、よりきめ細かな保育の推進に努めます。

また、幼児教育・保育の質の確保・向上のための幼稚園教諭・保育士等の研修については、研修方法や対象者の拡大等見直しを行い、幼児教育センターとしての機能を持つ高知県教育センターと連携・協力し、取組を推進していきます。

② 就学援助制度

これまでに引き続いて全家庭を対象とした丁寧な制度周知を行います。また、新入学準備費については、平成31年度の中学校入学生徒から支給を開始したことに加えて、令和3年4月の小学校入学予定児童についても、令和3年3月の支給が実現するように準備を進めています。

今後も援助が必要な家庭に対して、必要な時期に必要な支援が行えるよう、事業の確実な周知と適切な運用に努めていきます。

③ 高知チャレンジ塾運営事業

高知チャレンジ塾には「学習の場」と「居場所」の二つの側面があり、どちらの面も、子どもの健全育成にとって大切なことです。この両面のバランスをうまく取りながら、「学習の場」に軸を合わせ、可能な限り「居場所」としての支援を提供しつつ、個に応じた学習支援を続けていきます。

④ 学校支援地域本部事業

保護者や地域住民が、学校における教育活動に参画・協力することが、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制づくりにつながっており、本事業による活動内容や成果を広く周知していくながら、設置校の拡大及び充実した活動を進めています。

⑤ コミュニティ・スクール推進事業

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことで、地域と一体となって学校づくりを進めることができます。

本市において、設置校拡大に向けた取組を進めています。

2 生活の安定に資するための支援

① 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談支援体制と、関係機関との連携強化のために、子育て世代包括支援センターのさらなる拡充を図るとともに、子ども家庭支援センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、相談支援体制の強化を図り、妊娠期から子育て期において切れ目のない支援を行います。

② 生活困窮者自立支援法に基づく支援

生活困窮者自立支援法に基づく各種支援事業の充実・強化を図るとともに、行政各部門の連携はもとより、高知市生活支援相談センターをはじめとする官民を超えた関係支援機関の連携体制の一層の強化・拡充を進めます。

多様で複合的課題を抱える生活困窮者を的確に把握するように努め、それぞれの課題に応じた適切な相談支援を行い、一人でも多くの方に地域社会において安心して生活していただけるよう、「地域共生社会」の実現を目指します。

これを通じて、生活困窮世帯の子どもについても、経済的困窮のみならず、親の支援を通じた家庭環境の改善や、地域社会との様々な関わりを通じ、安心して生活できる環境を整えることにより、健全な育成が図られるよう支援します。

③ 生活困窮世帯の子どもへの支援

幼児期から厳しい環境下で生育した子どもは、不登校、未就労、ひきこもり等を経て、成人してからも社会的孤立状態に陥るリスクが高いため（貧困の連鎖）、早期発見、



早期支援の実施が重要です。

生活困窮者自立支援事業等を通じて把握された子どもや、生活保護受給世帯の子どもについて、専門支援機関へのつなぎや、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、NPO法人、子ども食堂をはじめとする地域資源の利用勧奨、高知チャレンジ塾運営事業への参加促進等を通じ、進学に向けた助言や学習支援、安心して過ごすことのできる居場所の提供を行い、可能な限り早い段階からの支援に努めます。

④ 住宅に関する支援

市営住宅の募集においては、特定目的住宅として（ア）母子・父子世帯向（イ）子育て世帯向として別枠での募集を実施することにより、子育て世帯の居住の安定を支援します。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度では、ひとり親家庭の父母・寡婦が現に居住している住宅の補修のための住宅資金や、転宅資金の貸付を引き続き行っています。

⑤ 口腔保健の推進

歯科保健においてはむし歯予防のためのフッ化物洗口を実施する保育所・幼稚園等、学校が拡大するよう支援します。

⑥ 食の支援及び食育の推進

乳幼児期や学童期の子どもや保護者に対し、日常の食に関する経験を通して朝ごはんの大切さやバランスのとれた食生活などの健康づくりを啓発します。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

① 親への就労支援

ひとり親家庭の自立に向けて、関係機関等と連携しながら、支援内容及び相談機能の充実を図ります。

母子家庭に加えて父子家庭にも拡充してきたひとり親家庭に関する各種支援制度の周知を積極的に行い、制度を利用しやすい環境整備を図ります。

② 生活保護受給者への就労支援

生活保護受給世帯の自立更生を目指し、引き続き、ケースワーカーによる支援と併せた就労促進員による専門的な就労支援を実施し、就労による経済的自立だけでなく、社会参加を通じた日常生活・社会生活上の自立を促進します。

また、高知労働局・ハローワーク高知との連携事業に関しては、令和2年3月から、新たな庁舎において、ハローワークのナビゲーターが常駐する高知市福祉事務所就労支援窓口を、第一福祉課、第二福祉課及び福祉管理課と同じフロアに設置し、一層緊密で効率的な運営を図っていくこととしています。

③ 生活困窮者への就労支援

既に生活困窮者自立支援法の定める必須・任意の全ての事業を展開しているところですが、今後も引き続き高知市生活支援相談センターの体制強化を図りつつ、生活困

窮者自立相談支援事業におけるアウトリーチ機能及び就労支援機能の拡充や、生活困窮者就労準備支援事業における協力事業所の開拓、認定生活困窮者就労訓練事業の利用促進等を行い、ひとりでも多くの生活困窮者が、就労を通じた経済的自立や社会参加を達成できるよう支援していきます。

4 経済的支援

① 子ども医療費の助成

健康保険に加入している小学生までの子ども医療費、18歳までの子どもがいるひとり親家庭及び両親のいない子どもとその養育者の医療費のうち保険診療分の一部負担金について助成を引き続き行います。

② 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

家庭等における生活の安定や、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨とした児童手当、児童扶養手当の支給について、これらの制度の改正にも対応し、事務の円滑な履行に努めます。

③ 養育費の確保の推進

母子家庭等就業・自立支援センターでは、就業のこと、ひとり親の支援制度のこと、子どもの学費のこと、親権や養育費のことなど様々な相談に応じ、司法書士・弁護士による無料相談の定期的な実施などの相談支援を行います。

[主な関連事業等]

- ・子ども医療費助成制度（再掲）
- ・ひとり親家庭医療費助成制度（再掲）
- ・災害遭児手当
- ・児童手当
- ・児童扶養手当（再掲）
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金制度（再掲）
- ・児童家庭相談（再掲）
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業（再掲）
- ・就学援助制度（新入学準備費の支給）
- ・子育て世代包括支援センター（再掲）
- ・助産制度
- ・乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- ・1歳6か月健康診査（再掲）
- ・3歳児健康診査（再掲）
- ・養育支援訪問事業（再掲）
- ・子育て短期支援事業（再掲）

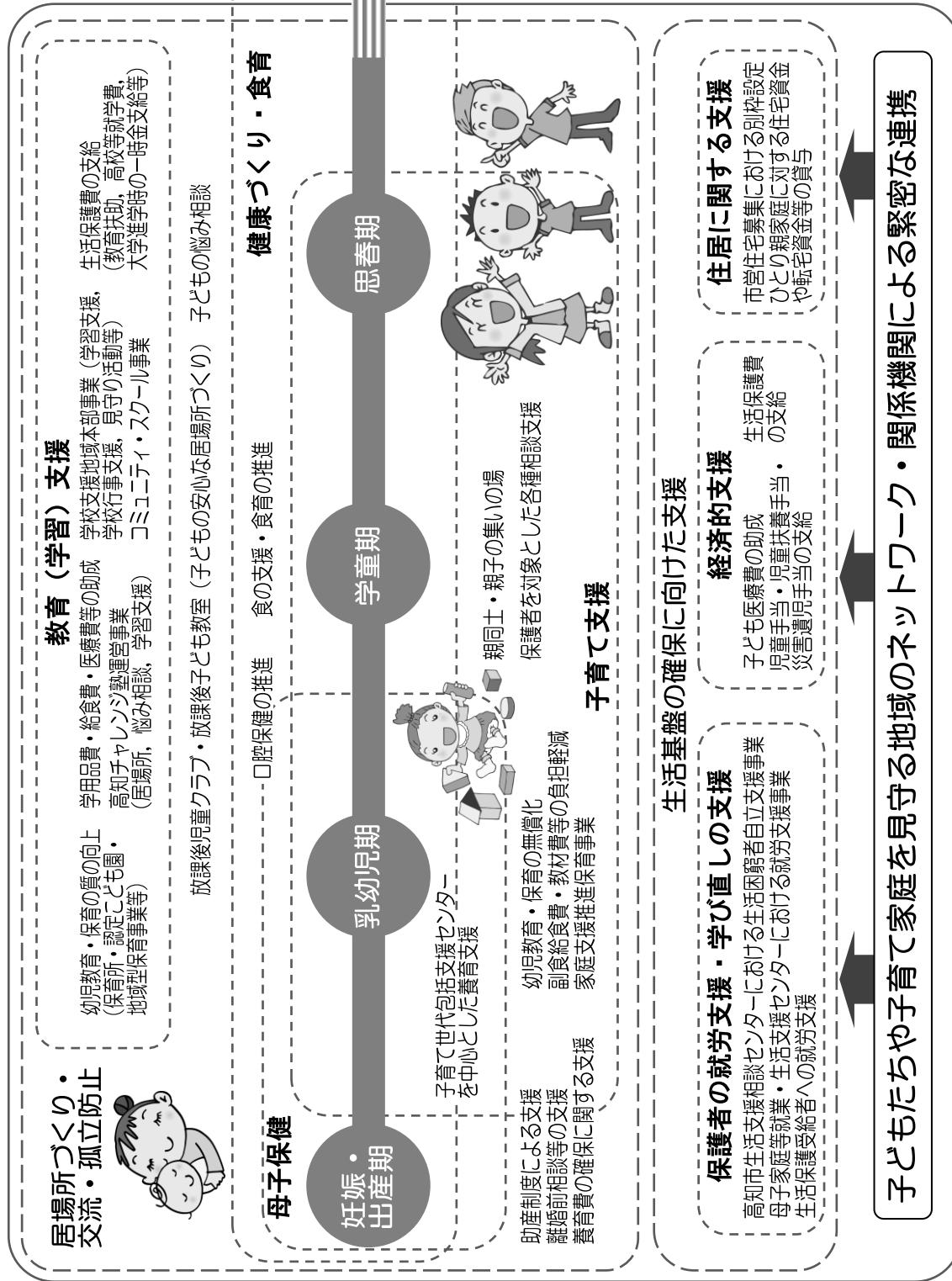


- ・家庭支援推進保育事業（再掲）
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲）
- ・母子生活支援施設措置
- ・生活保護
- ・就労自立給付金
- ・進学準備給付金
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・一時生活支援事業
- ・生活困窮者家計改善支援事業
- ・生活困窮者就労準備支援事業
- ・認定就労訓練事業
- ・フッ化物応用推進事業（再掲）
- ・放課後子供教室事業（再掲）
- ・副食費負担軽減事業
- ・利用者支援事業（特定型）（再掲）

[施策関係課]

子育て給付課、子ども家庭支援センター、人権・こども支援課、福祉管理課、
母子保健課、保育幼稚園課、住宅政策課

■ 高知市における子どもの貧困対策の概要（厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援）





5

子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

5-1 生きる力の育成に向けた教育

現状と課題

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、学校生活において子どもたちが抱える問題の解消に努め、教育環境等の整備を進めていく必要があります。

子どもの学力の状況については、全国学力・学習状況調査^{※65}の結果などから、本市の小学校については全国平均レベルにあるといえますが、ここ数年下降傾向にあることが、また、中学生については調査開始当初から見れば改善傾向にあるものの、依然として全国平均を下回る状況であり、学力の定着に大きな課題があることが明らかになっています。本市では、平成19年度の調査開始以降、学力向上の取組を継続して行っております。現在は、「学力向上アクティブ・プラン^{※66}」の取組を推進しており、これまでの取組を継承するとともに、学力向上対策のさらなる充実を図っています。また、高知市到達度把握調査^{※67}を全ての市立小・中・義務教育学校で実施し、学校・学年の成果や課題、個人の学力の定着状況を明らかにし重点課題の把握に努めています。これらを個々に応じた学習指導の工夫や改善・支援に活かすことにより、全ての子どもの進路保障を目指した基礎学力の定着と向上を図っています。

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるために基盤となる道徳性を養うことを目標とする道徳教育については、道徳科を要とし学校の教育活動全体を通して適切に行います。また、「知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）」のバランスのとれた教育を通して「生きる力」を育むため、生活や学習の基盤となる生活習慣・学習習慣の確立や体験学習等の取組を実施しています。

本市の長期欠席・不登校児童生徒の出現率は、小学校・中学校・義務教育学校とともに全国より高い状態にあり、不登校児童生徒への対策としては、不登校状態にある児童生徒を対象とした「社会的自立への支援」の取組を推進するため、教育研究所教育支援センター^{※68}や各学校における支援の充実を図ります。また、全ての児童生徒を対象とした「不登校を生じさせない学校づくり」の取組として、人間関係づくりや授業づくり等をベースとした学級づくりを進めることで、未然防止に努めています。

また、特別な支援を必要とする児童生徒は、近年、増加傾向にあります。家庭の事情等で日本語が話せない状態で、帰国・来日する児童生徒も含め、支援体制の充実と関係機関との連携を図っていく必要があります。

このような子どもを取り巻く教育環境の変化に対応するため、教職員の資質・指導力の向上、授業改革のための意識の向上を目的として、各種研究・調査及び研修会、高知

市立学校教職員研修等の取組を行っています。

今後の方針

- ① 学力・学習面では授業改善に努め、授業研究を充実させ、全国水準を目指します。
- ② 児童・生徒の発達の段階に即し、学校教育全体を通して人権尊重の意識を高める教育活動を推進します。また、高知市いじめ防止基本方針^{※69}に基づき、いじめに対する取組を充実させ、児童生徒が安全・安心に学校生活ができるよう支援します。
- ③ 学級経営の充実を図り、子どもたちが「行きたくなる学校」を目指した取組を継続することで、長期欠席・不登校の未然防止に努めるとともに、個に応じた学びの場を保障する支援体制の充実を図ります。
- ④ 各学校や関係機関と連携を図り、特別な支援の必要な子どもに対するきめ細かな支援を通常の学級や特別支援学級でも進めています。
- ⑤ 家庭の事情等で日本語が話せない状態で、帰国・来日してきた児童生徒に対して、日本語の習得や学校生活への適応を目指した支援を進めています。
- ⑥ 生徒指導に係る研修の充実により、学校の組織的な対応力の向上を図るとともに小中連携体制の構築を促します。また、生徒指導上の諸課題を解決するための支援を通して、学校、保護者、地域の連携を図りながら子どもを育てる環境の醸成に取り組みます。

[主な関連事業等]

- ・社会人権教育推進事業
- ・不登校対策総合支援事業
- ・人権教育指導管理事業
- ・教育支援センター事業
- ・いじめ問題対策推進事業
- ・生徒指導充実事業
- ・特別支援学級サポート事業
- ・学校カウンセラー推進事業
- ・特別支援教育相談充実事業
- ・帰国・外国人児童生徒支援事業

[施策関係課]

学校教育課、人権・こども支援課、教育研究所



※65 全国学力・学習状況調査

文部科学省が、全国的に子どもたちの学力や学習の状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために平成19年度から実施している調査。

※66 学力向上アクティブ・プラン

平成29年度から4年間で展開する学力向上の取組。平成30年度に設置された「学力向上推進室」を中心として学力向上対策を推進。

※67 高知市到達度把握調査

本市の児童・生徒の学力向上を図るため、子ども一人ひとりの学習内容の理解度やつまづきの状況を把握し、個々に応じた指導に役立てることを目的として実施する調査。

※68 教育研究所教育支援センター

子どもが安心して自己表現できる居場所として、不登校児童生徒のために設置した適応指導教室のこと。

※69 高知市いじめ防止基本方針

市・教育委員会・学校・家庭・地域住民その他の関係機関等との連携のもとで、いじめの防止・早期発見及びいじめへの対処のための方策を、市民とともに総合的かつ効果的に推進するために平成26年度に策定した指針。平成30年7月に改定。

5-2 子どもの健全育成

現状と課題

近年、子どもたちへのスマートフォン等の普及により、容易にインターネットに接続できる環境となっており、長時間利用による生活リズムの乱れやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）におけるいじめ、有害サイトを通じた犯罪等が問題となっています。保護者や教職員などの子どもたちに関わる大人が、子どもたちのスマートフォン等の使用実態やメディア特性、被害の実態を理解した上で、家庭の中で使用方法を話し合うなど適切で安全・安心な利用を進めていくことが重要です。児童生徒、教職員、保護者、市民を対象に学習会や研修会を実施していますが、一層の充実を図る必要があります。

青少年健全育成の啓発活動や街頭指導においては、青少年対策推進本部を中心に、高知市青少年育成協議会^{※70}や高知市小中学校PTA連合会等と連携しながら、非行防止等を図ってきました。

少年補導センター^{※71}では、平成30年度の街頭補導活動で62名を補導し、学校や警察等と連携を図りながら不良行為少年の早期発見・早期指導に努めました。今後も引き続き、家庭裁判所、児童相談所、児童自立支援施設^{※72}等の関連機関や地区補導委員との連携を一層密にし、地域における連携強化に努めます。

少子高齢化、核家族の増加等、社会構造の変化に伴い、社会生活そのものが以前とは大きく変化し、人間関係が希薄化しています。人ととのふれあいが非常に乏しくなっていることから、相互学習や交流の場をつくる取組として、職場体験活動や地域の人々との世代間交流を通して、勤労の喜びや感謝の心、自立心を育む事業を展開しています。職場体験活動は中学校のキャリア教育の重要な取組として位置付けられており、より多くの事業所の理解と協力を得て、今後も継続的に実施していくことが望まれます。

また、保育所等の利用をしてきた児童が小学校1年生になった際に、放課後や休日における児童の居場所の確保が課題となる状況（小1の壁）の打破と、待機児童を解消する観点から、国が平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」への対応を含め、放課後等における学びや遊びの場、安全・安心な生活の場など子どもたちの居場所を確保するとともに、多様な体験や活動の機会を拡大する必要があります。

今後の方向性

- ① スマートフォン等の適切な使用方法について研修会の実施などにより啓発を行います。また、青少年健全育成の啓発活動や街頭指導による非行防止を図るとともに、地域に密着した青少年健全育成事業を展開します。
- ② 職場体験活動や世代間交流を通して、子どもたちが地域の人々に学び、また世代間の連帯意識を養うことにより、地域での新しい交流の場を広げるとともに、子どもと地域とがより密接となるよう関係づくりに努めます。



- ③ 高知チャレンジ塾運営事業^{※73}、子ども会活動などの学習支援の取組により、多くの子どもたちの居場所づくりと、学力、進路保障を進めます。
- ④ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室と放課後児童クラブとの一体的または連携した運営により、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう取り組みます。

[主な関連事業等]

- ・街頭補導活動事業
- ・中学生体験活動推進事業
- ・少年非行防止ポスター展事業
- ・世代間交流ふれあい事業
- ・少年非行対策
- ・高知チャレンジ塾運営事業
- ・環境浄化活動事業
- ・児童館・集会所子ども会活動
- ・インターネット犯罪から子どもを守る事業
- ・放課後児童健全育成事業（再掲）
- ・青少年健全育成事業
- ・放課後子ども教室事業

[施策関係課]

学校教育課、人権・こども支援課、少年補導センター、生涯学習課、子ども育成課

※70 高知市青少年育成協議会

市内 41 の小学校及び義務教育学校ごとに組織されている校区青少年育成協議会を構成員として設立されており、青少年の健全育成のために様々な活動を行っているボランティア団体

※71 少年補導センター

街頭補導、少年問題に関する相談活動、環境浄化活動等を行い、学校、地区補導委員、関係機関と連携しながら、青少年の健全育成、非行防止に向け、総合的・効果的な育成補導を行う機関。

※72 児童自立支援施設

児童福祉法に基づく児童の福祉施設の一つで、不良行為をした児童や将来不良行為をするおそれのある児童、及び環境上の理由で生活指導を要する児童を入所または通所により、社会生活に適応するよう指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設。

※73 高知チャレンジ塾運営事業

生活保護世帯・生活困窮世帯等の高知市内の中学校1年生から3年生までの生徒の学習の場を設け、学習支援・進学支援を継続的に行うことにより、高等学校進学や、生徒が将来への希望をもって進路を選択できるようにすることを目的とする。



5-3 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

子どもたちが主体性を持って考え、行動する力や、心豊かな人間性を備えた生きる力を地域社会の中で育んでいくために、親子の学習機会を充実していくとともに、地域住民や関係機関等の協力の下に体験活動やスポーツ・文化活動の機会を充実し、参加を促していくなどの取組が必要です。

市民図書館では、子ども読書活動推進事業として、おはなし会の実施や図書館見学の受入れ、保育所・幼稚園等への紙芝居セットの貸出等を展開しています。これらの事業は、乳幼児期から学童期までの幅広い年齢層に対して、言葉の習得や読書への誘い、創造力を育む取組となっています。

平成30年7月に開館したオーテピア高知図書館^{※74}では、おはなし会の機会が拡大し、参加者も増加しています。乳幼児連れの保護者や妊産婦が利用しやすいように、子どもコーナーの入り口に配置した「子育て応援コーナー」では、子育てに関する図書や関係機関のパンフレット等を置き、子育てに関する情報提供を行っています。また、児童図書の選定に資するため「児童図書選定支援コーナー」を設置し、子どもの読書活動に関わる人たちの利用に供しています。

図書館、点字図書館、科学館からなる複合施設「オーテピア」^{※75}はユニバーサルデザインに配慮した施設で、授乳やおむつ換えができるベビールームの設置やバリアフリー教材の充実を図り、特別な支援を必要とする子どもたちを含め、乳幼児から高齢者まで、誰もが利用しやすい施設となっています。多くの人に利用してもらえるように、事業のPR等、継続的な広報活動が重要となっています。

ふれあいセンターや文化センター、学校においては、子どもと保護者や地域が交流を図るために学習を通じ、教育効果の高まりを目指すことを目的として、学校の長期休暇等を利用し、親子のふれあいや共同作業の場づくりを推進しています。(平成30年度実績：親子ふれあい講座40講座実施・延べ参加者数1,843人、夏休み子ども教室10講座実施 延べ参加者数197人、世代間交流ふれあい事業58講座実施・延べ参加者数2,292人)

開かれた学校づくりの取組としては、地域の有識者等が学校の教育活動に参加し、学校と地域が一体となって、あいさつ運動やボランティア活動、公園遊具等の整備などの取組が展開されています。

地域と連携した教育の推進と活動については、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させる仕組として、学校運営協議会を設置した、「コミュニティ・スクール」の高知市立学校4校において、学校づくりを家庭や地域と協働して進めています。

また、学校における行事や様々な教育活動に、保護者や地域住民に広く参画していただくための仕組として、高知市立学校22校において、学校支援地域本部事業に取り組んでおり、登下校の見守り、授業補助、環境整備、部活動支援、防災教育等、学校や地域の状況に応じて、地域と協働しながら取組を進めているところです。さらに、高知市

教育シニア・ネットワーク^{※76}による地域や校舎内外の安全パトロール活動等により、他の団体や地域と連携した活動へと広がりを見せ、充実した活動が行われています。高知市教育シニア・ネットワークは、会員の高齢化や新規加入者の減少が課題となっており、新規加入者の確保や会員数の少ない地域での活動の充実が求められています。

文化・芸術活動の推進については、子どもから大人まで楽しめる「まんが」を貴重な文化資源として位置付け、企画展や市民が親しみを持つ参加型のイベントを開催するなど、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む取組を行っています。特に、「横山隆一記念まんが館」は、まんが文化の情報発信拠点として位置付けており、所蔵資料整理を始め、さらなる資料の収集や研究、公開と保存環境の整備が必要とされる他、学校や地域への活動情報の浸透が課題となっています。また、文化財施設を利用して、親子で楽しめるイベントを実施し、文化財に親しむ機会を提供しています。

スポーツ・レクリエーション活動の推進については、各研修会・認定員育成養成講習会の実施、交歓大会や少年野球教室等の実施等を行うことによりスポーツ少年団の育成や運動部活動等の推進を図り、選手の育成やスポーツの振興、競技力の向上を図る取組を行っています。子どもの体力低下を真摯にとらえ、身体・精神両面の基礎体力の向上と、多様なニーズに対応できる指導者の育成を図る必要があります。

今後の方針

- ① 市民図書館の取組として、子どもたちの行事の充実や読書環境の向上を図るとともに、「高知市こども読書活動推進計画」に基づき、様々な取組を実施します。
- ② 子どもと保護者や地域が交流を進めるための学習を通して、教育効果の高揚を目指し、相互学習の場である講座の実施及び教室の開設を行い、共同作業の場づくりを推進します。
- ③ 家庭や地域社会との連携強化を図るとともに、子どもの安全を守る活動の実施や学校の支援を進めます。
- ④ 芸術・文化活動の推進については、まんが文化の振興や情報発信、子どもから大人まで楽しめる参加型イベントの実施とその充実に努めるとともに、幅広い伝統文化に親しむ機会を提供します。
- ⑤ スポーツ・レクリエーション活動の推進については、子どもたちがのびのびとスポーツやレクリエーション活動に取り組むことにより、体力向上や健康増進にとどまらず、それぞれが得意な分野で活躍できるよう、継続して支援します。

[主な関連事業等]

- ・各種おはなし会開催
- ・まんが館事業



- ・図書館見学、職場体験受入れ事業
- ・理科学習振興事業
- ・文化財保存活用事業
- ・科学文化振興事業
- ・スポーツ少年団活動
- ・親子ふれあいの場づくり
- ・運動部活動等推進事業
- ・学校施設開放推進事業
- ・コミュニティ・スクール
- ・地域学級・講座開設事業
- ・学校支援地域本部事業
- ・開かれた学校づくり
- ・高知市教育シニア・ネットワーク推進事業

[施策関係課]

学校教育課、図書館・科学館課、生涯学習課、民権・文化財課、スポーツ振興課、
保育幼稚園課

※74 オーテピア高知図書館

高知県立図書館と高知市民図書館本館が共同運営する図書館

※75 オーテピア

高知県と高知市が共同で整備した「オーテピア高知図書館」「高知みらい科学館」
「オーテピア高知声と点字の図書館」の3つの施設からなる複合施設。

※76 高知市教育シニア・ネットワーク

社会に貢献できる子どもたちの健全育成を願って、地域や学校と連携して、子どもたち
に役立つ取組を進めている退職教職員の組織。



○数値目標

1 教育・保育

量の見込みと提供体制の確保の内容

[市域全域]

年度	区分	①量の見込み	特定教育・保育施設				高知市確保分
			高知市確保分	広域委託	広域受託	広域調整後合計	
令和2年度	1号認定	1,112	1,419	36	▲ 31	1,424	0
	2号認定(幼)	1,496	1,058	65	0	1,123	0
	2号認定(保)	4,848	5,630	0	0	5,630	19
	3号認定(0歳)	1,139	970	0	0	970	84
	3号認定(1・2歳)	3,675	3,537	5	0	3,542	159
令和3年度	1号認定	1,093	1,373	36	▲ 31	1,378	0
	2号認定(幼)	1,467	1,152	65	0	1,217	0
	2号認定(保)	4,752	5,637	0	0	5,637	19
	3号認定(0歳)	1,116	984	0	0	984	90
	3号認定(1・2歳)	3,606	3,570	5	0	3,575	172
令和4年度	1号認定	1,055	1,327	36	▲ 31	1,332	0
	2号認定(幼)	1,413	1,228	65	0	1,293	0
	2号認定(保)	4,585	5,637	0	0	5,637	19
	3号認定(0歳)	1,089	984	0	0	984	101
	3号認定(1・2歳)	3,622	3,570	5	0	3,575	199
令和5年度	1号認定	1,040	1,281	36	▲ 31	1,286	0
	2号認定(幼)	1,393	1,295	65	0	1,360	0
	2号認定(保)	4,522	5,637	0	0	5,637	19
	3号認定(0歳)	1,061	984	0	0	984	107
	3号認定(1・2歳)	3,541	3,570	5	0	3,575	212
令和6年度	1号認定	1,020	1,178	36	▲ 31	1,183	0
	2号認定(幼)	1,369	1,399	65	0	1,464	0
	2号認定(保)	4,430	5,651	0	0	5,651	19
	3号認定(0歳)	1,031	988	0	0	988	103
	3号認定(1・2歳)	3,452	3,585	5	0	3,590	197

(単位：人)

②供給					②-①	需 給 状 況
特定地域型保育事業			確認を受け ない幼稚園	認可外 保育施設		
広域委託	広域受託	広域調整 後合計				
0	0	0	280	0	1,704	592
0	0	0	0	0	1,123	▲ 373
0	0	19	0	0	5,649	801
0	0	84	0	4	1,058	▲ 81
0	0	159	0	18	3,719	44
0	0	0	280	0	1,658	565
0	0	0	0	0	1,217	▲ 250
0	0	19	0	0	5,656	904
0	0	90	0	4	1,078	▲ 38
0	0	172	0	18	3,765	159
0	0	0	280	0	1,612	557
0	0	0	0	0	1,293	▲ 120
0	0	19	0	0	5,656	1,071
0	0	101	0	4	1,089	0
0	0	199	0	18	3,792	170
0	0	0	280	0	1,556	526
0	0	0	0	0	1,360	▲ 33
0	0	19	0	0	5,656	1,134
0	0	107	0	4	1,095	34
0	0	212	0	18	3,805	264
0	0	0	280	0	1,463	443
0	0	0	0	0	1,464	95
0	0	19	0	0	5,670	1,240
0	0	103	0	4	1,095	64
0	0	197	0	18	3,805	353



(単位：人)

令和2年度 [市域全域、区域別]

	区分	①量の見込み	②供給（確保分）					②-①
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	確認を受けない幼稚園	認可外保育施設	合計	
市域全域	1号認定	1,112	1,424	0	280	0	1,704	592
	2号認定（幼）	1,496	1,123	0	0	0	1,123	▲ 373
	2号認定（保）	4,848	5,630	19	0	0	5,649	801
	3号認定（0歳）	1,139	970	84	0	4	1,058	▲ 81
	3号認定（1・2歳）	3,675	3,542	159	0	18	3,719	44
	合計	12,270	12,689	262	280	22	13,253	
東部	1号認定	501	491	0	0	0	491	▲ 10
	2号認定（幼）	667	504	0	0	0	504	▲ 163
	2号認定（保）	1,738	2,161	19	0	0	2,180	442
	3号認定（0歳）	457	334	55	0	4	393	▲ 64
	3号認定（1・2歳）	1,375	1,348	67	0	18	1,433	58
	合計	4,738	4,838	141	0	22	5,001	
西部	1号認定	512	640	0	280	0	920	408
	2号認定（幼）	635	371	0	0	0	371	▲ 264
	2号認定（保）	2,372	2,613	0	0	0	2,613	241
	3号認定（0歳）	524	466	21	0	0	487	▲ 37
	3号認定（1・2歳）	1,821	1,591	58	0	0	1,649	▲ 172
	合計	5,864	5,681	79	280	0	6,040	
南部	1号認定	91	198	0	0	0	198	107
	2号認定（幼）	178	183	0	0	0	183	5
	2号認定（保）	722	856	0	0	0	856	134
	3号認定（0歳）	151	170	1	0	0	171	20
	3号認定（1・2歳）	473	598	3	0	0	601	128
	合計	1,615	2,005	4	0	0	2,009	
北部	1号認定	8	90	0	0	0	90	82
	2号認定（幼）	16	0	0	0	0	0	▲ 16
	2号認定（保）	16	0	0	0	0	0	▲ 16
	3号認定（0歳）	7	0	7	0	0	7	0
	3号認定（1・2歳）	6	0	31	0	0	31	25
	合計	53	90	38	0	0	128	
広域調整	1号認定	-	▲ 5	0	0	0	▲ 5	-
	2号認定（幼）	-	▲ 65	0	0	0	▲ 65	-
	2号認定（保）	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定（0歳）	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定（1・2歳）	-	▲ 5	0	0	0	▲ 5	-
	合計		▲ 75	0	0	0	▲ 75	

I 東部区域（南街、北街、下知、江ノ口、五台山、高須、布師田、一宮、秦、大津、介良）

II 西部区域（上街、高知街、小高坂、旭街、潮江、初月、朝倉、鴨田）

III 南部区域（三里、長浜、御畠瀬、浦戸、春野）

IV 北部区域（鏡、土佐山）

V 広域調整（南国市）

※供給は「高知市から南国市への利用」（確保分増）と「南国市から高知市への利用」（確保分減）の調整後の数値

○保育利用率目標値（令和2年度） 44.4%（3号認定（0歳）供給値／0歳の子どもの数）
 76.5%（3号認定（1・2歳児）供給値／1・2歳の子どもの数）

令和3年度 [市域全域、区域別]

(单位：人)

区分	区分	①量の見込み	②供給（確保分）					②-①
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	確認を受けない幼稚園	認可外保育施設	合計	需給状況
市域全 域	1号認定	1,093	1,378	0	280	0	1,658	565
	2号認定（幼）	1,467	1,217	0	0	0	1,217	▲ 250
	2号認定（保）	4,752	5,637	19	0	0	5,656	904
	3号認定（0歳）	1,116	984	90	0	4	1,078	▲ 38
	3号認定（1・2歳）	3,606	3,575	172	0	18	3,765	159
	合計	12,034	12,791	281	280	22	13,374	
東部	1号認定	487	485	0	0	0	485	▲ 2
	2号認定（幼）	649	540	0	0	0	540	▲ 109
	2号認定（保）	1,691	2,161	19	0	0	2,180	489
	3号認定（0歳）	448	342	61	0	4	407	▲ 41
	3号認定（1・2歳）	1,375	1,365	80	0	18	1,463	88
	合計	4,650	4,893	160	0	22	5,075	
西部	1号認定	512	600	0	280	0	880	368
	2号認定（幼）	634	429	0	0	0	429	▲ 205
	2号認定（保）	2,369	2,620	0	0	0	2,620	251
	3号認定（0歳）	515	472	21	0	0	493	▲ 22
	3号認定（1・2歳）	1,759	1,607	58	0	0	1,665	▲ 94
	合計	5,789	5,728	79	280	0	6,087	
南部	1号認定	85	198	0	0	0	198	113
	2号認定（幼）	166	183	0	0	0	183	17
	2号認定（保）	674	856	0	0	0	856	182
	3号認定（0歳）	146	170	1	0	0	171	25
	3号認定（1・2歳）	466	598	3	0	0	601	135
	合計	1,537	2,005	4	0	0	2,009	
北部	1号認定	9	90	0	0	0	90	81
	2号認定（幼）	18	0	0	0	0	0	▲ 18
	2号認定（保）	18	0	0	0	0	0	▲ 18
	3号認定（0歳）	7	0	7	0	0	7	0
	3号認定（1・2歳）	6	0	31	0	0	31	25
	合計	58	90	38	0	0	128	
広域調整	1号認定	-	▲ 5	0	0	0	▲ 5	-
	2号認定（幼）	-	▲ 65	0	0	0	▲ 65	-
	2号認定（保）	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定（0歳）	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定（1・2歳）	-	▲ 5	0	0	0	▲ 5	-
	合計		▲ 75	0	0	0	▲ 75	

I 東部区域（南街，北街，下知，江ノ口，五台山，高須，布師田，一宮，秦，大津，介良）

II 西部区域（上街，高知街，小高坂，旭街，潮江，初月，朝倉，鴨田）

III 南部区域（三里，長浜，御置瀬，浦戸，春野）

IV 北部区域（鏡，土佐山）

V 広域調整（南国市）

*供給は「高知市から南国市への利用」(確保分増)と「南国市から高知市への利用」(確保分減)の調整後の数値

○保育利用率目標値（令和3年度） 46.2%（3号認定（0歳）供給値／0歳の子どもの数）

78.9% (3号認定 (1・2歳児) 供給値／1・2歳の子どもの数)



(単位：人)

令和4年度 [市域全域、区域別]

	区分	①量の見込み	②供給（確保分）					②-①
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	確認を受けない幼稚園	認可外保育施設	合計	
市域全域	1号認定	1,055	1,332	0	280	0	1,612	557
	2号認定（幼）	1,413	1,293	0	0	0	1,293	▲ 120
	2号認定（保）	4,585	5,637	19	0	0	5,656	1,071
	3号認定（0歳）	1,089	984	101	0	4	1,089	0
	3号認定（1・2歳）	3,622	3,575	199	0	18	3,792	170
	合計	11,764	12,821	319	280	22	13,442	
東部	1号認定	466	479	0	0	0	479	13
	2号認定（幼）	620	576	0	0	0	576	▲ 44
	2号認定（保）	1,616	2,161	19	0	0	2,180	564
	3号認定（0歳）	438	342	67	0	4	413	▲ 25
	3号認定（1・2歳）	1,385	1,365	93	0	18	1,476	91
	合計	4,525	4,923	179	0	22	5,124	
西部	1号認定	501	560	0	280	0	840	339
	2号認定（幼）	621	469	0	0	0	469	▲ 152
	2号認定（保）	2,321	2,620	0	0	0	2,620	299
	3号認定（0歳）	503	472	26	0	0	498	▲ 5
	3号認定（1・2歳）	1,757	1,607	72	0	0	1,679	▲ 78
	合計	5,703	5,728	98	280	0	6,106	
南部	1号認定	80	198	0	0	0	198	118
	2号認定（幼）	156	183	0	0	0	183	27
	2号認定（保）	632	856	0	0	0	856	224
	3号認定（0歳）	141	170	1	0	0	171	30
	3号認定（1・2歳）	474	598	3	0	0	601	127
	合計	1,483	2,005	4	0	0	2,009	
北部	1号認定	8	90	0	0	0	90	82
	2号認定（幼）	16	0	0	0	0	0	▲ 16
	2号認定（保）	16	0	0	0	0	0	▲ 16
	3号認定（0歳）	7	0	7	0	0	7	0
	3号認定（1・2歳）	6	0	31	0	0	31	25
	合計	53	90	38	0	0	128	
広域調整	1号認定	-	▲ 5	0	0	0	▲ 5	-
	2号認定（幼）	-	▲ 65	0	0	0	▲ 65	-
	2号認定（保）	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定（0歳）	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定（1・2歳）	-	▲ 5	0	0	0	▲ 5	-
	合計		▲ 75	0	0	0	▲ 75	

I 東部区域（南街、北街、下知、江ノ口、五台山、高須、布師田、一宮、秦、大津、介良）

II 西部区域（上街、高知街、小高坂、旭街、潮江、初月、朝倉、鴨田）

III 南部区域（三里、長浜、御置瀬、浦戸、春野）

IV 北部区域（鏡、土佐山）

V 広域調整（南国市）

※供給は「高知市から南国市への利用」（確保分増）と「南国市から高知市への利用」（確保分減）の調整後の数値

○保育利用率目標値（令和4年度） 47.8%（3号認定（0歳）供給値／0歳の子どもの数）

79.1%（3号認定（1・2歳児）供給値／1・2歳の子どもの数）

令和5年度 [市域全域、区域別]

(单位：人)

	区分	①量の見込み	②供給（確保分）					②-①
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	確認を受けない幼稚園	認可外保育施設	合計	需給状況
市域全域	1号認定	1,040	1,286	0	280	0	1,566	526
	2号認定（幼）	1,393	1,360	0	0	0	1,360	▲ 33
	2号認定（保）	4,522	5,637	19	0	0	5,656	1,134
	3号認定（0歳）	1,061	984	107	0	4	1,095	34
	3号認定（1・2歳）	3,541	3,575	212	0	18	3,805	264
	合計	11,557	12,842	328	280	22	13,482	
東部	1号認定	461	473	0	0	0	473	12
	2号認定（幼）	614	603	0	0	0	603	▲ 11
	2号認定（保）	1,598	2,161	19	0	0	2,180	582
	3号認定（0歳）	429	342	73	0	4	419	▲ 10
	3号認定（1・2歳）	1,357	1,365	106	0	18	1,489	132
	合計	4,459	4,944	198	0	22	5,164	
西部	1号認定	491	520	0	280	0	800	309
	2号認定（幼）	608	509	0	0	0	509	▲ 99
	2号認定（保）	2,272	2,620	0	0	0	2,620	348
	3号認定（0歳）	490	472	26	0	0	498	8
	3号認定（1・2歳）	1,721	1,607	72	0	0	1,679	▲ 42
	合計	5,582	5,728	98	280	0	6,106	
南部	1号認定	81	198	0	0	0	198	117
	2号認定（幼）	157	183	0	0	0	183	26
	2号認定（保）	638	856	0	0	0	856	218
	3号認定（0歳）	136	170	1	0	0	171	35
	3号認定（1・2歳）	457	598	3	0	0	601	144
	合計	1,469	2,005	4	0	0	2,009	
北部	1号認定	7	90	0	0	0	90	83
	2号認定（幼）	14	0	0	0	0	0	▲ 14
	2号認定（保）	14	0	0	0	0	0	▲ 14
	3号認定（0歳）	6	0	7	0	0	7	1
	3号認定（1・2歳）	6	0	31	0	0	31	25
	合計	47	90	38	0	0	128	
広域調整	1号認定	-	▲ 5	0	0	0	▲ 5	-
	2号認定（幼）	-	▲ 65	0	0	0	▲ 65	-
	2号認定（保）	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定（0歳）	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定（1・2歳）	-	▲ 5	0	0	0	▲ 5	-
	合計		▲ 75	0	0	0	▲ 75	

I 東部区域(南街, 北街, 下知, 江ノ口, 五台山, 高須, 布師田, 一宮, 秦, 大津, 介良)

II 西部区域（上街，高知街，小高坂，旭街，潮江，初月，朝倉，鴨田）

III 南部区域（三里，長浜，御畠瀬，浦戸，春野）

IV 北部区域（鏡，土佐山）

V 広域調整（南国市）

※供給は「高知市から南国市への利用」(確保分増)と「南国市から高知市への利用」(確保分減)の調整後の数値

○保育利用率目標値（令和5年度） 49.3%（3号認定（0歳）供給値／0歳の子どもの数）

81.2%（3号認定（1・2歳児）供給値／1・2歳の子どもの数）



令和6年度 [市域全域、区域別]

(单位：人)

	区分	①量の見込み	②供給（確保分）					②-①
			特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	確認を受けない幼稚園	認可外保育施設	合計	
市域全域	1号認定	1,020	1,183	0	280	0	1,463	443
	2号認定（幼）	1,369	1,464	0	0	0	1,464	95
	2号認定（保）	4,430	5,651	19	0	0	5,670	1,240
	3号認定（0歳）	1,031	988	107	0	4	1,095	64
	3号認定（1・2歳）	3,452	3,590	197	0	18	3,805	353
	合計	11,302	12,876	319	280	22	13,497	
東部	1号認定	458	467	0	0	0	467	9
	2号認定（幼）	610	610	0	0	0	610	0
	2号認定（保）	1,588	2,161	19	0	0	2,180	592
	3号認定（0歳）	418	342	73	0	4	419	1
	3号認定（1・2歳）	1,327	1,365	106	0	18	1,489	162
	合計	4,401	4,945	198	0	22	5,165	
西部	1号認定	476	438	0	280	0	718	242
	2号認定（幼）	591	591	0	0	0	591	0
	2号認定（保）	2,206	2,620	0	0	0	2,620	414
	3号認定（0歳）	477	472	26	0	0	498	21
	3号認定（1・2歳）	1,679	1,607	72	0	0	1,679	0
	合計	5,429	5,728	98	280	0	6,106	
南部	1号認定	79	198	0	0	0	198	119
	2号認定（幼）	154	183	0	0	0	183	29
	2号認定（保）	622	856	0	0	0	856	234
	3号認定（0歳）	130	170	1	0	0	171	41
	3号認定（1・2歳）	441	598	3	0	0	601	160
	合計	1,426	2,005	4	0	0	2,009	
北部	1号認定	7	75	0	0	0	75	68
	2号認定（幼）	14	15	0	0	0	15	1
	2号認定（保）	14	14	0	0	0	14	0
	3号認定（0歳）	6	4	3	0	0	7	1
	3号認定（1・2歳）	5	15	16	0	0	31	26
	合計	46	123	19	0	0	142	
広域調整	1号認定	-	▲ 5	0	0	0	▲ 5	-
	2号認定（幼）	-	▲ 65	0	0	0	▲ 65	-
	2号認定（保）	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定（0歳）	-	0	0	0	0	0	-
	3号認定（1・2歳）	-	▲ 5	0	0	0	▲ 5	-
	合計		▲ 75	0	0	0	▲ 75	

I 裏部区域（南街、北街、下知、江ノ口、五台山、高徳、布師田、二宮、秦、大津、介良）

西部区域（上街，高知街，小高坂，旭街，潮江，初月，朝倉，鷺田）

正四部区域（上街，高知街，小高坂，旭街，潮江）
正三南部区域（三里，長浜，御畠瀬，浦戸，春野）

IV 南部区域（二主，長浜，
北部区域（鏡，土佐山）

V 広域調整（南国市）

※供給は「高知市から南国市への利用」(確保分増)と「南国市から高知市への利用」(確保分減)の調整後の数値

○保育利用率目標値（令和6年度） 50.7%（3歳認定（0歳）供給値／0歳の子どもの数）

83.3% (3号認定 (1・2歳児) 供給値／1・2歳の子どもの数)

認定こども園の普及に係る考え方と認定こども園への移行を促進するために計画で定める数

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設で、新制度以降、私学助成の幼稚園からの移行等により、令和元年度当初で21施設を設置している。

本市では、国の第8次地方分権一括法により、令和元年度から幼保連携型以外の認定こども園の認定の権限が県から移譲され、平成27年度からの幼保連携型認定こども園と併せ、すべての認定こども園において、本市の権限において認可・認定が可能となつたことから、引き続き、本市において、その普及に努めることとする。

今後の幼稚園及び保育所等からの認定こども園への移行については、施設の意向や子育て世帯の保育ニーズにより、適切に把握し、体制を確保する必要があり、現時点での、移行等の予定は下表のとおりである。なお、今後の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行の申請があった場合の、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年告示第159号。以下「基本指針」という。）第三の四の2の(二)の(2)のウに規定する「都道府県計画（中核市にあっては、市町村計画）で定める数」については、必要に応じて事業計画の修正等により定めることとする。

認定こども園の類型別計画

(単位：施設)

類型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼保連携型	4	4→5	5	5	5
幼稚園型	9	9→10	10	10	10
保育所型	5	5→4	4	4	4
地方裁量型	2	2	2	2	2
合計	20	20→21	21	21	21

※移行等の状況

令和3年度 保育所型から幼保連携型へ類型変更（1施設）

新制度幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行（1施設）



2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 域 全 域	①量の見込み	2,425	2,379	2,330	2,286	2,232
	②供給	2,417	2,431	2,467	2,467	2,525
	②-①需給状況	▲ 8	52	137	181	293
東 部	①量の見込み	853	839	819	806	794
	②供給	851	861	866	866	866
	②-①需給状況	▲ 2	22	47	60	72
西 部	①量の見込み	1,245	1,227	1,209	1,183	1,151
	②供給	1,073	1,077	1,108	1,108	1,166
	②-①需給状況	▲ 172	▲ 150	▲ 101	▲ 75	15
南 部	①量の見込み	310	295	286	282	273
	②供給	476	476	476	476	476
	②-①需給状況	166	181	190	194	203
北 部	①量の見込み	17	18	16	15	14
	②供給	17	17	17	17	17
	②-①需給状況	○	▲ 1	1	2	3

I 東部区域（南街、北街、下知、江ノ口、五台山、高須、布師田、一宮、秦、大津、介良）

II 西部区域（上街、高知街、小高坂、旭街、潮江、初月、朝倉、鴨田）

III 南部区域（三里、長浜、御畠瀬、浦戸、春野）

IV 北部区域（鏡、土佐山）

(2)-①幼稚園における一時預かり事業（1号認定による利用）

(2)-②幼稚園における一時預かり事業（2号認定による利用）

[市域全域]

(単位：人日)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	165,600	162,378	156,499	154,205	151,401
(1号認定)	2,566	2,525	2,441	2,403	2,362
(2号認定)	163,034	159,853	154,058	151,802	149,039
②供給	165,600	162,378	156,499	154,205	151,401
(1号認定)	2,566	2,525	2,441	2,403	2,362
(2号認定)	163,034	159,853	154,058	151,802	149,039
②-①需給状況	0	0	0	0	0

(2)-③一時預かり事業（その他）

[市域全域]

(単位：人日)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11,767	11,551	11,364	11,128	10,894
②供給	11,228	11,228	11,228	11,228	11,228
②-①需給状況	▲ 539	▲ 323	▲ 136	100	334

(3) 放課後児童健全育成事業

[市域全域]

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	1,432	1,441	1,446	1,456
	2年生	1,256	1,262	1,269	1,276
	3年生	959	965	969	976
	4年生	460	498	534	568
	5年生	104	112	121	129
	6年生	27	29	31	33
	低学年	3,647	3,668	3,684	3,708
	高学年	591	639	686	730
	合計	4,238	4,307	4,370	4,438
②供給	4,238	4,307	4,370	4,438	4,511
②-①需給状況	0	0	0	0	0



(4) 地域子育て支援拠点事業

[市域全域]

(単位：人日)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	60,037	58,872	57,666	56,589	55,310
②供給	59,600	61,600	61,600	61,600	61,600
②-①需給状況	▲ 437	2,728	3,934	5,011	6,290
施設数	15	16	16	16	16

(5)-①病児保育事業（非施設型・訪問型）

(単位：人日)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	196	194	190	186	182
②供給	196	194	190	186	182
②-①需給状況	0	0	0	0	0

(5)-②病児保育事業（体調不良児対応型）

(単位：人日)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8,613	8,446	8,273	8,118	7,935
②供給	8,613	8,446	8,273	8,118	7,935
②-①需給状況	0	0	0	0	0
施設数	59	59	59	59	59

(5)-③病児保育事業（施設型）

(単位：人日)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,161	2,132	2,104	2,074	2,043
②供給	1,882	1,882	1,882	1,882	2,282
②-①需給状況	▲ 279	▲ 250	▲ 222	▲ 192	239
施設数	5	5	5	5	6

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

[市域全域]

(単位：人日)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,287	2,246	2,211	2,172	2,132
②供給	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250
②-①需給状況	▲ 37	4	39	78	118

(7)子育て短期支援事業

[市域全域]

(単位:人日)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ	①量の見込み	532	525	520	514	507
	②供給	600	600	600	600	600
	②-①需給状況	68	75	80	86	93
トワイライトステイ	①量の見込み	90	89	89	89	88
	②供給	350	350	350	350	350
	②-①需給状況	260	261	261	261	262
合計	①量の見込み	622	614	609	603	595
	②供給	950	950	950	950	950
	②-①需給状況	328	336	341	347	355

(8)-①養育支援訪問事業

[市域全域]

(単位:件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数(0~11歳)	31,273	30,690	30,198	29,643	29,064
①量の見込み	481	472	464	456	447
②現在の状況	727	727	727	727	727
②-①の状況	246	255	263	271	280
提供体制の確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：家庭訪問支援員 3人 (児童の養育環境や家庭調整等に関する相談・援助等について相当の知識及び経験を有する者であって、各種福祉施策についても知識を有している保育士・ヘルパー・栄養士等) ・実施機関：乳児院 高知聖園ベビーホーム 児童家庭支援センター 高知みその ・委託団体等：社会福祉法人 みその児童福祉会 				

(8)-②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

[市域全域]

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供体制の確保の内容	実 施				



(9)妊婦健康診査

[市域全域]

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (健診回数)	2,384	2,335	2,279	2,221	2,159
	33,376	32,690	31,906	31,094	30,226
②現在の状況(健診回数)	28,608	—	—	—	—
②-①の状況	▲4,768				
提供体制の確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所及び実施体制：県内の医療機関または助産所に高知県が広域で委託契約して実施（実施主体は高知市） ※契約先：高知県医師会/国立病院機構高知病院/高知大学医学部附属病院/あき総合病院/幡多けんみん病院/高知医療センター／助産所等（1か所） ・検査項目：国で定められた検査項目+子宮頸管長測定+細菌培養検査 ・実施時期：原則として妊娠期間中の国基準に定める時期（受診回数14回） 				

(10)乳児家庭全戸訪問事業

[市域全域]

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,384	2,335	2,279	2,221	2,159
②現在の状況	2,310	—	—	—	—
②-①の状況	▲74				
提供体制の確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制：子育て支援訪問員 23人 地区担当保健師 14人 ・担当部署：母子保健課 				

(11)利用者支援事業

[市域全域]

(単位：施設数)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4	5	5	5	5
②供給	基本型	—	—	—	—
	特定型	1	1	1	1
	母子保健型	3	4	4	4
②-①需給状況	0	0	0	0	0

(12)-①実費徴収に係る補足給付を行う事業

[市域全域]

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,598	2,464	2,336	2,215	2,101
②供給	2,598	2,464	2,336	2,215	2,101
②-①需給状況	0	0	0	0	0

(12)-②実費徴収に係る補足給付を行う事業（副食費の免除）

[市域全域]

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	432	432	432	432	432
②供給	432	432	432	432	432
②-①需給状況	0	0	0	0	0

(13)多様な主体の参入促進事業・能力活用事業

[市域全域]

(単位：施設)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②供給	1	1	1	1	1
②-①需給状況	0	0	0	0	0



3 児童福祉法第56条の4の2第1項に規定する市町村整備計画

(1)保育所整備計画

令和元年度末までの耐震化の状況

区分	対象施設数	市域全域	耐震施設数				耐震化率
			東部	西部	南部	北部	
公立	26	25	7	8	8	2	96.2%
私立	61	58	19	30	9	0	95.1%
合計	87	83	26	38	17	2	95.4%

令和2年度以降の整備計画

年度	区分	市域全域	実施・計画数				内訳	耐震化実施・計画数	耐震施設数計	耐震化率	対象施設数	備考
			東部	西部	南部	北部						
令和2年度	公立	0	0	0	0	0		0	25	96.2%	26	
	私立	2	2	0	0	0	耐震化工事1施設 老朽改築工事1施設	1	59	96.7%	61	
	合計	2	2	0	0	0		1	84	96.6%	87	
令和3年度	公立	1	1	0	0	0	耐震化工事1施設	1	26	100.0%	26	
	私立	0	0	0	0	0		0	59	96.7%	61	
	合計	1	1	0	0	0		1	85	97.7%	87	
令和4年度	公立	0	0	0	0	0		0	26	100.0%	26	
	私立	3	2	0	1	0	耐震化工事2施設 老朽改築工事1施設	2	61	100.0%	61	
	合計	3	2	0	1	0		2	87	100.0%	87	
令和5年度	公立	0	0	0	0	0		0	26	100.0%	26	
	私立	1	0	1	0	0	老朽改築工事1施設	0	61	100.0%	61	
	合計	1	0	1	0	0		0	87	100.0%	87	
令和6年度	公立	0	0	0	0	0		0	26	100.0%	26	
	私立	1	0	1	0	0	老朽改築工事1施設	0	61	100.0%	61	
	合計	1	0	1	0	0		0	87	100.0%	87	

※耐震化工事 : 改築もしくは耐震補強工事による耐震性の確保

※老朽改築化工事 : 建物の耐用年数経過による改築工事

(2) 幼保連携型認定こども園整備計画

令和元年度末までの状況

区分	対象施設数	市域全域	耐震施設数				耐震化率
			東部	西部	南部	北部	
公立	0	0	0	0	0	0	—
私立	5	3	2	1	1	0	60.0%
合計	5	3	2	1	1	0	—

令和2年度以降の整備計画

年度	区分	市域全域	実施・計画数				内訳	耐震化実施・計画数	耐震施設数計	耐震化率	対象施設数	備考
			東部	西部	南部	北部						
令和2年度	公立	0	0	0	0	0		0	0	—	0	
	私立	0	0	0	0	0		0	3	75.0%	4	
	合計	0	0	0	0	0		0	3	75.0%	4	
令和3年度	公立	0	0	0	0	0		0	0	—	0	
	私立	0	0	0	0	0		0	4	80.0%	5	
	合計	0	0	0	0	0		0	4	80.0%	5	
令和4年度	公立	0	0	0	0	0		0	0	—	0	
	私立	1	0	1	0	0	耐震化工事1施設	0	5	100.0%	5	
	合計	1	0	1	0	0		0	5	100.0%	5	
令和5年度	公立	0	0	0	0	0		0	0	—	0	
	私立	0	0	0	0	0		0	5	100.0%	5	
	合計	0	0	0	0	0		0	5	100.0%	5	
令和6年度	公立	0	0	0	0	0		0	0	—	0	
	私立	0	0	0	0	0		0	5	100.0%	5	
	合計	0	0	0	0	0		0	5	100.0%	5	

※耐震化工事：改築もしくは耐震補強工事による耐震性の確保



4 新・放課後子ども総合プラン

(1) 放課後児童クラブ

[市域全域]

(単位: クラブ)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	113	113	116	117	118
②供給	96	101	106	112	118
②-①需給状況	▲ 17	▲ 12	▲ 10	▲ 5	0

[市域全域]

(単位: 校)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35	35	35	35	35
②供給	35	35	35	35	35
②-①需給状況	0	0	0	0	0

(2) 放課後子ども教室

[市域全域]

(単位: 人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	931	931	931	931	931
②供給	931	931	931	931	931
②-①需給状況	0	0	0	0	0

[市域全域]

(単位: 校)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	41	41	41	41	41
②供給	41	41	41	41	41
②-①需給状況	0	0	0	0	0

(3) 一体的に実施する小学校

[市域全域]

(単位: 校)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35	35	35	35	35
②供給	5	10	20	30	35
②-①需給状況	▲ 30	▲ 25	▲ 15	▲ 5	0

○子どもの貧困対策に関する指標

指標	高知市		高知県		国	
	数値	備考	数値	備考	数値	備考
1 妊娠 11 週以下の妊娠の届出	94.4%	H30	93.1%	H30	93.0%	H29
2 乳幼児健康診査の受診率（1歳6か月児）	98.0%	H30	97.0%	H30	96.2%	H29
3 乳幼児健康診査の受診率（3歳児）	98.3%	H30	97.1%	H30	95.2%	H29
4 ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	80.6%	H27	-	-	72.3%	H23
5 放課後児童クラブや放課後子ども教室の活動の学校内での実施校率（小学校）	100%	R01	95.8%	H30	-	-
6 就学援助を受けた児童生徒の割合	31.6%	H28	25.6%	H28	15.0%	H28
7 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	96.1%	H31	-	-	93.6%	H25
8 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	5.5%	H31	5.8%	H30	4.1%	H30
9 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	22.6%	H31	-	-	32.9%	H25
10 生活保護世帯に属する子どもの就職率（中学校卒業後）	0%	H31	-	-	2.5%	H25
11 生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校等卒業後）	58.3%	H31	-	-	46.1%	H25
12 生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率と就職率の合算値	96.1%	H31	93.8%	H30	-	-
13 生活保護世帯の子どもの高校等卒業後の進学率と就職率の合算値	82.9%	H31	82.4%	H30	-	-
14 高等職業訓練促進給付金による資格取得者数	24人	H30	34人	H30	-	-
15 ひとり親家庭の保護者の高等職業訓練促進給付金の利用者数	58人	H30	92人	H30	-	-
16 ひとり親世帯の割合	3.5%	H27	2.1%	H27	1.5%	H27
17 6歳未満の子どもがいる世帯のうち核家族世帯が占める比率	90.9%	H27	87.0%	H27	-	-
18 18歳未満の子どもがいる世帯のうち核家族世帯が占める比率	87.9%	H27	84.4%	H27	-	-
19 母子家庭の就労形態が正社員・正職員の割合	57.7%	H27	56.7%	H27	-	-
20 父子家庭の就労形態が正社員・正職員の割合	90.2%	H27	87.5	H27	-	-
21 ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談件数	-	-	739件	H30	-	-
22 ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談者のうち就職決定者数	23人	H30	33人	H30	-	-
23 生活保護世帯の高知チャレンジ塾の登録者数	91人	H30	-	-	-	-
24 生活困窮世帯等の高知チャレンジ塾の登録者数	291人	H30	-	-	-	-
25 高知チャレンジ塾の高等学校等進学率	99.3%	H30	-	-	-	-
26 生活保護世帯の高知チャレンジ塾の高等学校等進学率	100%	H30	-	-	-	-

IV 資料編



1 高知市子ども・子育て支援会議答申

答申内容を記載

2 高知市子ども・子育て支援会議委員名簿

氏 名		所属・役職等	備 考
会 長	有田 尚美	高知県幼保支援スーパーバイザー	
副会長	神家 一成	国立大学法人高知大学教育研究部 名誉教授	
委 員	井上 康子	日本労働組合総連合会高知県連合会 副会長 女性委員会委員長	
委 員	伊野部 武男	高知市民営保育所協議会 会長	
委 員	植野 弘子	高知県保育士会 副会長	
委 員	沖田 良二	高知県経営者協会 事務局長	
委 員	小野 知	高知市小中学校 PTA 連合会 理事	
委 員	吉川 清志	高知県医師会 常任理事	
委 員	齊藤 雄也	高知市保育所保護者会連合会 顧問	
委 員	中西 稔	NPO法人力ンガルーの会 副理事長	
委 員	中屋 優子	高知市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	
委 員	新谷 五月	高知県私立幼稚園PTA連合会 副会長	
委 員	畠山 理恵	社会福祉法人昭和会 支援課長	
委 員	松下 整	高知市立小中義務教育特別支援学校長会 会長	
委 員	宮地 彌典	高知県私立幼稚園連合会 会長	

※委員については、五十音順です。

3 計画策定の経過

開催日等	内 容
平成 30 年 10月11日 ～ 平成 31 年 3月31日	「第2期高知市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」実施 調査対象：高知市に居住している小学校就学前の児童（保護者）から無作為抽出 配布数：3,000 回収数：1,616 回収率：53.9% 調査方法：郵送配布、郵送回収
令和元年 7月3日	令和元年度第1回高知市子ども・子育て支援会議 ○第2期事業計画の骨子について ○第2期事業計画の基本理念及び基本方針について
9月3日	令和元年度第2回高知市子ども・子育て支援会議 ○第2期事業計画の骨子について ○施策体系について ○量の見込みについて
10月17日	令和元年度第3回高知市子ども・子育て支援会議 ○各論について ○重点施策について
11月25日	令和元年度第4回高知市子ども・子育て支援会議 ○各論 4-5 厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援について ○各論の修正点について ○量の見込みの追記について
令和2年 1月15日	令和元年度第5回高知市子ども・子育て支援会議 ○第2期高知市子ども・子育て支援事業計画の原案について
1月27日 ～ 2月25日	パブリック・コメント実施
3月3日	令和元年度第6回高知市子ども・子育て支援会議 ○高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況（点検・評価） ○第2期高知市子ども・子育て支援事業計画案について

4 高知市子ども・子育て支援会議条例

○高知市子ども・子育て支援会議条例

(平成 25 年 4 月 1 日条例第 54 号)

改正 平成 26 年 4 月 1 日条例第 65 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、高知市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 支援会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 支援会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 支援会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 支援会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 支援会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 支援会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開催される支援会議の会議は、市長が招集する。

附 則(平成26年4月1日条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。